

平成26年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第1号

平成26年11月20日(木曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
6番	田 谷 文 子 君	13番	矢 口 龍 人 君
7番	小松崎 誠 君	14番	藤 井 裕 一 君
8番	加 固 豊 治 君		

欠席議員

5番	山 本 文 雄 君	16番	廣 瀬 義 彰 君
15番	山 内 庄兵衛 君		

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	水 道 事 務 所 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君	山 悟
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	杉 田 正 和

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定について
- 議案第 78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 84号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 87号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 88号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 89号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 90号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 91号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 92号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結について
- 議案第 93号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定について
- 議案第 94号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定について
- 議案第 95号 かすみがうら市土地開発公社の解散について
- 議案第 96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 97号 市道路線の廃止について

議案第98号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定について
- 議案第78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第87号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第88号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第91号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第92号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結について
- 議案第93号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定について

- 議案第94号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定について
- 議案第95号 かすみがうら市土地開発公社の解散について
- 議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更について
- 日程第 7 議案第97号 市道路線の廃止について
- 議案第98号 市道路線の認定について
-

開 会 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成26年かすみがうら市議会第4回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番 矢口龍人君、14番 藤井裕一君、1番 来栖丈治君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月4日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（鈴木良道君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、去る10月17日に山内庄兵衛君が、総務大臣から議員在職35年の感謝状を授与されましたので、皆様にご報告をいたします。

次に、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配付しました議長行事等一覧表の

とおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、総務委員会並びに文教厚生委員会から調査結果報告書が提出されておりますので、委員長から報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等についてご報告いたします。

本委員会は、平成26年第3回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査事項について、11月7日に調査を実施いたしました。

調査事件といたしましては、デマンド型乗合タクシーの現状について、公共施設使用料等の見直しについて、公共施設等のあり方に関する市民アンケートの実施状況について、以上3件を議題とし、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら、慎重に調査を実施いたしました。

なお、協議の経過・内容については、お手元に配付させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

次に、文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

おはようございます。

文教厚生委員会の調査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成26年第3回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成26年10月23日及び10月29日に委員会を開催いたしました。

10月23日の委員会では、文教厚生委員会の所管に関する事項として、救急医療について、土浦市おおつ野四丁目地内の土浦協同病院移設新築工事現場の視察研修を実施いたしました。

現地視察では、地域と一体化された開かれた病院として、地域住民の健康を守る医療の拠点であると同時に、雇用促進、経済活性化、自然環境の保全を視野に入れた「メディカル・エコタウン」（医療環境経済都市）構想について説明を受けました。

10月29日の委員会では、（1）小学校教育及び中学校教育に関する事項として、いじめ防止等に関する条例の制定及びいじめ防止基本方針の策定について、（2）公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項として、霞ヶ浦地区統合小学校統合委員会の協議状況について、平成26年度の学校施設整備に係る進捗状況について、下稻吉小学校改築整備計画について執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容・経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、10月30日ないし31日に、茨城県市議会議長会主催による平成26年度第1回議員研修会が筑西市を会場に開催され、矢口龍人君、小倉 博君、来栖丈治君が参加されましたので、代表して来栖丈治君から報告をお願いします。

1番 来栖丈治君。

[1番 来栖丈治君登壇]

○1番（来栖丈治君）

おはようございます。

茨城県市議会議長会主催による第1回議員研修会に参加をいたしましたので、ご報告申し上げます。矢口議員、小倉議員と私で、去る10月30日から31日にかけて、筑西市のダイヤモンドホール及びザ・ヒロサワシティにおいて、茨城県市議会議長会の研修会に出席をしております。

中小企業診断士の江田 彰先生を招いて、「人づくり～中小企業の経営改善支援を通じて～」という演題での講演と二日目がザ・ヒロサワシティの施設見学がありましたので、その研修概要についてご報告申し上げます。

講演の趣旨としましては、1番として、生まれ育ったふるさと（筑西市・茨城県）への恩返し（経験を語ることで何かお役に立てることはないか）

2番として、民間企業の経営への取り組みの紹介（公共団体との違いはあるか。一助にできないか）

3番として、人づくりの体験談（一般的な教育論でなく、現在までの経験から）

という3項目で講演がありました。

最初に、大手建設メーカーの概要について説明があり、29歳で中小企業診断士の資格を取得し、協力企業の経営体質改善活動の指導を担当されたとのことでした。また、社内の改革に関する活動に参画し、社名呼称の変更やユニフォームの変更などの立案や外国企業との合併会社での勤務を経て定年退職を迎え、再雇用を選択せず、独立の決断をして現在に至っています。

独立後は、中小企業診断士とISO審査員として経営改善支援と企業支援を行っていて、事例の紹介がありました。

最後に、経験を通じて心がけたい「人づくり」の主要10項目として、「出番をつくる」、「仕事を任せる」、「常にワンランク上の課題を与える」、「答えを与えず、考えさせる」、「成功体験をさせる」、「長所を見つけ、伸ばしてやる」、「やってみせ、やらせてみて、褒めてやる」、「失敗を責めない」、「仕事の成果をきちんと評価」、「異質体験をさせる」という項目が人づくりに大切であるということでした。

特に、杭を打つハンマーを持つ右手と同じように、杭を押さえている左手も評価してやる。体験しか変わることはないという言葉が印象に残りました。

二日目の施設見学は、「自然、健康」をテーマに敷地面積約100万平方メートルの敷地にゴルフ場を初め、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代が楽しめるパークゴルフ場、貸農園、美術館、専門学校など、あらゆる施設が整備されておりまして、一部の建物を除いて、統一されたデ

ザインの建物が敷地内に点在をしていました。

テーマパークという考え方と聞きましたが、バス3台、3班構成で移動する形で施設視察が行われましたが、規模が大き過ぎて驚くばかりでした。

以上で、茨城県市議会議長会平成26年度第1回議員研修会の報告といたします。

平成26年11月20日。

派遣議員代表 来栖丈治。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議員派遣の報告を終わります。

次に、本日までに請願第9号 緊急の過剰米処理を求める請願を受理し、お手元に配付しました請願文書表に記載のとおり、産業建設委員会へ付託をいたしましたのでご報告をいたします。

また、陳情等2件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に、平成26年第3回臨時会並びに第3回定例会の会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条第4項の規定による平成26年度定期監査結果報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年8月から10月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 77号ないし議案第 85号

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定についてないし議案第85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてまでの9件を会議規則第35条の規定のより一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第77号から議案第85号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定につきましては、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正により、都市計画法に基づく開発許可等の権限が市に移譲されることに伴い、都市計画法第33条第4項並びに同法第34条第11号及び第12号の規定により、新たに本条例を制定するものです。

次に、議案第78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国及び他自治体の給与制度との均衡を図るため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国及び他自治体の給与制度との均衡を図るため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第80号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴い、平成26年度における職員の給料表、通勤手当及び勤務手当について、国に準拠した制度とするため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県からの権限移譲に伴い、開発行為許可申請等の手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本市における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図るため、現行条例の失効日を改正するものです。

次に、議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公共事業用地の先行取得を目的とした基金の取り崩しができないために、新たに処分規定を設けるものです。

次に、議案第84号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、出産育児一時金について、産科医療補償制度保険料掛金が減額されることに伴い、支給総額を維持する観点から、本条例に規定する出産育児一時金額を引き上げるものです。

次に、議案第85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、霞ヶ浦帆引き船の無形民俗文化財の指定を進めるため、本条例の一部を改正するものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明いたさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

順次、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第77号についての説明を求めます。

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定について、趣旨をご説明いたします。

市の開発行政基盤の強化と自立能力の向上を促すことが求められている中、自主的、自立的にまちづくりに取り組めるよう、土地利用等の主要事務の権限を包括的に茨城県から一任し、市民サービスの向上を図るものでございます。

移管側である茨城県は、11月14日定例会において可決されており、受任側の当市も都市計画法第34条第11号及び第12号に規定される、市街化調整区域に係る開発行為の許可及び基準等の許可基準について上程をし、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第78号ないし第80号についての説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、平成26年8月7日に出された人事院勧告に伴い、国及び他の自治体の給与制度と均衡を図るため制定するものでございます。

内容といたしましては、平成26年度における教育委員会教育長の期末手当について、12月期の支給割合を100分の15引き上げ、100分の170とするものです。

施行日は公布の日としておりますが、本年12月1日にさかのぼり実施することとしております。

続いて、議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例につきましても、前号と同じく人事院勧告に伴い、国及び他の自治体の給与制度と均衡を図るため制定するものでございます。

内容といたしましては、市長、副市長の期末手当について、12月期の支給割合を100分の15引き上げ、100分の170とするものです。

施行日は公布の日としておりますが、本年12月1日にさかのぼり実施することとしております。

なお、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定める期末手当についても、市長の例によるものとされており、本条例の改正が反映されるものでございます。

続いて、議案第80号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例につきましても、前号と同じく人事院勧告に伴い、国及び他の自治体の給与制度と均衡を図るため制定するものでございます。

内容といたしましては、職員の給料、通勤手当、勤勉手当について所要の改正を行うものでございます。

今回の勧告では、給料は、給料表の改定により平均0.3%の引き上げ、通勤手当は、100円から7,100円までの幅で引き上げ、勤勉手当は、12月期の支給割合を100分の15引き上げ、100分の170とするものでございます。

施行日は公布の日としておりますが、給料表及び通勤手当の改定につきましては、本年4月1日にさかのぼり実施、勤勉手当の改定につきましては、本年12月1日にさかのぼり実施することとしております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第81号、第83号についての説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、茨城県からの権限移譲に伴い、開発行為許可申請等に関する事務について、平成27年10月から本市で取り扱うこととなりますことから、当該事務に係る手数料を定めるため、条例を改正する内容のものでございます。

改正案の内容でございますが、租税特別措置法に規定する優良宅地造成認定申請を初めとする都市計画法に規定する開発行為の許可申請等の事務について徴収をいたします手数料の額を、茨城県手数料徴収条例で規定する手数料の額と同額とするものでございます。平成27年10月1日からの施行という内容でございます。

続いて、議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、公共事業に要する用地の先行取得を目的とした土地開発基金について、市の財政上必要があると認めるときには、土地開発基金の一部を処分することができるよう改正を行うものでございます。

この条例に規定されている基金の額は、1億6700万円でございます。これまで利息の積み立てや運用上の利益などで現金並びに土地価格を含めた基金全体の保有額は、平成25年度末で5億461万2000円となっております。

しかし、この条例には基金の処分規定が定められていないため、基金の運用等の有効活用ができない状況でございます。社会状況や今後の経済状況などの変化に応じて財政上必要があると認められたときには、この土地開発基金の一部を処分することができるよう、条例の改正を行うものでございます。

施行日は、公布の日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第82号についての説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、議案第82号についてご説明いたします。

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例についてご説明いたします。

この条例は、条文を変更せず失効期間を4年間延長するものでございます。

申請者が市内に工場や事務所を新設する際、規定により固定資産税が減額となります。

この条例の目的は、税を免除することから企業の設備投資を加速させ、経営の安定化を図ることが狙いであります。このたび4年間延長することは、企業誘致政策として重要な意味合いがあると思われれます。

そのため、本市の企業立地促進条例の期間と合わせて、また、茨城県石岡市、霞ヶ浦地域産業活性化基本計画に合わせて、失効期間を4年延長して平成31年3月31日を失効期限と定めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第84号についての説明を求めます。

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、議案第84号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

内容につきましては、産科医療補償制度及び出産育児一時金については、平成26年4月21日の社会保障審議会医療保険部会において産科医療補償制度における掛金を見直すこととする方針が決定されまして、平成26年7月7日同部会において出産育児一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されました。

これに基づく、健康保険法施行令等の一部改正、国民健康保険条例参考例及び国民健康保険組合規則の一部改正に伴い、この条例を制定するものであります。

内容につきましては、産科医療補償制度保険料掛金が3万円から1万6000円に減額されるものの出産育児一時金総額42万円を維持する方針に伴い、出産育児一時金を39万円から40万4000円とするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成27年1月1日となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第85号についての説明を求めます。

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

議案第85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案の趣旨を説明させていただきます。

文化財の定義を規定する第2条に関して、民俗芸能と民俗技術、この2つの項目を新たに追加することが第1点。

第2点としまして、学術上の価値として、「美術上」を「芸術上」と語句を改めるものでございます。

いずれも、現在の茨城県条例と整合性をとった上で、帆引き船の無形民俗文化財指定を進めるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行は平成27年1月1日からとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第77号ないし第85号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の11月26日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 議案第 86号ないし議案第 91号

○議長（鈴木良道君）

日程第 5、議案第 86号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）ないし議案第 91号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）までの 6 件を会議規則第 35 条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第 86 号から議案第 91 号につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第 86 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9155 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 175 億 9991 万 6000 円とするものです。

主な改正の内容といたしましては、職員等人件費及び障害者福祉システム改修の委託料、水田利活用推進事業助成金、美並小学校のプール整備及び校舎増築に係る工事請負費などを計上するものです。

財源といたしましては、県支出金、特別会計繰入金及び市債を充当いたしました。

次に、議案第 87 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 802 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 52 億 8449 万 7000 円とするものです。

補正の内容といたしましては、基金積立金、国庫負担金等返還金及び一般会計の繰出金を計上するものです。

財源といたしましては、前年度繰越金を充当いたしました。

次に、議案第 88 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1905 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 5667 万 1000 円とするものです。

補正の内容といたしましては、一般会計への繰出金を計上するものです。

財源といたしましては、諸収入及び前年度繰越金を充当いたしました。

次に、議案第 89 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 443 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10 億 9253 万 9000 円とするものです。

補正の内容といたしましては、職員等人件費及び消費税納付金を計上するものです。

財源といたしましては、一般会計繰入金を充当いたしました。

次に、議案第 90 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ249万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2860万4000円とするものです。

補正の内容といたしましては、職員等人件費及び消費税納付金を計上するものです。

財源といたしましては、一般会計繰入金を充当いたしました。

次に、議案第91号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ32万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億6574万1000円とするものです。

補正の内容といたしましては、職員等人件費及び国庫支出金の返還金を計上するものです。

財源といたしましては、介護給付費準備基金繰入金を充当いたしました。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明いたしますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）。

既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ9155万6000円を追加し、総額を175億9991万6000円とするものです。

目別でご説明をさせていただきます。

総務費では、補正額8506万1000円の増額となっております。

主な内容といたしまして、広報事業の中の委託料でございますが、市のホームページを新しく整備するための補正予算の計上。

次に、基金運用事業においては、積立金といたしまして、学校整備に係る起債額を増額したことにより、予定をしておりました一般財源を減債基金に積み立てをするものでございます。

交通安全対策事業におきましては、地域からの要望により施設整備をするための計上でございます。

民生費におきましての主な内容につきましては、国民健康保険、介護特別会計の事業費確定に伴う国の繰出金。障害者給付事業においては、システム改修に係る委託料の計上でございます。

衛生費では、養育医療給付事業費、これは出産時における未発達児の入院治療に係る助成金の内容でございますが、その事業の確定に伴う返還金でございます。

労働費におきましては、働く女性の家の修繕料を計上してございます。

農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計の事業費確定に伴う繰出金のほか、園芸振興事業では、新治レンコン組合への収穫用機器の購入による補助金、米政策推進事業では、飼料米作付けに対する実績による補助金の計上であります。

商工費におきましては、現在、歩崎公園交流施設整備事業を進めている中で予定をしてございました棧橋工事を取りやめたことによる減額の補正でございます。

土木費におきましては、下水道事業特別会計の事業費確定に伴う繰出金でございます。

消防費では、消防本部・西消防署庁舎の耐震補強工事に係る設計委託料の計上のほか、千代田地区防災無線の整備に係る契約の差金でございます。

教育費では、給食調理員、図書館司書賃金を計上するほか、小学校整備の中で進めてきました上佐谷小学校、新治小の耐震工事実施設計、また下稲吉小学校の校舎改築工事実施設計の契約に伴う差金でございます。

霞ヶ浦地区の統合小学校における施設整備の内容につきましては、プール並びに校舎増築に伴います予算計上となっております。

中学校の整備事業でございます。

霞ヶ浦中学校のスクールバス運行委託料。あるいは下稲吉中学校の体育館耐震補強並びに改造工事の設計業務の契約差金のほかに、下稲吉中学校の校舎トイレ大規模改造工事を計画しておりましたが、補助金の未採択のために減額をする内容でございます。

次に、社会教育の分野でございます。

あじさい館のロータリー部分の天井部が台風により崩落したために修繕料を計上させていただく内容でございます。

債務負担行為の補正につきましては、平成27年度から指定をいたします地域福祉センターやまゆり館、雪入ふれあいの里、三ツ石森林公園の指定管理による債務負担行為の内容でございます。

地方債の補正につきましては、消防本部・西消防署の庁舎耐震補強工事を追加するほか、現在進めております防災無線整備事業から臨時財政対策債までの8事業の事業費確定に伴います借入れ限度額を変更する内容でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第86号ないし議案第91号の提案……。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時44分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

続きまして、議案第87号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億802万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億8449万7000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、平成25年繰越金を一般会計へ繰り入れず、基金を積み立て、翌年度の国保会計へ繰り入れることで運営をしていくという内容でございます。

この内容のほかに、国庫負担金の返還等につきましては、平成25年度の事業費確定に伴う返還

金でございます。

議案第88号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1905万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5667万1000円とする内容でございます。

内容につきましては、平成25年度の事業費確定に伴う一般会計への繰出金という内容でございます。

続いて、議案第89号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましての内容についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ443万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9253万9000円とするものでございます。

主な内容につきましては、平成25年分の消費税納付額の確定に伴う補正の内容でございます。

議案第90号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ249万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2860万4000円とするものでございます。

主な内容につきましては、平成25年分の消費税納付額の確定に伴う補正の内容でございます。

議案第91号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ32万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億6574万1000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、会計検査院の指摘による国庫支出金の返還をする内容でございます。以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第86号ないし議案第91号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の11月26日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第92号ないし議案第96号

○議長（鈴木良道君）

日程第6、議案第92号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結についてないし議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更についてまでの5件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第92号から議案第96号につきましてご説明を申し上げます。

議案第92号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結につきましては、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第93号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定につきましては、かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定をいたしました社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定を行うものです。

次に、議案第94号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定につきましては、かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定をいたしました茨城県県南造園土木協業組合につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定を行うものです。

次に、議案第95号 かすみがうら市土地開発公社の解散につきましては、かすみがうら市土地開発公社を解散するに当たり、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更につきましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の規約を変更するに当たり、地方自治法第286条第1項の協議について、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をいたしますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

順次、議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第92号についての説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第92号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結について、提案の要旨を説明いたします。

本案は、美並小学校校舎（教室棟）の増築工事に係る建築工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要は、建築工事一式でございまして、構造は鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積は927.38平方メートルで、普通教室4室ほかの増設でございまして。

契約の方法は、一般競争入札による契約でございまして。

契約金額は2億6886万6000円。

契約の相手方は、茨城県つくば市春日二丁目24番地3、株式会社三共建設でございまして。

以上でございまして。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第93号についての説明を求めます。

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、議案第93号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定についての趣旨をご説明いたします。

指定管理者制度を導入しています地域福祉センターやまゆり館において、指定を行う期間が平成27年3月31日をもって終了となります。指定管理者制度を継続し、民間事業等の技能・技術を活用することにより、施設の設定目的を達成するとともに、提供するサービスの質の向上が図れることから、かすみがうら市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、指定管理者の候補者の選定を行いました。

つきましては、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会が指定管理者として選定されたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定を行うものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第94号の説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、議案第94号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定についてをご説明いたします。

本案は、関係条例の規定により、同公園の指定の指定管理者となるべき候補者の選定を終えましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該候補者を指定管理者として指定するため議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者となる団体及び指定の期間については、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第95号、第96号についての説明を求めます。

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

議案第95号 かすみがうら市土地開発公社の解散について趣旨をご説明いたします。

本案は、平成18年11月都市計画道路「神立停車場線」整備事業用地につきまして、事業採択前に先行取得を目的に設立をされたものでございますが、平成25年7月29日、茨城県知事より事業認可を受け、現在、国庫補助事業として用地買収に着手できること、さらに当面市の行う各種整備事業において利活用事業がないことから、かすみがうら市土地開発公社の解散について、公有地の拡大の推進に関する法律第22条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について趣旨をご説明いたします。

これまで組合の共同処理する事務といたしましては、基幹事業でございます神立駅西口地区土地区画整理事業の関連事業として、神立駅自由通路整備事業、神立駅舎橋上化整備事業及び神立駅東口歩行者専用道路整備事業につきまして、関係機関と協議検討を重ねてまいりましたが、今般、具体的な計画が示され、平成27年度より本格的に事業に着手することから、関連事業の事務を追加し、あわせて負担割合を明確に位置づけるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第92号ないし議案第96号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の11月26日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 議案第97号及び議案第98号

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第97号 市道路線の廃止について及び議案第98号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程されました議案第97号及び議案第98号につきましてご説明を申し上げます。

議案第97号。

本案は、上志筑地内の市道の一部を用途廃止するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第98号。

本案は、下稲吉地区の開発行為により造成をされました路線を、市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をいたしますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案の趣旨説明を求めます。

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

議案第97号 市道路線の廃止について趣旨をご説明いたします。

本案は、上志筑地内に位置する市道8-2084号線、延長120メートル及び市道8-2085号線、延長54メートルのうち46メートルを資材置場と一体化して利用したいとの用途廃止事前協議申請書が提出されてございます。

現地調査の結果、2路線とも終点が行きどまりで、申請者の所有地に囲まれており、地元行政区長の同意も得てございます。

よって、市道路線を廃止することにつきまして、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第98号 市道路線の認定について趣旨をご説明いたします。

本案は、下稲吉地内に位置し、都市計画法の規定に基づく開発行為により築造された道路でございます。

延長113メートル、最小幅員5.0メートルで、両側に雨水排水側溝が設置しており、市道8-2908号線として認定することにつきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第97号及び議案第98号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の11月26日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす11月21日、定刻から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時14分

平成26年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

平成26年11月21日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	7番	小松崎 誠 君
2番	小 倉 博 君	8番	加 固 豊 治 君
3番	川 村 成 二 君	9番	佐 藤 文 雄 君
4番	岡 崎 勉 君	10番	中 根 光 男 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君

欠席議員

11番	鈴 木 良 道 君	15番	山 内 庄兵衛 君
12番	小座野 定 信 君	16番	廣 瀬 義 彰 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	水 道 事 務 所 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君	山 悟
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	杉 田 正 和

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 佐 藤 文 雄 議員
- (3) 田 谷 文 子 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 佐藤 文雄 議員
- (3) 田谷 文子 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	小松崎 誠	1. 市の活性化策について
		2. 市立保育所の募集について
(2)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 下土田の残土問題について
		3. 広域ゴミ処理場建設問題について
		4. 総合的な子育て支援について
		5. 農業振興について (米価暴落対策について)
		6. 介護保険改定と高齢者支援について
		7. 国民健康保険について
		8. 納税対策問題について
		9. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)
(3)	田谷文子	1. 千代田地区の小学校の統廃合について
		2. かすみがうら市の活性化について
		3. 市道51号線 (上稲吉地区から馬立地区通過地点) のバイパス化及び市道891号線 (上稲吉地区から舟橋まで) の今後の補修計画について

開 議 午前10時00分

○副議長 (中根光男君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は議長から欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は通告に基づき、市の一般事務についてただす場であります。したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんので、ご注意を願います。また、各種法令を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から簡明な答弁を心がけるようお願いを申し上げます。

日程第 1 一般質問

○副議長（中根光男君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番 小松崎 誠君。

[7番 小松崎 誠君登壇]

○7番（小松崎 誠君）

おはようございます。

質問の前に一言ご挨拶を申し上げます。

私、この2期目4年間、大過なく議員活動をすることができました。これもひとえに私を支え応援してくださった市民の皆様方、議員諸公の皆様方、そして職員の皆様方のおかげと衷心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、市の活性化策について質問させていただきます。

過去の国の政権においては、緊縮政策がたびたび行われてまいりました。しかし、その結果として、デフレを招き、国民の生活は先が見えない、失われた20年と呼ばれる長い低成長期に突入してしまったわけであります。

日本経済団体連合会のシンクタンク、21世紀政策研究所は2012年4月に、失われた20年の状況がこのまま続いた場合、日本は2030年ごろに先進国でなくなるとする予測結果をまとめたそうであります。経済対策は、まさに喫緊の課題であると言えるのではないのでしょうか。

そのような中、誕生した第2次安倍内閣は長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を3本の矢として一体的に取り組んでいた状況であります。

本日、衆議院が解散となり、新たな内閣が組まれることとは思われますが、日本経済にとって、引き続きのデフレへの対策は急務であると考えております。

しかし、現状においては、多くの自治体が、人口減少や産業の低迷などから行政運営に頭を悩ませているのも事実ではないかと思っております。多くの自治体は限られた予算の中から、年々増加する福祉等の予算を捻出するために職員の雇いどめを行っております。しかし、ビジョンのない職員の雇いどめは、行政運営にさまざまな支障を来し、さまざまな問題を発生させる引き金になっているのも事実ではないのでしょうか。

私は、この地域経済の低迷期の中において、市の発展を目指すためには、市長、市職員、市民

とそれに議会が一丸となって、さまざまな問題解決に協力し乗り越えていかなければいけないと思っております。そのためには、適正でメリ張りのある人事配置を行うなどの政治の手腕も必要となってくるのではないのでしょうか。

ただいま申し上げたのは一例ではありますが、つまりはかすみがうら市においても、官民一体となってこの厳しい社会状況を乗り越えていかなければ明るい未来はないと思うわけであります。

それでは、自治体のトップである市長のすべき一番大事な仕事は何でしょうか。私が考える市長の一番大事な仕事、それは将来にわたり、市と市民が豊かになる施策を講じ、次世代へ受け継いでいくことだと思っております。

現在のアメリカ大統領であるバラク・オバマ氏が再選という形で当選した際のスピーチにおいて、リーダーとしての決意を述べられておりました。そのスピーチは今でも私の心に残っております。今から心に残っているところを抜粋ではありますが、読み上げさせていただきたいと思います。皆さんは、今から読み上げる文章の「アメリカ」という部分と「国」という部分を「かすみがうら市」に置きかえてお聞きいただければ幸いです。

では、読み上げます。

私たちの間にはいろいろな違いや対立がある。けれども、ほとんどの人はアメリカの未来はこうなってほしいという一定の思いを共有しています。子どもたちは、最高の学校と最高の教師がいる国で育ってほしい。技術や発明やイノベーションにおいて、世界のリーダーとしての役割を果たす国であってほしい。それがもたらすよい仕事や新しい事業の恩恵を受けられる。そういう国であってほしい。子どもたちには借金の重みに苦しんでいないアメリカで生きてほしい。不平等のせいで衰退したり、温暖化の進む惑星の破壊にさらされたりしない、そういうアメリカで暮らしてほしい。安全な国、世界中で尊敬され憧れられる国を子どもたちに残したい。全人類の自由と尊厳が保障される平和を築く側に立ち、そういう国を子どもたちに残したい。私たちは寛大なアメリカ、思いやり深いアメリカ、寛容なアメリカを信じています。それが、私たちが共有するビジョンです。それが私たちの目指すべきところです。前へ、フォワード、私たちはそういう未来を目指さなくてはならないのです。

以上、私が心に残っているオバマ氏のスピーチの抜粋の和訳であります。

皆さん、どのように受けとめられたのでしょうか。私はそのままかすみがうら市においても、目指すべき姿が語られているのではないかと感じたところでございます。

そこで、私は市の将来のため、みな寛容で夢が見られる未来のためになすべきことの重要課題は、市内の産業の活性化や企業誘致による雇用機会の拡大ではないかと思うのであります。これは、地方行政の目指すべき大義の一つでもあると私は思うわけであります。

安倍政権におけるアベノミクス効果により、円高、デフレ経済状況からは脱却しつつありますが、いまだこの自治体も幾ら望んでも、新たな企業の進出や立地がままならないのが現実で、そうしたくてもなかなかできないことでもあると思います。

当市からの若者の流出や少子化は大きな課題であります。しかし、裏を返せば、企業誘致などにより雇用機会を拡大することができれば、このような問題も解決されると思うわけであります。雇用の場をつくり次世代に残してあげるということは、今後のかすみがうら市の人口減少を食い止め、さらなる発展を目指すためには必要不可欠なことではないのでしょうか。

そこで、市の財政も勘案し長期展望に立っての企業誘致の重要性について、どのような認識を持っているのかをお伺いいたします。

次に、市のイメージアップと情報発信について質問をさせていただきます。

民間企業においては、毎年企業イメージ調査を行っているそうです。企業イメージには企業の業績や広報活動の結果が累積をして評価をされるものであり、良好な企業イメージは企業の価値を高めるとともに、無形資産の増大にもつながります。したがって、取引先や融資先はもちろん社会的にも、社内的にも、自社の企業イメージを把握した上で、広告宣伝やマーケティング戦略を展開することが企業経営の重要な課題であり、企業イメージというものを非常に重要視しております。自治体においても、地域間競争の時代でもあり、民間企業と同様にイメージ戦略を持って、かすみがうら市の地域ブランド化、ブランドデザイン化をしていくことが重要になってくるものと私は考えております。

私は機会があるとき、できるだけ多くの方にかすみがうら市のイメージをどのような形で持たれているのか聞くようにしております。実際話を聞いて返ってくる言葉は、余りよい印象は持たれていないようであり、本市のイメージアップ、情報発信についてであります。まずは市のイメージについてどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、市立保育所の募集についてということで質問をさせていただきます。

①としまして、募集の手続について伺います。

平成26年10月20日発行の広報誌において、来年度の市立保育所の募集記事が掲載されていましたが、かねてより懸案となっていたさくら保育所の閉所時期などについて、市民や保護者との話し合いがなされないうちに発行されたと聞き及んでおります。このことに対しては、保護者からは不安の声も私どものほうに届いております。今回のこのような反応に対し、さくら保育所の募集をどのような順序で進めるべきであったかについてお伺いいたします。

また、保育所の申し込みをする際において、閉所時期は大きな判断材料になると考えます。あと1年なのか、3年なのか、5年なのか、それによって小学校に上がるまでの年数を逆算して応募する保護者もいるのではないかと思います。そういう意味では、募集を出す前に早い段階でさくら保育所の保護者などと協議し、閉所時期を示して募集をする必要があったかと思いますが、この点についてもあわせてお伺いいたします。

次に、保育所の募集定員等が記載されていなかったことについて伺います。

平成26年10月20日発行の広報誌の保育所の児童募集記事には、定員等が記載されていませんでした。昨年の募集の際には、定員が記載されていたように思います。定員数は保護者が保育所等の第1、第2希望等を選択する際の大きな判断材料になると思うわけですが、なぜ今回は記載をしなかったのかお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

小松崎議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、企業誘致の推進につきましてお答えをいたします。

国では、人口減少問題もありまして、地方創生を掲げて地方の活性化を図ろうとしておりますけれども、地方創生には地域産業の活性化は不可欠でございます。

私の考えといたしましては、地方はまだまだ可能性があると考えています。

と言いますのも、高度経済成長後の地方への工場分散政策の効果もありまして、製造業の主たる工場は地方圏に分散をいたしております、今後も地方への立地の優位性は変わらないはずであると考えるところでございます。

しかし、地方の経済が低迷をしていることの原因は、地方での雇用創出力が弱まっていることであるというふうに思っております。そのためには、経済活力が落ちていると言えますので、まずは就業機会を十分に提供する必要があります。市の活性化には、地域はもとより、市民一人一人が元気になることが不可欠でありますから、安定性の高い就業機会の提供・拡大は大きな要素となります。

道路、交通網の整備、通信環境の改善、都市機能の充実などによりまして、地方のインフラの水準は飛躍的に向上しているところであります。企業の経済環境の点におきましては、大都市に格段に劣っているということはないはずでありますから、企業誘致を積極的に進めることは、その就業機会の提供・拡大を図る上で、極めて有効手段の一つとして認識をいたしております。

今後とも、茨城県企業立地推進室等と連携を図りながら、企業立地促進条例を初めとする企業誘致関係制度を最大限に活用し、企業立地を推進していくとともに、行政組織機構の見直しなどを含めまして、雇用の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、1点目2番、市のイメージアップ及び情報発信については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目の市立保育所の募集については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

小松崎議員さんの1点目2番の市のイメージアップ及び情報発信についてのご質問にお答えをいたします。

かつて、本市は水と緑に囲まれた純農村地帯でありましたが、昭和40年代前半から始まった工業団地開発や交通体系の整備、これらに伴う住宅地の開発整備など、都市化の進展とともに人口も増加をしております。まだまだ農村地帯のイメージは残っていることは承知をしておりますが、常磐自動車道の開通、あるいはJR常磐線の神立駅を中心とした市街地、都心から60キロ圏域内の通勤圏に位置するほかにも、国道6号線、国道354線が通過をするなど地の利がございます。また、国や県の支援策はもとより、市民の皆さんや産業、経済関係者など、多くの皆様方のご努力により生活環境の整備や産業基盤の構築に努めてきたところでもございます。

そのような中、現在は豊かな自然環境を財産とした畑地が広がり、JR常磐線神立駅周辺や幹

線道路沿いでは、商業系、住居系の市街地が形成されるなど、土浦・つくばの中核都市の補完地域として、そのイメージはさま変わりをしてきているというふうに捉えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、2点目1番、平成26年10月20日発行の広報誌における来年度の市立保育所の募集記事への手順につきましてお答えをいたします。

保育所の入所募集につきましては、例年入所案内を11月に配布しまして、12月から入所の受け付けを開始するところでございます。10月号の広報誌に記載させていただきました。ご指摘のように、これまで保育所閉所問題がある中で、まだ閉所時期についても未確定のままで、入所児童保護者の方々には不安とご心配をおかけしている状況での広報となってしまいました。本来であれば、保護者との話し合いのもとで案内にするべきでしたが、広報誌の発行時期もあり、昨年と同様の募集記事を掲載したものであります。今後、保育所申し込みをされる保護者の方にとって閉所時期は大きな判断材料になることですので、入所保護者の方々と話し合いを進め、信頼回復に努めていくものでございます。

また、2点目2番、広報誌の保育所の児童募集記事には定員等が一切記載されていなかったとのご質問にお答えします。

10月の広報誌の募集記事において、昨年度の募集では保育所の定員について、児童福祉法の認可定員の記載をしていましたが、今回は次年度からスタートする子ども・子育て支援新制度における施設ごとの利用定員を記載する予定でした。10月の広報誌において定員を示すことが極めて流動的であったため、記載ができなかったものです。その点について、記載できなかった旨、お知らせをする配慮が足りませんでした。

定員のお知らせにつきましては、11月5日から市のホームページや来年度の入所案内の配布を開始し、その中で施設ごとに利用定員数、年齢別の募集人員を記載いたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

それでは、再質問。

1点目の1番について再質問させていただきます。

何年か前に、市に対して某一部上場企業から新たな工場立地の申し出があったと聞き及んでおります。市のためには願ってもない申し出であり、当市に工場を建設しようと計画してくださったその企業には感謝しなければならないと思います。

ところが、その際に市は用地確保等に対して積極的な協力姿勢を示すことをせず、結果としてその企業は県内のほかの地に工場の立地を決めてしまったと聞き及んでおります。市民の幸せ、

市の発展のことを考えれば、当然何を差しおいても誘致に全力を傾けるべきであったと思います。

工場が建設されなかったことによる市財政の損失や、雇用の機会をなくしたことによる将来にわたる損失は、もしかしたら数十億、数百億になったのではないかと考えております。

これからはこのようなことがないように、市長、市民、市職員と我々議員が市の活性化、ひいては、市民の幸福のために争うことなくなれあいでない形で、ともに手を携え頑張っていかななくてはいけないと改めて思うわけでございます。

今市民が本当に求めているのは、市の活性化であり、若者の雇用の確保であり、企業の誘致であり、民間企業へのバックアップではないでしょうか。これは他の自治体の例であります。企業誘致の窓口として、企業立地推進課や企業誘致推進室等の名称の部署を設置しているところが見受けられます。新規に立地等を考えている企業の窓口として、専門の部署を設置することは積極的に誘致を考えているというアピールにもなります。かすみがうら市への進出や既存の事業拡大を考えている企業にとっても心強いことであるかと思われまます。また、総合的な見地から、誘致を推進する上でも必要なことではないかと思ひます。

坪井市長は、雇用推進策として雇用推進室の設置を政策ビジョンの一つとして掲げられていると思ひますが、これも大変いいことだと思ひております。

先ほど私が申し上げました雇用創出を目的とした企業立地推進課の新設と、市長が掲げられている雇用推進室の設置を融合させることができれば、さらなる市の活性化に寄与するものと思ひますが、市長の見解を伺ひます。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいま小松崎議員からご提案いただきました、ご質問いただきました企業立地の窓口の件であります。私もこの選挙で公約として地域振興、それにあわせて企業立地を進めていきたいというようなことで公約を掲げてきました。そういった観点から、そういった窓口につきましても、前向きな形で新しい4月の機構改革に向けまして検討していきたいというふうに考えています。

それから、この地域には企業を誘致するための営業活動といいますかね、そういった働き、働きかけ、あるいはまたその来たいという方のチャンスを潰さないような形の体制づくり、そういったものにつきましても、前向きに、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

次に、1番の2点目の市のイメージアップ及び情報発信についての再質問をさせていただきます。

先ほど答弁をいただいたように、本市のイメージは過去と比べるとかなり変わってきているというふうにも感じております。先人の方々のご努力により、この地域の産業が形成されてきていることはご承知のとおりです。しかし、先ほど質問したように、これからの自治体は少子高齢

化社会とあわせて人口減少問題にもあるように、自治体間の競争になってくるわけであります。そのような観点から再度お聞きいたしますが、本市のイメージ、現状のままでよいというふうにお考えでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ご答弁をさせていただきます。

本市のイメージアップにつながるような魅力あるまちづくり、これにつきましては、私ども行政に携わる者だけではなく、市民の皆さんも望んでいるところではないかというふうには思っております。

これまで総合計画の策定時においても、基本計画のアンケート調査、さらには座談会等においても、本市のイメージというものについては高い評価を得ているところでもございます。そのような現状をさらにより方向へ進めていくにも、魅力あるまちづくりにつながるような方策を考えてまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

ただいま公室長が答弁なされましたけれども、今後、何か具体的にこのイメージアップにつながるような取り組みを行うことがあるのでしょうか。そういった取り組みについて考えがありましたら、答弁をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまご質問のイメージアップにつながるような取り組みについてご答弁をさせていただきますと、先ほどご答弁申し上げましたように、首都圏から地の利60キロの圏域内という非常に地の利がでございます。また、市内からはさまざまな特産物が産出をされております。日本第2の霞ヶ浦、あるいはその湖上を走ります帆引き船、いろいろな地域資源がでございます。そういった自然、歴史、文化、それから産業のいろいろな分野におきましても、今後とも、その地域資源を広く市内外に情報発信をしながらまちづくりに推進をしてまいりたいと、そういう考えでございます。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

私が考える本市の最大の強みというのは、本市の立地条件だと考えております。JR常磐線や常磐自動車道を使用しても首都圏東京からは約1時間でアクセスできるような場所に立地しているわけであります。それに加えて、霞ヶ浦や筑波山系の山々など豊かな自然環境があり、庭つき一戸建ての住宅を購入するにしても、他の地域よりは安価で購入ができるということも大き

な強みになっていると思います。また加えまして、農業も充実しているので安心・安全な食の提供もできております。このようなことを総合的に考えてみますと、本市は大変恵まれた環境にあると思いますが、ぜひ市長のお考えを答弁いただければと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、ただいま小松崎議員からご質問のありました市の現状とといいますか、その強みとといいますか、その辺の考え方についてお話を、お答えをしたいと思います。

かすみがうら市につきましては、ご承知のように、首都圏から1時間足らずの大変恵まれた地の利、交通の利便性が発達した地域というふうに思っているところでございます。そうした中、筑波山系の山々、それから日本第2の湖であります霞ヶ浦が広がり、風光明媚な地域ともなっているところでございます。

先般、不認定となりましたが、つくば市を中心として6地が一体となって推進をしております日本ジオパーク委員会におきましても、かすみがうら市を含む筑波山地域全体の歴史的な背景、あるいはまた地域資源が評価を得たところでございます。また市内にはさまざまな特産品、特産物が豊富に収穫ができ、一方では土浦・千代田工業団地を中心とした市内工業団地への企業立地もありまして、就労の面におきましても確保ができ、市全体がバランスのとれたまちというふうに認識をいたしているところでございます。

今、小松崎議員が言われましたように、よいところをバランスよく発展させていけば、将来的にはすばらしいまちになるんじゃないかというふうに私も思っているところでございます。また、それに取り組んでいかなければならないというふうにも思っております。私も含めまして、職員もその意識でおりますので、今後とも皆様方のご指導をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

では、公室長にもう一度お伺いしますけれども、ただいま市長から答弁がありましたけれども、ぜひほかから選ばれるような地域づくり、地域イメージづくりを今後進めていただきたいと思えます。

もう一点、イメージ戦略の必要な部分について、これらの情報をいかに伝えていくかということが大切かと思われませんが、この点についていかがお考えでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

現在、市民の皆さんを初めとする市内外への伝達手段といたしましては広報誌、あるいはホームページ等がございます。しかし、ある程度の情報伝達というものは可能ではあるとは考えておりますが、一方で人口減少、さらには少子化の問題、それぞれの自治体においても、相当自分の

市をアピールしていくということは、どの自治体でも情報手段の伝達には力を入れているというふうには認識をしているところでもございます。

その中で、今回補正予算として提案をさせていただきましたホームページの改編等も、全て新しく整備をしてみたいと。その中では、ソーシャルネットサービスと言われるようにSNS、いわゆるフェイスブック等の活用も考えております。この情報伝達につきましては、フェイスブックはかなりの市内外の皆さんに対しての情報伝達ができる。例えば、かすみがうら市の行政情報であり、災害情報であり、そういったものがいち早く伝達ができるということもございます。そういう効果のある施策を選択をしてみたいというふうには考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

繰り返しの質問になりますけれども、しっかりと意識をしていただきたいことは、この情報を誰に対してどのように伝えていくかということになるかと思えます。今後、人口減少問題にも取り組んでいかなければならず、定住促進のための効果的な情報提供を行っていくことも重要なことであります。市のイメージアップと情報発信は簡単なようでなかなか難しい取り組みではありますが、決して片手間でやれるような取り組みではないはずですし、片手間でやるべきものでもないと思っております。戦略的に取り組む所管課を今後設置してはどうかというふうに考えますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまご指摘をいただきましたように、地域のブランド化、あるいはイメージアップの戦略というもの、さらに地域の価値を高めていくという手法につきましては、今後の定住化促進についても大変必要であるというふうには考えてございます。

このたびの一般質問におけますご指摘をいただいた点、それらを踏まえまして、今後のイメージアップ、情報発信に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

ただいま市長や公室長のほうから市の発展を予感させるような前向きな答弁をいただきましたが、地域経済の発展が積み重なれば、イコール明るい国の未来にもつながっていくものと思えます。かすみがうら市の将来は、時勢を的確に捉えたりリーダーのかじ取りと市職員の皆さんの前向きな取り組みにかかっていると云っても過言ではないと思えます。

市長及び執行部の皆さんにおかれましては、時代のニーズを的確に読み取り、みなが安心して幸せに暮らせるまちづくりのために邁進していただければと思うところであります。そのために

は、我々議員も協力は惜しみませんので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

市の活性化策についての質問は以上で終わります。

次の質問に移りたいと思います。

市立保育所の募集についての2回目の質問ですが、市長は第3回定例会の一般質問において、私のさくら保育所についての質問に対し、「さくら保育所につきましては、保護者の皆様に対して民営化の不安を解消できるような丁寧な説明を実施していくなど、閉所に向けまして理解を得られるようにしてまいりたいと考えております」と答弁し、「また、1年で閉所することなく、閉所時期につきましては判断をしてまいりたいと考えております」と答弁されました。さらには、保健福祉部長も「保護者によりましての要望書や議会からの意見書、それらなどを十分踏まえた上で保護者との説明会に当たりまして、保護者の不安となります、そういうふうな事項のほうを解消してまいりたいと考えております」と答弁されております。

保護者の不安を解消するためには、募集に先立って話し合いを持ち、一定の方向性を示してから募集をするのが当然の流れであったと思います。過ぎてしまったことは反省材料として、今後の行政運営に生かしていただきたいと思います。

聞くとところによりますと、11月1日にさくら保育所の保護者の方々との話し合いが行われたとのことでありますが、その話し合いにおける説明内容の概略と決定した内容を伺います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ご質問にお答えいたします。

11月1日に父母の会の執行部の役員の方5名の方と打ち合わせを実施いたしました。まず説明に入ります前に、役員の方々に、民営化推進に当たってこれまでの経過とおわびを申し上げました。その後説明に入らせていただきましたが、内容につきましては、これまでの民営化についての経過の説明、また今後の進め方など役員さん方と話し合いを行いました。

その中で、さくら保育所に比べ、近傍の保育所は保育の質やサービスの面、それらのものが保護者の負担が大きくなるとして改善要望などがございました。また決定事項としましては、閉所時期は保護者との合意形成をもって判断していくこと、また閉所時期など重要な事項は情報が先行しないよう、今後は保護者との話し合いの上で決定する旨などございました。

以上です。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

以前からさくら保育所のゼロ歳児の待機児童定員の問題が懸案となっていたと思います。ことしの年度当初に15名で募集していたところが、実際に現在保育できているのは8名であり、看護師が不足しているということで、応募があっても受け入れができない状態であるとのことであります。

11月1日に行われた保護者などとの話し合いの中では、現在さくら保育所のゼロ歳児の受け入れができない状況であるとのことや、15名まで受け入れられない理由や状況、また、どこの保育

所なら受け入れることができるかなど、詳しい状況を市のホームページで知らせるべきではないかとの指摘があったようでございます。このことは打ち合わせの結果を踏まえ、私のほうからも執行部に対し、受け入れ状況やさくら保育所に勤務する看護師の募集を速やかにホームページに掲載するように指摘をした経過がございます。

そこで伺いますが、さくら保育所においてゼロ歳児等の待機児童がいたにもかかわらず、看護師の募集広告を市ホームページで行っていなかった理由について伺います。また、その後の応募状況等についても、あわせて答弁願います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えいたします。

公立保育所のゼロ歳児保育は、さくら保育所とやまゆり保育所の2カ所で現在実施をしております。今年度は私立で3保育園が新設されまして、低年齢児の枠が確保されたこともございます。

年度当初には求人募集は行っておりませんでした。途中入所での希望者が多く寄せられてきたことや、受け入れ枠の空きが少なくなってきたというような状況から、やまゆり保育所で介護士等の募集をホームページやハローワークでの人材確保を行っているところでございます。

また、さくら保育所につきましても、職員と知人をお願いをして探しておりましたが、なかなか見つからないというような状況でありました。そういうようなことから、現在はやまゆり保育所とあわせまして募集をしているところでございます。

よろしくご理解賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

今伺った中にも、その後の応募状況等についてお聞かせくださいと言ったんですが、はっきりした状況を教えてください。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えしたいと思います。

保健師または看護師、これらの人材が公立の保育所、または民間の保育所におきましても、なかなか人材が見つからないというような状況で今もおりますが、当然これらの人材の確保については、国のほうでも今いろいろな施策をとっている中というようなことでございますが、それらの人材がなかなか確保できていないというようなことでの受け入れ枠が、さくら保育所につきましては、昨年、ことしの募集としましては15名をかけたわけでございますが、当初に申し込みのありました8名、この児童に対します人材の確保はできておりますが、1名ふやすことに当たりましては、看護師が1名必要となることから、どうしてもその人材が欲しいというようなことで探しておりましたが、見つかっていないというような状況でございます。

また、そういうふうな人材が1名確保されますと、結果的には3名の児童が受け入れられると

というような状況でもございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

要は募集したけれども、来なかったということによろしいんですね。そうやって言ってくださいね。

また保護者との話し合いにおいて、市からの情報発信が不足していた点や閉所問題についての一方的な進め方について意見が出されていたようでもありますけれども、今回の保育所募集に当たっては、これまでの経過を踏まえて、市民にさまざまな臆測や不安を与えたことは確かなことであると思います。

この点について、保健福祉部長から保育所閉所に向けた今後の取り組みへの意気込みとあわせて、市の保育行政の今後の方向性及び意気込みをお聞かせいただければと思います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えいたします。

公立保育所のゼロ歳児保育は、さくら保育所とやまゆり保育所の……、失礼しました。

ちょっと暫時休憩をお願いします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時49分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

大変失礼しました。

これまで保護者の方々には大変ご迷惑とご心労をおかけしたこととっております。保護者の皆様はもとより、市民の皆様にも大変なご心配をしていただき、影響が大きいものであったというようなことで認識しておりますので、今後は信頼回復に努め、不安解消を図りたく、保護者との丁寧な話し合いに基づく合意形成を目指し、保護者のご理解を得てまいりたいというようなことでっております。

また、市内の保育施設での保育を希望される方には、適切な保育の提供ができる体制を整え、よりよい環境の構築を図り、保護者の方が安心していただけるよう、課題である待機児童の解消に向け、市の責任として職員の配置を確保しまして待機児童が発生しないよう、保育行政に努めてまいりたいというようなことで考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君。

○7番（小松崎 誠君）

今後は、保護者や市民に不安や不満を抱かせないような思いやりを持って、市民の立場に立った行政運営をしていかれますようお願いいたします。

以上で私からの一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

7番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時01分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

ご苦労さまです。日本共産党の佐藤文雄です。

安倍政権は、安倍首相は本日、21日解散、12月2日公示、14日投票での総選挙に踏み切りました。日本共産党は7月15日、党創立記念講演会で、あらゆる面で暴走する安倍政権打倒を国民に呼びかけました。「今しかない」という今回の解散は、国民の世論と運動が安倍政権を追い詰めてきた結果であります。日本共産党は、今回の解散・総選挙を安倍政権打倒のチャンスと捉え、躍進を勝ち取りたいと決意をしております。

地方自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを目的としております。私は、この住民の福祉とは住民の幸せだと考えております。国言いなりでは、市民の命と暮らしは守れません。沖縄県の知事選挙では、「新基地はつくりたくない」とする保革の枠を乗り越えたオール沖縄の民意を代表した翁長雄志氏が、何と10万票の差で圧勝いたしました。まさに安倍政権への痛打となったわけであります。

私は、国の悪政に立ち向かい、高齢者や若者、障害者も安心して暮らせるかすみがうら市を目指し全力を尽くします。今回もその立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について、今後の対策をお伺いいたします。

東電福島原発事故によって、大量かつ広範囲に放射性物質が放出され、国民の放射能への不安が広がりました。原発事故から3年8カ月が経過し、放射線量は逡減しておりますが、低減スピードは鈍化し、セシウム137汚染時代が長く続くこととなります。つまり、一度降った放射能は消えることはないということであります。引き続き放射能汚染対策を系統的に行うことが必要です。答弁を求めます。

第2に、食品の放射性物質検査結果を全て公表することについて検討結果を伺います。

さきの9月定例会で、「出荷制限されているものであっても、どのようなものが持ち込まれていて、検出されたものがあれば公開すべきだ」と要請しました。その検討結果について報告を求めます。

3、霞ヶ浦汚染対策を県及び近隣市町村と共同で国に対策を要請することについて伺います。

原発の事故によって、霞ヶ浦流域に降下した放射性物質が流入河川などに集まり、徐々に霞ヶ浦に移動しつつあります。茨城県東海地区環境放射線監視委員会の平成26年8月20日の報告によると、霞ヶ浦の底質に放射性セシウム4,000ベクレルが検出されております。水深4メートルと浅い霞ヶ浦では、風が吹くと波が立ち放射性物質を含む底泥が簡単に巻き上げられ、水中を漂い長時間懸濁することになります。水中を漂う底泥は、そのまま岸に寄せられ、浅瀬や岸に堆積したり、水しぶきとともに陸地に飛散したりすることが考えられます。

また、霞ヶ浦の漁業者等、加工業者も含め、皆さんから放射能を何とかしてほしいとの声が上がっております。私は、かすみがうら市が先頭に立って近隣市町村と共同して、国や県に対して霞ヶ浦の汚染対策を講じるよう要請することを再三求めてきました。これまでの当市の取り組みの現況について報告を求めます。

大きな2番として、下土田残土問題について伺います。

私はことし6月定例会の一般質問で、「この事件は、残土を搬入したスピードに対して、農地としての活用が著しくおけている。畑地にするというのは、当初から農地転用に名をかりた残土廃棄であったと見るべきではないか」と前市長の宮嶋氏にたどしました。宮嶋氏は「現実的には、そのようなことだと思ふ」と述べ、「事業者も責任能力もなくなっていますし、最終的には地権者との話し合い、後始末をやっているわけですが、貸し手責任ということもありますので、このような事案が、あと出ないように、しっかりした環境行政をやっていかなければならない」と回答しました。

そこで質問です。

今年度末で5年が経過しますが、現在、農地法違反の状態であります。この点について、市長の見解を伺います。また、平成27年3月までに畑地として復元できるのでしょうか、答弁を求めます。

加えて、残土事件以来、幕ノ内区は分裂状態と聞きますが、市長の見解を求めます。

大きな3番目として、広域ごみ処理場建設の問題についてお伺いします。

かすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書についてお伺いをいたします。

私は、新治地方広域事務組合議会の議員になりましたが、そこで初めて平成21年12月28日に締結された「かすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」の存在を知りました。この協定書の詳細な説明を求めます。

2番目です。8月28日付常陽新聞の記事にかかわって市長の見解を伺います。

常陽新聞、ことしの8月28日付に「かすみがうら市が広域ごみ処理場に復帰、霞台厚生施設組合、石岡軸に整備へ」と書かれており、中身を見ますと、霞台厚生施設組合を軸に広域ごみ処理場を新たに建設すると報道されています。

そこで具体的にお聞きします。

第1に、この中で、「当初予定の4市町が足並みをそろえて、石岡市の霞台厚生施設組合石岡地区環境センターを軸に新たな施設の整備を進める」と書いてあります。この当初予定とはいつだったのでしょうか。広域ごみ処理場建設は前提になっているように思われますが、どうなのでしょう。

第2に、「来年4月からの新たな広域組織による執務体制移行を目指す」とあります。来年というのは、2015年、平成27年でございます。そうすると、今、新治広域事務組合が運営されております。新たな広域組織による執務体制移行を目指すとなると、行政の二重構造、ダブルスタンダードとなってしまうのではないのでしょうか。答弁を求めます。

第3に、「事業承認を得て新事務組合による地域計画や整備基本計画の策定を経て環境アセスメント、いわゆる環境影響評価であります。これを実施して、2016年度には国への都市計画決定申請し、17年度の前半に都市計画決定を受けて、後半着工」とあります。協定書を見ますと、2019年、平成31年まではこのままで行こうとなっております。ところが一方で、2017年の後半には広域ごみ処理場建設に着工となっております。これは一体どういうことなのでしょう。

第4に、「霞台厚生施設組合の施設を動かしながら、既に確保している拡張部分の用地に新たな建物を建設する見通しだ」と。このようにスケジュール（工程）が明確に載っておりますが、設置、建設場所も決まっているのでしょうか。

以上、4点について答弁を求めます。

大きな4番目、総合的な子育て支援についてお伺いをいたします。

市立さくら保育所の閉所問題について、改めて市長の見解を伺います。

市立さくら保育所の閉所について、前定例会で市長は「保護者に対して民営化の不安を解消できるような丁寧な説明を実施し、理解を得られるようにしたい」と答えました。私は「来年度4月1日から子ども・子育て支援新制度が始まるが、保護者を初め保育関係者には新制度の内容が十分に届いていない。新制度がどうなるかも見きわめてさくら保育所の閉所時期を考えるべきだ」とたどしましたが、市長は「国全体が保育所民営化の方向になっている」と述べるにとどまりました。

しかし、さきの一般質問で指摘しましたが、新制度では、市町村は事業計画を策定し、子ども・子育て支援事業を着実に実行することが求められております。事業計画はニーズ調査に基づき「教育・保育提供区域」を設定して事業量に対する提供体制を確保するために策定することになります。現実に産休明けの乳幼児が入れる保育所が不足していると聞きます。これでは安心して子育てできる環境とは言えません。この事業計画を踏まえて、改めて市長の答弁を求めます。

子ども・子育て支援新制度について、保育及び放課後児童健全育成事業について、保護者等への説明は十分になされているかお伺いをいたします。

政府の対応のおくれもあり、新制度が保育制度を根底から変える戦後初めての大きな改革であるにもかかわらず、当事者である保護者や保育関係者に、この内容がほとんど知らされないという問題を生み出しております。市町村は、政府より新制度について市民説明会を開くことが求められております。市では実施されていないようですが、実施する計画はあるのですか。答弁を求めます。

3番目に、教育費の父母負担について改善されているか伺います。

本来、義務教育は無償であります。ところが、現実的には教材費を初めPTA会費などなど負担があります。私は何度となく教育費の父母負担の軽減を求めてきましたが、改善されているのでしょうか。答弁を求めます。

5つ目、農業振興について、特に米価暴落対策について伺います。

収穫の秋であります。米価暴落が県内と全国の農家を襲っております。概算金で60キロ当たり、前年より3,000円前後下落し、市場最低の8,000円から7,000円台の銘柄が続出してあります。全国平均の米生産費1万6000円の半分以下という異常事態であります。加えて、昨年まで米農家に10アール当たり1万5000円出されていた直接支払交付金が、安倍政権によって今年産から半額に削られ、米農家の経営は深刻な事態になっております。このままでは大規模経営を含めて米づくりができなくなり、農村が崩壊するのは必至であります。国民の主食である米の需給と価格の安定に、政府は責任を持つべきであります。米の過剰在庫を放置し、米価対策に何ら対策をとらないこともはや許されません。

そこで質問です。

市独自の価格保証や直接支払交付金の補填、来年の生産資材への助成措置など対策を考えているか伺います。

稲敷市では、半減した直接支払交付金を10アール当たり5,000円の補助を行うなど対策を実施しております。当市も同市に倣い緊急対策をとるべきだと考えますが、答弁を求めます。

6番目、介護保険改定と高齢者支援について伺います。

今回の制度改定で最大の問題は、要支援の人が利用する通所介護、訪問介護の見直しであります。要支援認定者のうち、サービスを受けている8割以上の人を対象となります。この法律のもとで全国一律の基準で運営される介護給付によるサービスは廃止され、市町村が独自に実施する「新たな介護予防・日常生活支援総合事業」として代替するサービスが行われることとなります。

総合事業は既存の事業所によるヘルパー派遣やデイサービスとともに、NPOによる掃除・洗濯、ボランティアによるごみ出し、あるいはサロンなどが実施されるとしております。これを2015年度から移行を開始し、2017年度までに全市町村で移行させるとしております。

そこで質問です。

介護保険改定に伴う当市の地域ケア体制はどうなるのか、また高齢者支援について伺います。

そこでまず1つ、本市の計画について、2つ、サービスを担うとされるNPO、ボランティア、民間企業の受け入れ態勢の構築は可能なかどうかをあわせて伺います。3つ、本市では現在、要支援認定者のうち、訪問介護の利用者数は何人で、通所介護利用者数は何人でありますでしょうか。これら既存の利用者は引き続き従来のサービスを継続することができるかどうか。また、新規の要支援認定者でこれらの専門的サービスを希望する場合はどうか、あわせて伺います。4、この法律のもとでも、要介護認定の申請は利用者の権利であり、保障されるべきだと思いますが、どうでしょうか。5番目に、要支援認定者がヘルパーやデイサービスを希望した場合、それは尊重されるのか。6点目、予防給付の自然増の伸び率の予測は年5%から6%とされていますが、厚生労働省はこれを後期高齢者の伸び率の予測3%から4%程度に抑えることを求めています。これに代え、必要なサービスを制限することにつながると思いますがどうでしょうか。最後に、

総合事業のもとで、利用者の負担増とならないか。

以上、7点について答弁を求めます。加えて、当市の高齢者支援について伺います。

7つ目に、国民健康保険について伺います。

国民健康保険税の応能割と応能負担の改善について伺います。

国民健康保険税は、所得や資産に応じて徴収する応能割と、世帯人数に掛ける均等割額と、1世帯ごとに定額を課す平等割額を徴収する応益割を足して計算されます。一般的には応益割の比率が高いほど、低所得者の負担は重くなる仕組みであります。

市民部長は、「現在当市の応能・応益の割合は、応能割59に対して、応益割41となり、応能割が多くなっているのが現実」と答えましたが、平成24年度の資料を調べますと、国保税の現年度分徴収率が92%を超える高い市町村の多くは応益割を低く設定し、応能割の比率が高くなっております。ちなみに、当市の収納率は88.27%で、44市町村の中で33番目であります。私は、応益割分を引き下げて、低所得者でも払える税額にし、収納率の向上を図るべきだと考えますが、答弁を求めます。

2番目に、短期被保険者証の期間延長について再度伺います。

これまで国保税の未納があり、期別ごとの納付ができない世帯には分納の約束をすれば有効期間が6カ月の短期被保険者証を交付していましたが、平成21年第1回市議会定例会で、4月からは、保険税の未納状況に応じて保険証の有効期間を1カ月とするとしました。私は「短期被保険者証の期間を1カ月にすることはやむなく滞納せざるを得ない生活困難者をますます追い込むことになる」と指摘し、反対をいたしました。その後、短期被保険者証の発行数はふえるばかりであります。

そこでお聞きします。

県内44市町村で1カ月という短期はどれだけあるのでしょうか。2番目、期間1カ月の短期被保険者証の発行でどれだけ滞納が改善されたのでしょうか。3番目、もとの6カ月の短期被保険者証に戻すべきだと考えますが、答弁を求めます。

8番目、納税対策の問題について質問をいたします。

納税相談の件数と延滞金の減免について伺います。

私は前議会で、「納税相談は相手の身になって対応するよう」要請し、「本税の滞納分を完納した場合は、延滞金はできる限り減免すべきだと。特に災害や失業・病気などが要因となっている場合は減免するよう」求めました。改めて、納税相談件数と延滞金の減免について答弁を求めます。

大きな9番目、水道事業についてお伺いをいたします。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、無駄な水開発にあります。水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

そこでお聞きします。

霞ヶ浦導水事業の問題について伺います。

第1に、現状の水需要と実施協定との乖離についてであります。2012年の保健福祉部発行の「茨城の水道」では、1日最大給水量は98万9000トンでありました。これを上回る安定水利権と地下水、認可水量を保有していることが報告されております。霞ヶ浦導水を加えると、何と120

万人分の水が余ってしまいます。人口と1日1人最大量が減り続けております。霞ヶ浦導水事業の必要性はありません。

第2に、霞ヶ浦の水質浄化についてであります。那珂川の水で霞ヶ浦の水質を浄化することはさらに悪化させてしまうと、これまでも指摘してまいりましたが、アオコは窒素、リンがふえ、富栄養化で起こります。アオコの増殖を増大させるのが硝酸態窒素であります。那珂川は霞ヶ浦の4.7倍も高く、2012年は7倍であります。したがって、那珂川からの導水で霞ヶ浦湖水は希釈できません。

第3に、生物多様性条約、生物多様性基本法に違反についてであります。利根川・霞ヶ浦水系と那珂川水系という、全く異質な2つの生態系をまぜ合わせることで環境への影響は検証されておられません。霞ヶ浦で問題になっている、カワヒバリガイやアメリカナマズなどの特定外来種や有毒なアオコなど、導水で那珂川に持ち込まれれば、天然アユの宝庫であり、57種の魚類が生息する那珂川への影響ははかり知れません。1秒間に11トン、200リットルドラム缶で55本の水をろ過することは不可能であります。

以上、3点について答弁を求めます。

水道料金の引き下げについて伺います。

市長は、所信表明で「水道料金の値下げに取り組む」と表明。前議会において「担当には、水道料金改定に向けて検討を指示した」と答えました。検討結果は出たのでしょうか。現段階についての答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目1番、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る今後の対策につきましては、総部長から、2番、食品の放射性物質、検査結果の公表及び3番、霞ヶ浦汚染対策の要請については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目1番、残土問題への見解についてお答えをいたします。

平成21年、当時、私がかすみがら市長であり、許可権者でありました下土田地内におけます残土埋め立て事業につきましては、地元幕ノ内の皆様方に対し多大なるご心配とご不安をおかけいたしました。

佐藤議員を初め、地元幕ノ内の皆様方からのご指摘のとおり、市の残土条例には、市民の生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的といたしております。

建設残土の無秩序な堆積は、崩落事故などを招くことになり、周辺住民に不安を与えるとともに、市民の生活に大きな影響を及ぼすものであります。行政にとって、その防止は重要な課題となっているところでございます。

条例の施行に当たりましては、時代とともに現状の情勢に合わない部分もあり、より実効性の

ある対応が求められております。

今後は、よりスピード感を持ちまして、農業委員会など横の連絡体制を強化しながら対応してまいりたいと考えています。

次の2点目1番、農地法違反状態に対する詳細につきましては、農業委員会事務局長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目2番、幕ノ内区の分裂状態への見解につきましてお答えをいたします。

幕ノ内区につきましては、従来から1行政区として運営されておりましたが、平成23年3月30日付で、新たな行政区の設立届が提出されました。しかしながら、市といたしましては、既存の行政区を分割する理由が見当たらないことから、不受理とし、話し合いによる解決をお願いしたところであります。

現在も状況が変わっていないことから、広報誌等の配布物、回覧物等につきましては、各戸郵送にて対応しておりますけれども、このような状況が継続しますことは、地元にとりましても、市にとりましても好ましいことじゃないというふうに考えておりますので、一日も早い解決を願っているところであります。

次の3点目1番、「かすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目2番、8月28日付常陽新聞記事への見解についてお答えをいたします。

前回の9月議会におきまして、8月21日の「第2回石岡市・小美玉市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会」において、当市がこの協議会に加わった旨をお伝えしてございます。

この時点におきまして、8月28日付常陽新聞記事の内容のような新施設の設置場所やスケジュールについては、決定事項とはなっておりません。

この経過については、新聞報道がなされたことと察しますが、決定事項以外の具体的内容が掲載されておりまして、情報の発信元が不明な状況であります。

ご質問の「当初とはいつのことか」ということでありますが、私はこの新聞記事から察しますと、初めて4市の首長が出席をいたしました昨年12月26日の「広域ごみ処理における意見交換会」であると考えますが、その時点で、本市としては加入しない意向が表明された経過となっております。

また、新治地方広域事務組合の運営と方向性につきましては、現段階で申し上げられますことは、住民の方にご迷惑がかからないよう構成市と十分な協議をして、ごみ処理の組合事務事業を現状のまま維持管理してまいりたいと思います。

今後につきましても、3市1町において協議会を重ね、新施設の設置場所、スケジュール等について検討した上で、平成27年度には、事務組合の広域組織の設立を目指してまいりたいと思います。決定次第、ご報告させていただきます。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、4点目1番、市立さくら保育所の閉所問題についてお答えをいたします。

さきの小松崎議員にも答弁をいたしましたが、今後、保護者の皆様方に民営化への不安を解消できるよう、説明会を実施していくなど話し合いを進め、合意形成を図り、閉所時期を決定してまいります。

市の子ども・子育て支援事業計画につきましては、来年3月までに策定する予定で、昨年度実

施いたしましたアンケートをもとにニーズ調査を行い、サービス提供量の見込みに対する体制を確保できるよう、現在、子ども・子育て会議を開催し、協議を進めているところでございます。現状、低年齢児保育の需要の高いことやさくら保育所の閉所時期については、現時点においては未確定であることから、計画内にさくら保育所の定員枠も含め、計画を策定しておりますが、さくら保育所の閉所を含め、市内保育所施設の状況が変わった際には計画変更を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、4点目の2番、子ども・子育て新制度については保健福祉部長から、3番、教育費の父母負担については教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目の農業振興（米価暴落対策）につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、6点目の介護保険改定と高齢者支援については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、7点目の国民健康保険について及び8点目の納税対策問題については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

次の9点目1番、霞ヶ浦導水事業の問題点については、水道事務所長からのからの答弁とさせていただきます。

次、9点目2番、水道料金の値下げについてお答えをいたします。

9月の定例会でもお答えいたしましたとおり、水道料金の値下げにつきましては、生活支援施策として実施をしていく予定であります。

現段階といたしましては、値下げ幅や値下げ方法等について、さまざまな手法を想定して、シミュレーションを行っている段階でございますので、いましてお時間をいただければというふうに考えています。ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

1点目1番、放射線の総合対策についてお答えをいたします。

本市では、放射線対策本部を立ち上げ、市除染基準を策定し、市内の放射線量の測定を初め、公共施設、小中学校、保育所等の放射線測定を定期的実施し、除染や監視に努めるとともに、消費者庁からの検査体制の支援を受け、小中学校、保育所等の給食食材、農水産物等、水道水、公共下水道等の脱水汚泥の放射線検査を実施し、安全確認に努めてまいりました。

除染につきましては、保育所、小中学校において、局所的除染基準を超える地点、いわゆる「ホットスポット」について、定期的測定し、確認された場合は、市除染マニュアルに沿って適宜除染を行っております。

なお、発生した除染土は、以前は土のう袋に入れてビニールシート等で覆い保管管理しておりましたが、平成25年度にフレキシブルコンテナバックに入れかえ、埋設管理する方法に切りかえております。

また、同じく平成25年度からは、健康影響検査費の助成を行い、市民の健康不安の軽減を図っております。

今後とも、引き続き各種測定を継続し、市民の安心・安全を提供できるよう各種対策を推進してまいります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1点目2番、食品の放射性物質検査の公表についてのご質問にお答えいたします。

一般からの持ち込みによる食品の放射性物質検査については、前回の一般質問でも答弁しているところでございますが、現状としては、関係団体等で検査依頼のあった農産物等の検査結果については、先方の了解を得て市のホームページに公表しています。

また、出荷規制の対象品目についても検査実施をしてきたものの、ホームページの公表はしておりませんでした。近隣市町村の状況も考慮して、今後は出荷規制の対象となっている農産物等も含め、市内で生産されたもので検査依頼者の同意が得られたものについては、ホームページの公表をしてまいりたいと思います。

次に、1点目3番、霞ヶ浦の汚染対策を県及び近隣市町村と共同で国に対策を要請することについてのご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水質資源の安全性の確保、水産業の保護と存続の観点から、重要な施策であると認識しております。

これまで平成23年度から環境省と茨城県が、霞ヶ浦湖内及び流入河川を季節ごとに年4回のモニタリング調査を実施し、今後におきましても、引き続き調査を続けることとなっております。

しかしながら、放射能の除染対策方法につきましては、いまだ技術的に明確化されていないのが状況であります。

また、霞ヶ浦問題協議会に国への放射能対策の要望書を再度提出することを確認いたしましたところ、再提出には至っていない状況でございます。

市といたしましては、引き続きモニタリングの継続と、除染技術の開発を含めた県政に対する要望を行い、国・県、近隣市町村及び霞ヶ浦問題協議会と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目1番、平成21年12月28日に締結された「かすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」についての詳細な説明を求めるの質問にお答えいたします。

「かすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」は、関係町村の合併及び平成21年度起債償還終了に伴い、平成22年度以降の組合事務事業について、平成21年12月28日に協定を締結したものであります。

内容といたしましては、環境クリーンセンターの運営につきまして、平成22年度以降の10年間の平成31年度まで、引き続き組合の事務を継続すること、職員の身分保障、財産の管理について

協定を締結したものでございます。

このほか、老人福祉センターの運営につきましても、環境クリーンセンターに準じ協定を締結したものであります。

議員ご指摘の「協定期間満了前に脱退等の必要が生じた場合には、構成市間において協議する」につきましては、現在のところ、構成市の石岡市、土浦市から、協定期間満了前に脱退等の協議の申し入れはございません。

次に、5点目1番、米価暴落対策についてのご質問にお答えいたします。

農林水産省では、平成22年から引き続き実施されている米の直接支払交付金については、生産数量目標に従って販売目的で生産する農家を対象に、平成25年度までは10アール当たり1万5000円が交付されていましたが、今年度からは引き下げられ10アール当たり7,500円が交付されていることとなっています。

米価の暴落に対する対策については、農林水産省が2014年産米に限り、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）への移行のための円滑化対策が実施されます。

対象は、生産数量目標に従って販売目的で生産する農家を対象に、農林水産省で定める都道府県ごとに算出された標準的収入と当年産の収入の差額の3分の1程度が交付される見込みであります。

ただ、この手続等が年を明けてからとなるため、支払い時期は来春以降となるようでございます。

それから、来年の生産資材への助成措置などについては、現在のところ検討してはございません。

以上、米価対策についての答弁となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

農業委員会事務局長 根本一良君。

[農業委員会事務局長 根本一良君登壇]

○農業委員会事務局長（根本一良君）

それでは、2点目1番、農地法違反の状態に対する見解につきましてお答えいたします。

下土田の残土問題に関しましては、再三にわたり県の担当者とともに、地権者に対しまして早急に農地として活用できるよう、現地にて指導をしており、現在、草刈りの作業を行っているところと思われます。

地権者からは平成26年5月29日に提出のあった違反是正計画書に沿って平成27年3月までにクリ苗を植栽し、農地として活用できるよう地権者に指導しているところでもありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、4点目2番、子ども・子育て支援新制度について、保育及び放課後児童健全育成事業について、保護者などへの説明は十分されているかについてお答えをいたします。

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」の保護者等への説明につきましては、7月に市内保育所、幼稚園等に新制度の概要をお知らせするチラシの配布及び9月号の広報誌、市のホームページにおいて周知を図ってきているところでございます。さらには、学童保育での保護者会総会、また児童館運営委員会でもあわせて周知をしてまいりました。

また、市内事業者に対しましては、8月及び9月に新制度の打ち合わせ会議を実施し、10月には市内の公立、私立保育所に新制度に関する説明会を行い、各施設を通して入所児童保護者への制度周知をお願いしているところであります。

今後は保護者への説明については、12月から始まる保育所入所一斉申し込みのときに、直接保護者に対して丁寧な説明を行っていく予定であります。その際、疑問点や不安を感じられている保護者の生の声を聞くことによりまして、保護者各位の必要としている情報の提供ができるものと考えております。また、市民説明会の実施につきましては、現在予定してございません。よろしくご理解をお願いいたします。

次に、6点目、介護保険改定と高齢者支援についてのご質問にお答えします。

最初に、介護保険改定に伴う当市の地域ケア体制はどのようになるかの1つ目、本市の計画であります。平成27年度からの介護保険法制度改正に伴いまして、要支援1・2の方につきましては、居宅介護予防サービスである「訪問介護・通所介護」の2項目が、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、見直しされることとなります。

これは、要支援者による訪問介護・通所介護を市町村の地域の実情に応じて、市民主体の取り組みを含めた、多彩な主体における柔軟でかつ効果的かつ効率的なサービスを提供できるように、地域支援事業に組み入れ、見直しを図るものであります。

具体的には、現行の身体介護や生活援助等に相当するサービスと、体力の改善に向けた支援が必要なケースで保健師等による相談指導等が実施されるものと想定されます。

総合事業への移行は、平成29年4月までに完全移行するものとされており、本市では平成29年4月からの移行開始を予定しているところであります。今後、総合事業についての必要な見直しとともに、新たな方策による介護予防サービスの充実が図れるよう、検討を進めてまいります。

2つ目のサービスを担うとされるNPO、ボランティア、民間企業の受け入れ態勢の構築は可能なのかについてでございますが、サービスの充実を図るためには、ボランティアの方やNPO、民間企業等への協力依頼と選任の基準が肝要となってまいりますので、国・県の指導と近隣市町村の動向に注視し、態勢の構築を行ってまいりたいと思います。

3点目の要支援認定者のうち、訪問介護の利用者は何人で、通所介護利用者は何人か。これらの既存の利用者は引き続き従来のサービスを継続することができるのか。新規の要支援認定者でこれらの専門的サービスを希望する場合はどうかについてですが、要支援者の訪問介護及び通所介護の利用者数でございますが、10月の実績であります。訪問介護は38名であり、通所介護につきましては81名となっております。

サービスの継続等につきましては、現行の予防給付サービスを利用している方は、移行後の最初の更新までは、現行のサービスを受けられますが、新たに認定される方や更新後の方は、総合

事業によるサービスへの移行をすることとなります。

4点目の要介護認定の申請は利用者の権利であり、保障されるべきと思うがでございますが、要介護認定の申請については、法改正によりサービスの形態が変わることで認定を阻害するものではございませんし、権利については保障されるべきものと思っております。また、総合事業の中にあります、介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は要介護認定を省略することができ、迅速なサービスの利用を可能とすることができるものとされておりますので、利用者の方に負担をかけず、サービスの利用につなげていけるものと期待しております。

5点目の要支援認定者が、ヘルパーやデイサービスを希望した場合、尊重されるかでございます。

総合事業への移行とはなっておりますが、通所介護、訪問介護とも、現行の身体介護、生活援助を行う介護相当のサービスを設定し、その他多様なサービスをあわせることで、介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービスの実施による重度化予防を図ってまいりたいと思っております。

6点目、予防給付の自然増の伸び率の予測は年5%から6%とされているが、厚労省はこれを後期高齢者の伸び率の予測3%から4%程度に抑えることを求めている。これに従えば、必要なサービスを制限することにつながると思うのですが、厚生労働省が示しております、中長期的な費用の伸びにつきましては、効率的なサービス提供を通じて後期高齢者の伸び率である、3%から4%となることを目安としておりますが、総合事業へ移行し、NPOやボランティアによる住民主体の地域づくりを拡充することで、要支援認定者でも比較的軽度の方へは、本来予防給付で行っていた通所介護、訪問介護にかかる給付費分を抑えていけるものと思っております。

7つ目、総合事業のもとで、利用者の負担増とはならないかでございます。

総合事業における訪問・通所介護等々サービスにつきましては、予防給付の基準を基本とすることで現行程度の負担になると思われま。また、多様なサービスをして実施される分につきましても、今後単価等を設定するところがございますので、近隣市町村の状況も踏まえながら、今後検討をしていきたいと考えております。

冒頭にも述べさせていただきましたが、本市では、総合事業への移行を平成29年4月からと考えているところであり、今後とも、国や県、さらには近隣市町村の動向に注視し、その準備を進めてまいります。

次に、高齢者支援についてのご質問ですが、地域包括支援センターでは、現在要介護認定となっていない方を対象とした、第2次予防事業対象者把握業務を行っているところであります。これは、チェックリストを用いておのおの健康状態をチェックするものであり、その結果をもとに状態のよくない方を介護予防教室等へ勧誘するなどし、健康寿命の延命を図るものでございます。

また、老老世帯や独居老人世帯の増加に伴う高齢者の見守りに関しましては、地域の目として、民生委員の方や近隣の方からの相談や、企業からの報告といったものが大変重要となっております。また、緊急通報装置の設置や配食サービスの安否確認等により、事案がある場合には、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターと連携を密にしながら、早急の対応にて支援を行っていきけるよう努めているところでもあります。

以上です。どうぞよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、4点目3番、教育費の父母負担についてのご質問にお答えいたします。

教育費の父母負担については、学校における徴収金等により保護者の負担が大きいのではないかと、これまで継続してご質問をいただいております。各学校長に対しまして負担軽減に努めるようお願いしてまいりました。

また、各学校において、縮減に向けたさまざまな努力をいただいているところではあります。芸術鑑賞会などの質を落とさないためにやむを得ず保護者理解のもと会費の値上げなどを行った学校もございました。

最近では、消費税の増額等により教材費の値上がりがなども見られ、学校現場においても対応に苦慮しているところでございます。

このような状況ではあります。学校行事の内容を工夫するなどして、父母負担の軽減を図るよう学校へお願いしていきたくと思います。

以上でございます。

[発言する者あり]

○教育部長（飯田泰寛君）

大変失礼しました。

一部卒業対策費等でございますが、一昨年第2回定例会一般質問においては、「小学校では1万2000円から3万円徴収している」とご答弁申し上げておりますが、この金額につきましては、現在もほぼ同額でございます。

しかし、直近の3カ年を比較してみますと、この卒業対策費を徴収していない小学校、こちらは4校から6校へとふえておりますことから、保護者の負担も一部ではあります。減少しているものと考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

では、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

7点目1番、国保税の応益割と応能割の改善についてのご質問にお答えします。

地方税法で定める国民健康保険税の標準課税総額に示す内訳については、応能割と応益割がおおむね50対50になるように示されており、課税の公平性を保つ上での基準となっております。

現在、当市の応能割、応益割のバランスにつきましては、軽減及び限度超過額を反映しました算出額で求めますと、応能割分約59%に対し応益割分が約41%となっております。応益割分のうち、世帯別平等割につきましては、法で定める基準割合にほぼ一致するものの、被保険者均等割

については、これを下回り応能割分への依存傾向が見られます。これは4月に軽減所得判定と課税限度額の改正がありまして、低所得者層の軽減分による減額の影響が大きかったことと、課税限度額が増額となったため、応能割分に偏っている状況となっております。

医療費が年々増加傾向にある中、保険税を初めとする財源の確保は厳しさを増しており、現在のところ応能・応益の割合の変更は考えておりませんが、国の動向や近隣市町村の状況も踏まえながら、今後は検討してまいりたいと考えております。

続きまして、7点目2番の短期被保険者証の期間の延長についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の有効期間1カ月の短期被保険者証を発行している市町村の数ですが、茨城県内44市町村中、半数の22市町村となっております。

また、期間1カ月の短期被保険者証の発行で、どれだけ滞納が改善されたかというご質問ですが、そちらにつきましても具体的なデータはございませんが、一つの考え方としましては、仮に有効期間6カ月のときに年に2回納付していた場合、滞納額を計画的に減らしていくことは難しかった方におかれましても、有効期間が1カ月となった場合は必要に応じ、多い方で年に12回納付することで自然と滞納額が解消される場合もございます。

以上のことから、1カ月の短期被保険者証の発行は、複数年にわたり滞納のある方にとりましては、納税を促すとともに、滞納額の解消にとっても有効な手段と捉えておりますので、現在のところ期間の変更は考えておりません。

続きまして、8点目1番、当市における納税相談等の件数でございますが、過去3年間について申し上げますと、25年度825件、24年度677件、23年度590件となっております。

延滞金の減免につきましては、自主納税、減額更正、過誤納金の充当、差し押さえによる換価または交付要求に対する配当などにより、本税の滞納が解消された後、延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書を市長に対し提出し、その事由が市税条例施行規則第10条の各号（天災その他特別な事情がある場合）のいずれかに該当すると判断された場合、減免の措置を講ずることとなっております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

9番、水道事業についてお答えいたします。

①現状の水需要と実施協定の乖離についてお答えいたします。

茨城県の「水のマスタープラン」は平成19年3月に改定されております。

この中で県全体の水需要予測値としましては、1人1日平均給水量349リットル、1人1日当たり最大給水量は437リットルであります。当市の25年度水道決算におけます1人1日平均給水量は253リットル、1人1日当たり最大給水量は318リットルでありますので、予測値と実数値である決算値には開きがあると考えております。

合併前の出島村水道事業におきまして、平成5年に認可変更申請を行っております。

目標年次平成16年度になります。給水人口2万7000人、給水量を1日最大給水量1万2000トン、

1人1日最大給水量は444リットルでございました。県中央用水との実施協定となっているところでございます。

議員ご指摘の現状の水需要と実施協定の乖離につきましては、人口減少や節水機器の急速な普及、東日本大震災後の節水意識の高まり等によりまして、水需要が減少傾向にあると思っております。

今後も水需要の動向を注視していきたいと考えております。

続きまして、霞ヶ浦の水質浄化についてお答えいたします。

霞ヶ浦水道事業は、那珂川、霞ヶ浦及び利根川をつなぐ広範囲にわたる事業と承知しております。

事業の目的としましては、那珂川、利根川からの導水による霞ヶ浦の水質浄化、お互いに水を行き来させることでの水不足の軽減、那珂川と霞ヶ浦において新たに水道用水、工業用水を供給する新都市用水の確保でございます。

導水事業により、霞ヶ浦の水が入れかわる年間の回数が従来の2回から3回にふえることにより希釈効果により霞ヶ浦の水質浄化が図られるとされている一方で、河川のほうが生質・リンの濃度が高いので霞ヶ浦の植物性プランクトンがかえって増殖する、導水によって霞ヶ浦の底の泥が巻き上げられ水質が悪化するなどを危惧するご意見をお持ちの方がおいでになるように伺っております。

私としましては、霞ヶ浦を中心とした那珂川、利根川との水の融通が実施されておられませんので、いろいろなご意見を参考にしながら、今後の事業の進捗状況を見守っていきたいと考えております。

続きまして、生物多様性条約、生物多様性基本法に違反についてお答えいたします。

生物多様性条約につきましては、環境省のホームページを見ますと、「生物多様性は人類の生存を支え、人類に恵みをもたらすものであり、世界全体でこの問題に取り組むことが重要」との見地から1992年5月に国連で採択され、1993年5月に日本が条約を締結したものであります。

また、生物多様性基本法につきましては、この条約を受けまして「生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現する」ことを目的として、平成20年5月に成立し、同年6月に施行されたものでございます。

霞ヶ浦導水事業による生物多様性に与える影響に関しまして、霞ヶ浦のウナギ、那珂川のアユ、潤沼のシジミなどに影響が出て地域の生物多様性の保全に反するのではないかとのご意見があるようでございます。

国土交通省が実施しました「霞ヶ浦導水事業の検証に係る報告書」の中で、学識経験を有する方々からのさまざまなご意見に対しまして、国土交通省において、今後とも関連する調査等を実施し、必要に応じて環境保全措置を講じていくことや、現存する動植物に著しい支障を及ぼすことのないとの考え方等が示されております。適切な対応がとられていくものと考えております。

水道事業を安定的に継続させていくためには、県中央用水供給事業が霞ヶ浦導水事業により那珂川からの水利権を確保する必要があるとの立場でありますので、条約あるいは基本法に違反するかどうかの判断は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

お諮りいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

再開は1時30分から再開いたします。

休 憩 午後 0時09分

再 開 午後 1時30分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、1番目の放射能汚染から子どもと市民を守る総合対策についてなんですが、この前のメールに、これはかすみがうらから発信されているメルマガですか、市では当然第一原発の事故による影響、空間放射線量を毎週1回測定しホームページでお知らせしてきましたとありまして、これまでは安定的な傾向があるので2カ月に1回にしますというふうなことが書いてあったんですね。これについて、ちょっと総務部長、お答え願えますか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員ご指摘の件でございますけれども、空間放射線量の測定につきましては、これまでは市内の公共施設48カ所で毎週測定し公表してまいりましたが、数値が安定をしているということで10月から2カ月に一度の測定といたしました。

状況としましては、保育所、小学校等が0.05から0.13マイクロシーベルト、中学校ほかの公共施設で0.05から0.11マイクロシーベルトというところで安定をしております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なお、保育所と小中学校のホットスポットの測量並びに給食食材中の放射線濃度については、これまでどおり実施しますとなっておりますが、これはどうなんですか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の給食食材中の放射線濃度の測定、これにつきましては各調理場の食材を週1回測定をしております。

また、保育所、学校のホットスポットの測定及び除染につきましては、学校の長期休業期間にあわせて、保育所、各学校で実施をしております、これについては引き続き同様に実施をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、かすみがうらの放射能対策なんです、去る11月13日に政府交渉を日本共産党の議員団が中心になって行ったんです。そのときに私は放射能の汚染、これが心配だと、そういう意味で何とかしてほしいという声をぜひ国に伝えてくれと。特に環境省に伝えろというふうに言って、環境省の答弁をもらったんです。そうしましたら、環境省は環境省、国交省、農水省と連携して今後も取り組んでいくという回答がありました。いずれにしても、そういう回答にもかかわらなかなか除染が進んでいないというのが実態だと思うんです。当市はかすみがうらという名称を使っております。そういう意味では、非常に霞ヶ浦というのは大きな資源だと思うんですが、霞ヶ浦問題協議会がありますね。この霞ヶ浦問題協議会に対して、やはりもうちょっと働きかけをするだけじゃなくて、市が、市長がリーダーシップをとってやるべきなんじゃないかなと思いますが、この霞ヶ浦問題協議会との動きなんかは現状ではどうなっておりますか、市長。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほど部長から答弁しましたように、協議会のほうを通じまして国のほうに要望するべきだとお話をしているところでございます。そんなところでございます。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

あのね、一介の答弁を私聞いているんじゃないんです。霞ヶ浦問題協議会で市長はどういう形で働きかけているかと。中川市長はどういう考え方を持っているのか。流域の市町村が共同してやると、これが大事なんです。そういう働きかけはやっていませんか。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

正式な場では、中川市長と現段階では連携をとっていることはございません。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

やはり連携をとると、強力にやるということが求められていると思うんです。毎日新聞の記事に「霞ヶ浦の放射能の終息を待つしかないのか」というような記事が載っているわけですよ。ウナギ、アメリカナマズ、ギンブラの天然産魚類は、現在セシウム濃度が基準値1キロ当たり100ベクレル以下になっているけれども、1キロ当たりの数ベクレルを検出するなど比較的高い値を

示すこともあり、国の出荷制限指示が12年春以来続くとなっていますね。同じように、中禅寺湖とかそれから赤城、群馬ですね。赤城の大沼とか、それから千葉県の手賀沼、つまりこういう囲まれている、そこに流域から流れているこういう川、そこはやはり大変な事態になって、なかなかそこで、例えばワカサギなんか釣りをできないという実態があるんです。

これが何か放射能がもう終わったみたいな話をしていますが、私が聞いたところによりますと、浪江町の日本共産党の町会議員で馬場 績さんという方がいらっしゃるんですが、彼が住んでいた家、ここの放射線量は物すごく高いんですって。137ありまして、実際にはこれが平常に戻るまでには210年かかるというふうに言われています。ですから、深刻な事態というのはこういうところで受けとめないで。観光だというふうにして幾らPRしても、こういう問題が残ってくるという認識を持っていただかなきゃいけないということなんです。ですから、霞ヶ浦流域、これもあわせて県に働きかけて、県と一緒に直接交渉に行くという行動を起こしてほしいということなんです、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいまご指摘をいただきましたように、関係市町村と共有をしながら、そういった放射能対策につきましても進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ぜひ、まず行動をしなきゃいけないですからね、これが大事なことだと思います。

では、次に下土田の残土問題に移りたいと思いますが、市長が今回回答弁の中で、非常に申しわけなかったというふうに謝ったかなというふうに思いますが、私はこの事件が起きてから何回も取り消す機会があったというふうに指摘しましたよね、覚えていらっしゃるでしょうか。

第1回目が残土条例許可前に大量の残土を持ち込んだ時点、2回目が土砂等発生元証明書、これが偽造されていたと、これがわかった時点ですね。3回目が戸田区長さんが追跡によって許可以外である和光市から残土持ち込み、これがわかった時点。4回目がこれも同じですが、戸田区長さんが発見したんですが、東洋製罐石岡工場から土砂が持ち込まれた時点。

この時点で本来許可を取り消すべきだったというふうに思うんです。そうすれば、戸田区長さんが裁判まで起こすには至らなかったと。裁判まで起こすのかという、そういう一部の反対の声もあって地域のコミュニティが崩れたというふうに聞いております。

そういう点では、市長は「この問題について自分が全部責任をとる」と言っていたんですよ。市長、覚えていらっしゃるでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

この残土問題につきましては、法的な手続を踏まえて進められてきた経緯がございまして、今

ご指摘のような、幾つか何点かの問題はあるにしても、そういったものを是正しながら進めてきた経緯がございまして、それにつきましては、行政としても許可をしたというような経緯でございます。

その責任は当然、許可をした、許可権者であります私にあると思います。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今ね、どこまで、市長がやめてから4年間たちましたが、その間に転用のための施工業者は行方不明なんですよ、接触できていない。接触できていないんですよ。もう残土を入れっ放し、あとは逃げている、これが実態なんですよ。こういうことが重なれば、このかすみがうらもやはり残土捨て場として狙われるということなんですよ。この前、青木葉林道のほうに私ハイキングを兼ねて行ったんですが、あそこも何か不法な廃棄物反対という看板がありました。私、初めて見ましたが、そのことについては、環境経済部長、わかっていますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

青木葉林道ということで、公園法の法がかぶった地域だと思います。そういうことで、県のほうからもいろいろ問い合わせ等がございました。現在、残土条例等、こういう法に従って業者は進めているとは思いますが、実際、現在でも実施には至っていないという状況だと思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

それでは、再度お願い申し上げます。

マイクに近づいて答弁するよう、よろしく申し上げます。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

実際、お手元に写真をお見せしました。これが1つは、1枚目の写真は、地権者が最初はサツマイモ畑だと。ところが、途中で隣接地を借り受けて梨畑にするというふうに言いました。そして、今度はクリ畑にするというふうにして、本当にかわいらしいクリが、ことしの6月19日に撮影したんですね。これ私が撮影したんじゃなくて、試験しているときに戸田区長が撮った写真なんです。もう一つ、もう1枚あります。もう1枚はいわゆる隣接地を借り受けるという場所なんです。この場所に何と水がたまったままです。ですから、杉が立ち枯れするんじゃないかというふうな状態になっているんです。

ちょっとお聞きしますが、私が今回のこの問題で告発するのかと聞いたら、排水溝を整備すれば告発の条件にはならないと言いましたが、これ一体どういうことでしょうか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

告発の条件につきましては、盛り土した場所について芝を張るとというのが1つございました。もう一つが、排水の整備というのがございました。そういう中で、当初は下水道のような形での排水をするような計画がございました。ただ事業者とは連絡がつかないというような状況の中で、今度は地権者にも責任があるということで地権者と協議して、その排水整備というのは、周辺を土側溝で掘ってそれで整備をすることに変更になったわけでございます。そういうことで、排水の関係は一応済んでいるということでございます。

また、芝張りにつきましても、長い間経過しているのが事実でございますので、芝を張る必要がなく、逆にのりも弱くなるというようなことで現状のままでいいだろうということで結論が出ました。

そういう中で、警察のほうも告発することが目的ではなくて、現場を安全に保つことが目的だということで告発はしないというような形で結論が出ております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんです。これで、排水路を整備したことになるかというんです、これ実態見ればわかるでしょう。やったんですか、やらないんですか。もう事業者が逃げているんですからね。地権者がやるんでしょう。やると言ったんでしょう。それがこれをやれば告発の条件にならないよと言ったんでしょう。ところが、実態はこうでしょうと言うんですよ。ことしの6月19日ですよ、撮ったのが。これで排水路が整備されましたかと聞いているんですよ。どうですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

現場は自分も確認しました。それで土側溝も整備されていたということで、整備したという認識でございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

私はこれを見て整備した結果になっているかと聞いているんでしょうよ。どうなんですか、そのことを言ってください。これで整備したということになるんですかと言っているんですよ。これ隣接した、地権者に大きな迷惑をかけているんですよ。杉の木が立ち枯れようとしているじゃないですか。この隣の土地の地権者、もう亡くなりましたけれどもね。坪井市長もよくご存じの方ですよ。これを言っているんですよ。やったやっと言ったって本当にやったんですかと言っているんですよ。どう見ているか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

現場では確かに土側溝の整備は確認しております。ただ土側溝ですので、その後崩れたり、そういうことも考えられると思います。そういうことで、現在、土側溝の用を足しているか、足していないかというのは確認はしておりませんが、検査においては、土側溝を整備したということで確認いたしました。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、検査をしたけれども、いかげんな検査だったということを証明したようなものです。そこですよ、問題は。

それで部長にお聞きしますが、農地の一時転用というのはどういうことですか、農地の一時転用、正確に教えてください。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

一時転用ということですので、ある時期になったらまた農地に変えると、その工事期間だけは農地じゃないということで、それで一時転用ということだと思います。この地区においては、先ほどもありましたけれども、最長5年間は一時転用の期間ということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

もうすぐで5年が過ぎようとしているということですね。この計画では土砂、これクリ畑にしていますが、土砂の持ち込みをするのにはただでは持ち込めませんね、当然ですよ。計画では持ち込み費用は幾らだったんですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

当初の農業委員会の届け出の経費ということでございますか。造成費、その他細かくありませんけれども、480万の経費がかかるというような書類が出ています。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

480万もかけて5年間近く、これ放置されているんですよ。これクリ畑をやって480万、採算ベースで合いますか、どういうふうに考えますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

あくまでも標準的な計算でございますけれども、一反歩に約40本の苗が生えるということで約4反歩でございますので、苗代が5万か6万かかると思います。また、収量ですか、収入というよりも売った場合の収入金ということでございますけれども、大体1反歩で1年間で7万か8万というような計算になります。10万としても40万ということでペイするには480万と40万ですからかなりの時間がかかると思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、480万かけて年間大した収益は上がらないじゃないですか、やったとしてもね。今現在こうですよ。ですから、実態が違うということなんです。市長、どういうふうに思いますか。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在も十分な農地に利用されていないということは、私も残念に思っています。これにつきましては、我々行政としてはそういった書類等に基づき、法的なものに基づき許可するものでありまして、この農地として一日も早く利用されるように指導していきたいという、そういうふうに思っているところでございます。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

4回も5回も取り消しする機会があったよと言っても、今みたいに法的法的と言っております。実際には法を破ってやってきたわけですから。そのことの認識がまだ足りないというふうに私は思います。

時間がないので次に移ります。

広域ごみ処理の問題でございますが、広域処理の問題で、まず平成27年には事務組合等の広域組織の設立を目指すというふうに言っていますよね。答弁もしていると思うんですが、聞くところによりますと、きのうですか、一般廃棄物広域処理推進協議会が開かれたというふうに、3市1町ですかというふうに聞きますが、どのような内容だったんですか、これは報告できないんですか。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

きのう、各構成自治体3市1町で開催をいたしました。基本的な、これからの協議会でありますから、方向性といいますか、そういったものを確認しただけでございます、具体的なものについては、まだ所在の場所とかそういったものについては触れておりません。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

石岡のほうでは、環境経済委員会があるそうなのですが、そこに報告するというふう聞いていますよ。どのような報告なのか、今言ったように所在は決まっていなかったとしても、実際にスケジュールについて決定事項とはなっていないというふうに言って、情報の発信元が不明だというふうにおっしゃっていますよね。でも、第3回の定例会の議案審査特別委員会で田崎環境保全課長が、「建設の候補地は正式にはまだ決定しておりません。ただこれまでの協議会で茨城美野里環境組合と、また霞台厚生施設組合のどちらかの候補地になろうかと思えます」というふうに答弁しているんです。これは決定ではないけれども内定したということですか、内定しているということですか。その話はなかったんですか、きのう。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

きのう、先ほどお話ししましたように、基本的な枠組みであるとか、それからいわゆる構成自治体ですね、そういったものの確認、それからこれから進めるに当たりまして、手順みたいな、例えば名称をどんなふう決めていくとか、それから規約をどういうふう決めていくとか、議会をどうしていくとか、そういったものが具体的ではありませんけれども、そういったことを決めなくちゃならないということが話し合いとして出されたことでございます。

それから、所在につきましても、当面は石岡が中心になっているものですから、霞台を当面の事務所、そのようなことの確認はされております。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

市長は平成27年度には事務組合の広域組織の設立を目指すと言いましたよね。ということは、27年度に立ち上げると。ということは議会の承認を得るということですね、確認します。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当然そうでございます。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これだけ問題になっているわけですよ。これを産業建設委員会にも報告していない、もちろん議会にも報告していない。一部議員の方はよくご存じでしたけれども。これはどういうことなんですかね。これ報告しないんですか、これはいつ報告するんですか。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

前回、お話をさせていただいたつもりであります。正式にはそういった方向が出てきた時点で、正式に全協、それから委員会等に報告をして皆さん方にご理解いただきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

常陽新聞の記者に聞いたところ、不明だというふうに言いましたよね、この情報がね。ところが、既に石岡市議会の環境経済委員会で審議されて議事録があるんですよ。その中に平成26年度、来年ですが、執務体制の組織をつくり、これは各市町村より選任または併任辞令をいただいて派遣するようなことで組織をつくりますと。施設の設置場所の選定や事務組合等の設立、国・県などとの事務協議等を行い、各市町の議会承認を得る事務を行います。平成27年度においては、新事務組合を立ち上げ、実際にはどうなのかわかりませんが、そういうふうな中身で、具体的なスケジュールまで会議録にあるんです。これは2月14日の第9回の委員会の会議録です。このことについては全くご存じないということでしょうか。市長がご存じなければ、環境経済部長、全くご存じありませんか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

石岡の常任委員会の情報については、私は全くわかりません。ただ平成27年度を目指して新しい広域の組合をつくるということですので、そういう関係で、先ほどから委員会の説明とか、そういうものご指摘ありましたけれども、自分としても早くそういう機会を持てれば説明を、あくまでも結果じゃなくて途中経過だと思うんですけども、そういうことでご説明はしたいと考えております。

また、先ほどありましたけれども、最終的には議会の議決を得なければ、広域組合の組織はできませんので、今現在は事務屋としてのいろいろ準備といいますか、そういうもので決定事項ではありませんけれども、先ほど言いました候補地が2つとかそういう形のものを積み上げている状況かと思えます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

委員会のことを知らないというのは、とぼけてはいけませんよ。これは、実際に第3回の委員会、私たちの委員会のとときに具体的に細かく田崎保全課長が話しているんですよ。そういうときに、かなり具体的なものはこの2月14日に記されている中身とほぼ同じなんですよ。

ですから、情報はきちんと議会のほうにも、委員会のほうにも知らせていく。それと同時に、この議論を早目にやらなければ、はい、どうぞと言われて賛成か、反対かじゃだめですよ。ですから、慎重に期すということが大事なことなんですよ、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

今の佐藤議員のご指摘については、8月29日の全協での説明の内容だと思います。これについては、当然資料もつくりましたし、環境経済部で説明しましたので、この内容についてはわかりますけれども、先ほど石岡の委員会の中身についてはちょっとわからないということでございます。ただこの情報として、全協において説明したことについては、情報として認識しております。以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですからね、そのデータの発信元がどこなのかということを知っているんですよ、発信元はどこですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

全協時点のこの情報の発信元といいますのは、いろいろ会議の中心となっています石岡市からいただいて全協で説明したものでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

こちらで詰めて話すとそういうふうにはしゃべるじゃないですか。何で最初はとぼけるんですか。だから、問題なんですよ。一部の人が知らない。そして、追及されるとこうやって話をする。もう具体的なんですよ、これ、物すごく。

ここでいろいろな問題点があるんです。実際にはちょっと時間がなかなかないんで非常に難しいんですが、とりあえず気になるところだけ質問をいたします。

まず、田崎課長が説明したときの中身ですが、この中身にいわゆる補助金というか交付金の金額については全く触れていませんが、どうですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

そのときに費用負担ということで示されてはおりますけれども、補助金については記載がないようです。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

非常に、いわゆる循環型社会形成推進交付金というのが3分の1だったり、2分の1だったり、

状況によって違うんですよ。実は一般質問、岡崎議員がされましたよね、第2回定例会のときに。そのときに、金額について述べていたんですが、金額の根拠についてもう一回確認できますか。例えば、当市が新治広域を建てかえるときにどのくらいの建設費になるかということについて答弁なさっていますね、確認します。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時07分

再 開 午後 2時09分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

暫時休憩で長くなっちゃうと困りますので、このように答えたんですよ。「想定される施設の1日当たりの処理量は約46トン、1日当たり。処理能力1トン当たり建設単価は9500万円といたしますと、建設費は約44億円となります」というふうに答えたんですよ。覚えていますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

その当時のその場合の整備の費用は44億円ということでお話ししているようでございます。以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでね、この前の第3回審査特別委員会のときに、田崎さんが説明したときには、1トン当たり幾らというふうに、積算するように言っていますか。答えられないと思いますので、6000万円なんですよ、わかりますか。これはいわゆるその石岡の環境経済委員会でやっている積算単価なんです。これはどこから来たかという、平成24年4月の供用開始したひたちなか・東海クリーンセンター、これを例にとっているんですよ。9500万円というのはばかでかい、物すごい乖離があると思いませんか。なぜこんなに違う単価を使ったか、どうですか、わかりますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

そのときにも設計を組むとかそういうことは組合の施設ですので、そういう予算も計上できないし、当然概略で積算したものであるということをご報告したと思います。

そういう中で、この単価につきましては、私のほうはちょっとわかりませんでしたので、組合のほうに確認して、組合においても、それなりに積算した経過もあったようですので、その単価を使わせていただきました。そういう中で6000万と9500万の差が生じたと思います。あくまでも

概算ということでお話ししております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

あのね、概算だってね、1.6倍違うんだよ。小規模だからとか何とか言っているけれども、これ一般的に全国的な平均は幾らだと思いますか、全国平均は幾らだと思いますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

調べてというか、その概算の金額しかわかりません。全国平均というものは把握しておりません。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

本当にいいかげんじゃないですか。6000万円だったり、9500万円だったり、1.6倍だったり、全国平均は4000万から5000万円ですよ。メーカーの言いなりですよ、これ。私もメーカーでいろいろ値段をつけたりしました。歩掛なんかもつくりましたが、決して損はできないように設計をする、単価を決めるんですね。値引きがあっても、流通があっても、ちゃんともうけられるようにするんですよ。危険なのは、大手メーカーになると談合になる可能性があるんですよ。これまでも、し尿処理組合の汚泥施設、さまざまな大型のプラントの施設では談合が全国的に行われているんですよ。そういう点でこの金額というのは全くでたらめだというのが明らかになったんじゃないですか。確信を持って言えますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

その当時につきましては、それしかよりどころがなかったというのが事実でございます。故意にでたらめとか、そういうことではなくて、得た情報の中で積算したということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、そういう意味では根拠がはっきりしていないものを数値として出すこと自体が問題だということなんですよ。そのことを指摘しているんです、どうですか。あなた自身が全然わからないのをただ出されたものをうのみして報告しただけなんじゃないですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

当時のことをまずお話ししますと、確かに私どもにおいてはそういう情報がありませんでしたので、組合のほうにお願いして、それで積算をしていただいたということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

この非常に問題のある単価、それから交付金2分の1、こういうことを使って44億円という話をしたんですよ。そして、それを議会の議決にしようとしていたんですよ、議決にしましたけれどもね。私は議会にきちんとした報告がない、また議論もしていないのに議決ということはあり得ない。やっぱりそのことを言ったんですね。これは政争の具にしてはだめだと言ったんですよ。

ところが、この宮嶋前市長がこのごみ処理場の広域の問題については、ごみ処理を有料化する予定はありませんが、今後、広域連携を含む市町村の状況によりごみ処理計画にあわせ有料化の検討が必要だと思われまして言っているんですよ。これご存じですか。覚えていますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

覚えています。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

覚えていらっしゃるというふうに思います。やはりこれが実際には政争の具になったんですよ。ここに選挙の広報があるんですね。宮嶋市長はごみ有料化も必要と発言。そして、ここにかすみがうら市単独整備の費用44億円、これが堂々とまかり通っているんですよ。この発信元はまず一つはあなたですよ。有料化と言ったのは宮嶋さんです。これはどういうふうに考えますか。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時18分

再 開 午後 2時28分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなか答弁が難しいということなので、次に移ります。

実際は今、新治地方広域事務組合がありまして、あの環境クリーンセンターが動いております。実際に環境省は2010年度の予算から長寿命化計画というのを打ち出したんですよ。つまり、ごみ焼却施設の改修でも、いわゆる循環型社会形成推進交付金を対象とするというふうになったんです。ここに書いています。ごみ焼却炉の耐用年数はこれまで一般的に20年程度とされてきたが、

建物についてみれば50年程度の耐用年数を備えており、またごみ焼却施設に設置される各種の設備機器については20年程度経過してもなお受変電施設、発電施設を初めとして高い健全度を保っている設備、器具等、部分的な補修で健全度を回復することが可能なものが多いというふうになっているんです。つまり、こういうところにも交付金が出るんですよと。

ところが、これをひっくり返したのがアベノミクスなんです。つまり、大型のごみ処理施設をどんどんつくれと、そういうことになってしまったんです。つまり、企業がもうけられるように、これが成長戦略というふうになっているわけです。今確かに20年ぐらいのごみ焼却施設がかなり全国的に多くなっているそうでもあります。そういう意味では、大きな市場にメーカーとしてはなっているわけですね。

こういうところからいったら、一番問題なのは何かというと、本来のごみのあり方ですね。リユース、リデュース、それからリサイクルという。まず発生させない、それから再使用をする、リサイクルするというこういう3Rを進めていく。こういうふうなやり方を今後とっていく必要があると思うんです。やはりできる限り、長寿命化をしながら経費をかけていかない。ばかでない、幾ら交付金といえども税金ですから。無駄な税金を投資しないというふうにして長もちさせる。こういうやり方を考えて地域の人たちになるべくごみを出さないように工夫する。いろいろな分別をやることによって、ごみを少なくしていくという社会にしていくことが求められているんじゃないかなと私は思っております。

ですから、この立場で今後このごみの広域化の問題については徹底して議論をしていきたい、また質問もしていきたいと思っております。

時間がございませんので、次に移ります。

1つは、教育部長にお聞きしますが、卒業記念品について内容を確認したいんですが、この前お話ししましたように、下稲吉中学校の卒業記念の品物は何と拡大カラーコピー機だったんですよ、これ45万円もする。これは学校の備品ではないですか、どうですか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

先般お話いただきました、いわゆる拡大コピー機でございますけれども、一般的に言えば備品と言われるようなものであろうかとは思いますが。私、卒業記念品に関しまして申し上げます、いわゆる卒業を契機に保護者の方々、感謝の気持ちというふうなことで在校生のお役に立ちたいというようなことから従来慣習化されておりますし、自発的に実施をされているということでもございますので、その志を酌み入れまして学校側でも大切に使用しているというふうにご考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

備品だというふうにご考えていないのかと言ったんですよ。ちゃんと学校の予算としてやればいいのかないかということなんですけれども、どうですか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

学校の予算、教育振興予算ということで本市がただいま計上しております金額につきましては、小中学校合わせまして1400万ほど確保している状況でもございます。そういったものの中から、やりくりのできるものに関してはやりくりをしていくということではありますが、それ以外に保護者の方々の好意というようなことも現実的にはございますので、そういったことは大切に受け入れていきたいというふうにこう考えております。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

堂々めぐりになってしまいますのでやめます。そういう立場で、だから私は父母負担を軽減しろと言ったんですよ。金のある人ばかりじゃないですよ。余分な金はないですよ、皆さん。消費税は上がるし、生活は苦しいんです。ですから、安倍さんだって先延ばししちゃったでしょう。

それは置いておいて、ちょっと簡単に農林水産部というか、あと時間がない。稲敷市に倣った場合、どれだけの財源が必要なのか教えてください。稲敷市、質問すると言ったでしょう。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

稲敷の例に倣ってかすみがうら市で積算いたしますと、面積が463町歩から464町歩くらいでございます。10アール当たり5,000円と計算しますと2318万5000円、約2300万か2400万という形でございます。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ぜひ緊急対策として考えてもらいたいと思います。

最後に、納税対策の問題ですが、この前話していた方に対して減免申請を破棄するということがあったんですね。症状が悪化しても支払えということなんですか。支払わなければ差し押さえということなんですか、答弁を求めます。

○副議長（中根光男君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

減免規定がございまして、病気もその中にあるんですが、生活が成り立たなくなるぐらいの医療費がかかった場合には減免という規定になっております。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

どういうふうな症状の問題について担当医は何と言っていますか、答弁願います。担当医は何と言っているか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

私のほうでは、それは報告は受けておりません。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

報告していないで答弁するのではないですよ。糖尿の値がこれ以上高くなると人工透析になるという判断というふうに言っているんですよ、どうですか。人工透析になっちゃうというんですよ。このまま糖尿の値が高くなると、それでも払えというんですか。

[発言する者あり]

○9番（佐藤文雄君）

だって、答えないんだもん。知らないというわけにはいかないでしょう、質問すると言っているんだから。ちゃんと担当医に聞きに行ったんでしょう。誰でもいいですよ、答えてください。

○副議長（中根光男君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

担当医のほうに確認したのは、総務の不服審査委員会のほうで確認をしていると思います。私のほうでは特にその報告は受けておりません。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の内容は、市のほうの異議申し立て審査委員会での審査の内容でございます。この異議申し立ての主張の中で、担当医からの病状の聞き取りをということでございまして、実際に委任を受けまして確認をいたしております。

しかしながら、病状のこととかで余りにも個人的なことでございますので、こういう場でお答えするのは適当ではないかなというふうに考えてございます。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういう問題じゃないんですよ、深刻なんですよ、この人は。だから、人工透析になったらどうするかということを知っているんです。人工透析になったらどうするんですかと聞いています。答えてください。それで終わります。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

その主治医の判断等も含めまして、総合的に判断した上で今回棄却というような結論を出してございます。その総合的な内容の中で判断しているというところでご判断をいただければと思います。

○副議長（中根光男君）

9番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時40分

再 開 午後 2時49分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

6番 田谷文子君。

[6番 田谷文子君登壇]

○6番（田谷文子君）

皆様、こんにちは。

1期目を大過なく過ごさせていただきましたこと本当に感謝申し上げます。それもこれも私を支持していただいている皆様方のおかげかなと思っております。また、議員各位、そして執行部の皆様方のご協力を得ながら、おかげさまで女性1人ではありましたが、大過なく過ごさせていただきましたこと、衷心より厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、平成26年第4回定例会におきまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

きょう、安倍首相は衆議院解散表明となり、本日解散となりました。12月2日公示、14日投開票となったわけでございます。当茨城県は14日、県議選と並んで翌年1月25日には私どもの市議選も待っております、真っただ中選挙戦が繰り上げられる年となったわけでございます。

日本経済にとっての最大の課題は、持続的な経済成長と財政再建を両立させることだと私は常々思っています。険しい道だと思いますが、この2つを同時に追求せずには日本経済の再生はあり得ないし、高齢化で社会保障費が膨らんでいるとはいえ、その財源を賄うために借金をふやし次世代に負担をつけ回すのはもう限界ですし、財政再建の旗をおろすことには決して旗をおろしてはならない、そう強く思っておるところでもございます。

先ほど来から話題になっております広域ごみ処理場建設問題のクリーンセンターの問題は、さきの市長の施政方針演説の際、私も質問させていただきました。いつの間にか、小美玉、石岡、茨城町との提携が進んで、私は新聞報道でそれを知ったわけです。現在の処理場は土浦市より遅く建設したと心得ています。平成7年に石岡、かすみがうら市、新治の組合でつくられましたごみ処理場と伺って、耐用年数が25年としましてもあと6年も残っているわけですので、私はその際に土浦も長寿命化を図っておりますし、当施設よりも土浦市のほうが古いんですけれども、長寿命化を図っておりますし、長寿命化を図ったらいんじゃないかというところを、私も意見を述べさせていただきました。

本題に入らせていただきます。

1点目として、千代田地区の小学校の統廃合についてお伺いいたします。

旧霞ヶ浦地区は現在、下大津、牛渡、美並、宍倉小学校区、佐賀、安飾、志士庫小学校区の統合は計画的に推進されておりますが、旧千代田地区においては、統合委員会が休会となってまだ先の見えない調整中でもあります。

せんだって政府でも人口減少を踏まえ、学校の再編を促すため、公立小中学校の統廃合する指針を58年ぶりに見直す、そのように報じられました。少子化に対応する教育体制を整え、年内にも見直しを実施し、年明けには全国に新指針を通知する旨の報道がなされました。少子化がとまらず、待ったなしの大事な時期ですので、早急に統合委員会を立ち上げてほしいし、前に進んでほしいと切に願っておる一人でもあります。

そこで、どのような考え方をお持ちなのか、市長と教育長にそれぞれお一人ずつお伺いしたいと思います。

小規模校では人間関係の固定化など問題が指摘され、生徒数をふやしてほしいと望む子どもたちも、父兄も本当に多いんです。実際まちの声は複式学級になる前に統合してほしい。リレーもドッジボールもできない学校では困る。大勢の中での教育が必要だ。小さい学校でははじめに遭うと抜け出せないから、統合しないなら私は転居も考えてしまうよ。そのように強硬におっしゃるお母さんもおいででした。また、今つくば市に住んでいる方が、統合するなら親元に帰ろうと思っていたけれども、統合しないのなら帰ってこないよと、娘に言われたと、寂しそうに私に告げられました。孫と一緒に生活ができると思っていたのにと、とても寂しそうにその方は私にそう話してくれました。残念だなと本当に切々とと言われる言葉に私も同情して、私も一生懸命頑張らなければと思った次第でございます。

そのような実態の中、1点目、小規模小学校が際立ってきています。十分な教育成果を上げるための方策を教育長に伺います。

教育長もご存じのように、つくば市では春日学園が同じ敷地で一体型で教育を行っております。私も見学してきましたので、本当に参考になりました。4・3・2体制での教育でした。4年生にして上級生の意識が植えつけられ、下級生の面倒見もよく幅広く目も向けられる子どもたちが育っているよ、そのように先生方が話しておられたのが、私はすごく印象的でした。

また、教科ごとの担任の教師が担当するなど、小学校、中学校の先生方の相互の理解、協力が得られて、先生方の弾力的な活用、あるいは配置が可能になり、時代の要請に沿うことになっているなとしみじみ思いました。

また、この一体型の春日学園に学ぶ子どもたちは、本当に縦割りのすばらしい学校で幸せな子どもたちだとも思いました。だから、茨城県内からも転居してまでも春日学園に学ばせたいと思う親御さんが多いことも教えられました。

また、豊里、桜、筑波東、筑波西、荃崎など、これらは全て施設分離型ではございますが、つくば市は全校小中一貫校としての教育を行っております。教育に熱が入り、日本一の教育に力を入れていこうとするつくば市の覚悟みたいなものを見せつけられた思いがしました。

土浦市では、新治中学校に一体型の小中一貫校をつくるような計画を持っておるようでございます。

私は、常々小中一貫校に向けて働きかけている一人ではございます。現行の6・3制の義務教育が変わっていくのではないかと思っているやさき、文科省から6・3制の見直しが市町村でもできるようになったとの報道もありました。この点について、教育長はどのようにお考えかお伺いいたします。

そこで1点目、2つ目として、近隣市町村では小中一貫校を視野に実施している市と計画を実行に移す市とがあるが、当市は小中一貫校についてどのように考えておられるのか、市長と教育長、それぞれにお伺いいたします。

2点目として、かすみがうら市の活性化についてお伺いいたします。

日本の人口が2008年の1億2800万人をピークに減少し始め、欧米に比べ、極端に低い出生率が原因で高齢化も進むため、日本経済や私たちの社会生活は大きな影響をこうむることになっておるわけでございます。急激な人口減を食いとめるためには、どのような取り組みが必要なのか、人口減社会の大きな課題に政府も最近本気に取り組んでおります。

日本少子化対策は1989年、今から25年前、合計特殊出生率、1人の女性が生涯に産む子どもの平均的な数のことです。過去最低の1.57ショックをきっかけに始まり、保育所の拡充や育児休業制度の整備に取り組んではきたものの大きな成果が得られず、2005年には1.26まで沈み、現在は1.43にとどまっております。人口減少に歯どめをかけるためには、私は何といたっても1人の女性が生涯に産む子どもの数が問題になってくると考えています。

まち・ひと・しごと創生本部の有識者会議で今後5年間の工程表となる総合戦略の骨子案を政府は提示しました。2060年に日本の総人口を1億人程度に維持する目標を達成するためには2.07までアップさせなければならないとあります。ご夫婦で、要はお二人の子どもを産まなければ総人口1億人を維持できない、そのような試算であります。

まちの活性化は、定住人口が増加しなければ活性化いたしません。子どもの遊ぶ声がそこから聞こえ、若者がまちを闊歩してにぎわいが戻らなければならず、そうするためには働く場所を設けることが一番です。

そこで伺います。

少子高齢化が進む状況下での当市をどのような方向づけで活性化させ、発展性のあるまちづくりをしていこうと考えておられるのか、市長に伺います。

次に、90年代には右肩上がりの経済成長はとまり、共働き世代がふえました。出産と就業の両立や子育て家庭への経済的な支援、待機児童解消のための方策等、市長にお伺いいたします。

2点目として、若者が元気で活力ある子育てしやすいまち、住んでよかったと思えるまちづくりをするための方策をお伺いしたいと思います。

次に、3点目として、世界有数の長寿国である日本ですが、健康寿命をいかに延ばすかが問われております。当市はどのような方策があるのか、担当部長にお伺いいたします。

2013年の平均寿命が男女とも80歳を超えました。しかし、平均寿命から病気などによる介護期間を差し引いた健康寿命は、女性は約13年、男性は約9年短い。この差が開くほど生活の質が下がり、医療や介護の費用がかさむことは承知されていると思います。健康寿命をいかに延ばすかを担当部長にお伺いいたします。

3点目1番として、現道（市道51号線）が、土浦市、つくば市への通勤道路となっており、ま

た通学道路でもあります。側面が崩れて破損している場所がたくさんあって困っております。その維持管理についてお伺いいたします。

私も何度か質問しておりますが、現状はおわかりいただいております。最近では先に車が見えますとすれ違える少し広い場所で待っていないとすれ違えません。路肩が崩れて段差ができています。タイヤを傷めてしまう、そのような場所がたくさんあります。

市道51号線はバイパス化が検討され、平成26年度に測量の予算化もされておりますが、現道の補修をどのように考えておられるのか、担当部長にお伺いいたします。

2点目として、市道891号線、上稲吉地区から舟橋までの市道ですが、今後の補修計画について計画全般をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

田谷議員の質問にお答えをいたします。

初めの1点目、千代田地区の小学校の統廃合につきましてではありますが、現在ご案内のとおり、少子化が急速に進んでおまして、適正規模の観点、あるいはまた子どもたちの教育の観点からも必要なことだというふうに考えております。

ただその前提となりますのは、市民の皆様方の合意が必要であります。十分にそういったものを議論しながら検討していきたいというふうに考えています。

それから、一貫校につきましてのご質問もございました。小中の連続性とか、それから幅広い先生方、人材の確保の観点からも有意義なことだというふうに考えておまして、国においても、そういったものを進めておりますので、研究をしていきたいというふうに考えています。

具体的には教育長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目1番、活性化と発展性のあるまちづくりについてお答えをいたします。

今後におけますまちづくりの方向につきましては、予想よりもかなり急速な少子高齢化が進行しており、今後もこうした人口構造の変化や時代の潮流を見据えたまちづくりの推進に取り組んでいくことが肝要であるというふうに考えているところであります。

このような中、本市が進めます魅力的で個性豊かなまちづくりの実現とともに、地域の活性化、発展に向け、持続的な取り組みを推進するため、本年度から一定の条件を満たします、まちづくり活動を支援する「まちづくりファンド助成事業」を始め、市民団体やNPO法人の創意と工夫にあふれました自主的、主体的な市民協働による地域の特性を生かした魅力あるまちづくりに取り組んでいるところであります。

この助成事業が、まちづくり活動のきっかけとなり、その活動の輪が一層広がり、市民と行政との協働によるまちづくりがより活発になりますことを期待しているところであります。

次に、2点目2番、子育てしやすいまち、住んでよかったと思えるまちづくりの方策につきましてお答えをいたします。

子育て世代やこれから子育てをしていくこととなる若い世代が、ずっと本市に住み続け、子育てしてもらうことが、元気で活力のある子育てしやすいまちづくりを創造していく上では大変重要であります。

さらに、子どもたちには、本市に愛着と誇りを持って大きく育ってもらうことが大切です。

そのため、引き続き、子育てに関する意見・要望や重要課題に対応したさまざまな支援施策・事業に取り組むとともに、子育て世代を初め、市議会や市民の声に真摯に耳を傾け、高齢者、子育て世代、若者、全ての世代が住みやすいまち、かすみがうら市に住んでよかったと思っただけのようなまちづくりをより多くの市民と実感できるよう、誠意と責任感を持って全力で取り組んでまいります。

次に、2点目3番の健康寿命延伸の方策については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目、市道51号線の今後の補修計画につきましては、土木部長の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

1点目1番、小規模小学校の教育成果を上げるための方策についてお答えいたします。

これまで、子どもたちの教育環境の充実を図ることを目的として小中学校適正規模化実施計画により、各学校の地域の代表やPTA役員等で構成する統合委員会を立ち上げ協議を進めてまいりましたが、ご承知のとおり千代田地区の小学校については、統合校の位置をめぐる意見が一致しないことから、現在休止となっております。

市内の小規模の小学校においては、これまでも社会科見学や宿泊学習などを共同で実施するなどの小学校同士の連携を図りながら、教育成果を上げる工夫に努めていただいております。このような取り組みを継続して行うようお願いするとともに、千代田地区小学校の統廃合については、保護者や地域の意見などを伺いながら慎重に進めてまいりたいと思います。

次に、1点目2番、小中一貫についてのご質問にお答えいたします。

小中一貫教育については、近隣市町村ですと、つくば市が平成24年度から実施し、施設一体型や連携型により取り組みが行われています。

施設一体型は、小学校、中学校が同じ施設で行われるもので、連携型は中学校を単位として、中学校、小学校が連携を図り実施されています。

小中一貫教育の背景としては、義務教育9年間を見通した、小学校教育、中学校教育の連続性を確保し、発達段階に応じた適切な指導が重要であることから、子どもの成長の連続性の保証や、中学生になって中学校になじめない、適用できないなどのいわゆる「中1ギャップ」問題の解消、さらには学校の適正規模化の対応として進められております。

このような課題は、当市においても同じような課題であり、現在でも市内の小中学校において、

小学校同士の連携や、小学校と中学校の連携を図るなどして連続性の確保や中1ギャップの問題解消に努めているところであります。

また、適正規模については、霞ヶ浦中学校の統合を初め、小規模な小学校の統合に向け進めているところであります。

小中一貫教育については、施設の状況や地域の状況によりさまざまな形で取り組まれており、本市においては当市の実態に応じた取り組みが望ましいと考えますので、先進の事例などを参考にしながら、小中一貫教育のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、2点目3番、健康寿命の方策についてのご質問にお答えいたします。

現在、国においては、子どもから高齢者まで、全ての方がともに支え合いながら、生きがいを持ち、それぞれのライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指すため、「第2次健康日本21」を推進し、その柱の一つとして、健康寿命の延伸を図ることとしています。

本市においては、かすみがうら市健康増進計画に基づき、運動、栄養・食生活、生活習慣病対策、飲酒・喫煙、歯の健康、こころの健康を具体的な取り組みとして掲げ、生活習慣の改善によって、みずから健康をつくったり維持したりするという第1次予防に重点を置いて、一人一人の心がけによる健康づくりの推進に取り組んでいるところであります。

健康づくりは、市民一人一人が健康に関心を持ち、みずからが健康の保持増進に取り組むことが大切であり、本年度は各種検診や健康診断はもとより、運動教室、健康教室、健康相談、ミニウォーキングなどを実施しております。

また、内部組織ではありますが、健康づくり連絡調整会議を設置し、関係部署が連携を図り、これらの健康づくりの取り組みがより効果的となるよう、そして市民の健康で長生きを実現するため、先進事例の調査、研究や講演会などの勉強会、ワークショップ形式による効果ある新たな事業の創出の模索等、より具体的な健康づくり推進策の検討を進めているところであります。

今後は、連絡調整会議専門部会での検討結果等を踏まえ、健康づくりに関する事業の体系化や新しい方策の検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

3点目1番、現道（市道51号線）が土浦市、つくば市への通勤道路になっており、また通学道路にもなっており、側面が崩れて破損している箇所がたくさんあり困っている。その維持管理についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘の市道51号線につきましては、特に朝夕の通勤時間帯は交通量が多く、車道幅員も狭いため、安心・安全にすれ違ふことが困難な状況であるため、民地に車両が侵入するなど、路肩部の舗装が破損してしまう状況でございます。

また、市道891号線から舟橋までにつきましても、路面破損箇所を確認し、安全面を考慮し、一部補修工事を実施した経緯がございます。

今後とも、道路機能を保持するため、日常のパトロールや点検により、道路の状況を的確に把握し、限られた予算の中で、初期段階での手当てや予防的な補修・修繕方法を検討し、効率的で効果的な維持補修を適宜実施するよう努めてまいります。

次に、3点目2番、今後の計画についてお答えいたします。

国道6号交差点から舟橋を經由し、県道土浦笠間線までの延長1,000メートル区間と市道51号線第2期計画であります、馬立バイパス延長1,300メートルの整備計画でございますが、地域説明会を開催後、意見の集約結果に基づいた現況平面測量を実施してございます。

今後の計画でございますが、現在、補助事業である防災安全交付金事業、道整備交付金事業、神立停車場線整備事業の各種事業を実施し、地域間の連絡を円滑にする幹線道路の整備に取り組んでいるところでございます。

したがいまして、その進捗状況を見きわめながら、補助制度を活用し計画的な整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

ご答弁ありがとうございました。

ちょっと市長にお聞きしたいんですけれども、1点目の千代田地区の小学校の統廃合なんです、合意形成がなされたら統合委員会の立ち上げをなさるということですか。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

統合委員会は今休止している状況であります、これは合意形成の前に議論する、検討する場がありますので、立ち上げる必要があるというふうに考えています。

合意形成につきましては、統合をする場合の合意形成という意味でございます。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

それは速急になさらないといけないのかなと思っているところなんですけれども、いつごろまでに実施する予定ですか。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まだ時期は決めておりませんが、大変必要なことだと思っておりますので検討させていただきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

その統合委員会のメンバーですけれども、どのような形で選ぼうと思っておりますか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

統合委員会につきましては、いわゆる休止状態でございまして、委員には変わりはありませんので、まずは再開に当たりましては、現在の委員さんというふうを考えております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

私の意見を申し述べさせていただきますと、やはり小中学校の統廃合ですので、若い方、要は父兄を代表するような、そういう若い方を中に入れて、要は実感として感じられるような方を中に入れたほうがいいんじゃないかなという気がします。

もう一点は、旧霞ヶ浦地区の役員さんのメンバーをお呼びになったりして参考意見を聞いたりしながら、その統合委員会をスムーズな形で乗り切られるようにしていったらいいんじゃないかと思っております。

どうして休会になったのかなというのも、私はすごく疑問でして、この議会もそうですが、いつの世も多数決の原理が横行するわけですけれども、いいにつけ悪いにつけ、この旧千代田地区の小学校の統廃合は七会地区も、新治地区も、上佐谷地区もほとんど満場一致で大賛成ということでした。そして、志筑小学校の一部の父兄の方が物を申したわけですけれども、それがなぜ休会になったのか、ちょっとお聞きいたします。

○副議長（中根光男君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

お答えいたします。

統合委員会につきましては、地域代表、保護者代表、学校代表の委員さんで昨年6月に組織し、6月からことしの3月までに5回の委員会を開催し、志筑小、新治小、七会小、上佐谷小の小学校統合について協議を進めていただきました。

協議していただいた結果としまして、統合校の位置について意見が分かれ、将来的な学校統合に向けた検討を続けることを前提として統合委員会の活動を一時休止することとなったものでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

その休止に入ったということで耐震が今なされるようになったわけですね。平成28年度までに小学校の統廃合が決まらないということになりますと、耐震をしなければならないということで今、上佐谷小と新治小の耐震がなされて5億余りのお金が今かかっているわけですが、そしてまた各統廃合をしないということになりますと、エアコンを入れたりということになりますと8800万円のお金がまたかかると。統廃合も同時に早く進めなくてはならないということで。父兄や子どもたちはその統廃合を待ちに待っているわけです。そのような子どもたちや父兄のためにも、それから、かすみがうら市だけじゃなく、60年代に建てました建物が老朽化して、その維持管理にもお金がかかっていくように私は聞いておりますので、そのような面からも統廃合はもっと早くに、本来ならば決めなくてはならなかったのかなと思っています。

ですので、早急に立ち上げていただいて、前に進んでいただきたいなと思っていますが、市長、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まさにおっしゃるとおりでありまして、時間の経過とともにいろいろなところに建物ですからほころびが出てまいりますので、我々事務局としましても、極力早目の合意の形成ができるようにということで考えております。

ただ、今現在はなかなか議論が難しいということもあります。丁寧にお話をしながら早い段階での再開ということを考えていきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

市長さんにちょっとお伺いしたいんですけれども、志筑小学校は執行なされたのは坪井市長さんとお伺いしていますけれども、いろいろな面で執行するのが遅くなった、そういうような経緯もございましょうが、あの志筑小学校はあの場所に建てて適正だったと今でも思っておられますか。

○副議長（中根光男君）

田谷文子君に申し上げます。

ただいまの質問内容は通告されている質問内容から脱線しているように感じ取られますので、通告内容に従って質問をしていただくよう忠告をいたします。

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

私は、坪井市長のご自分の考えをちょっとお聞きしたまでですので、割愛していただいて結構です。

それでは、2点目のかすみがうら市の活性化についてお伺いいたします。

やっぱりかすみがうら市の活性化は人口増が一番、全国的にそのようなんですけれども、人口増が

一番の活性化になる1つの手がかりかなと思っていますので、それには子どもを産むまでの未婚者への出会いのきっかけとか、そういう婚活イベントの取り組みとかというのは、かすみがうら市は考えておられますか、お伺いいたします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今のご質問の中に、やはり人口減少、あるいは地域の活性化等を踏まえまして、いかに市を活性化していくということにつきましては、大きな要因といたしまして人口の増加というものが、今、議員さんのおっしゃったとおりでございます。

そういう中で、大きな課題、国を挙げての課題でもありますので、新しい組織機構等も踏まえまして、今後対応してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

それでは、この婚活イベントは取り組みをなさっていくということで前向きに捉えてよろしゅうございますか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

先ほど答弁申しましたように、新たな手法も市として考えていきたいというふうに捉えていただければと思います。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

次に、今度は未婚者が30から34歳の男性で2人に1人、女性も3人に1人が未婚という、そのような現状ですけれども、約3割弱が賃金の低い非正規雇用という状況下の中で、20歳代で結婚し子どもを持てるような若い世代が雇用の安定化、そのようなまちづくりにしていただくように、先ほど来、市長もご答弁なさっておりました企業誘致とか新しい雇用を生み出す作戦はどのように考えておられますか。

○副議長（中根光男君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたします。

先ほどもお答えしたところでありますけれども、企業誘致をすることはやはりまちの活性化をつくる上では一番大切なことだと思っています。それは税収の確保、あるいはまた雇用の拡大にもつながるわけでありまして、それによって、地域が元気になっていく大きな原動力になっていくというふうに考えています。

そのために、先ほどお話ししましたように、窓口を設置したり、また私どもがそういった情報を出しながら営業したり、あるいはまた県とタイアップして雇用を湧出することにご協力いただきたいというようなことで、さまざまな手法をとって企業誘致に向けまして努力はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

市長の力強いご答弁ですので、4月の機構改革にもそのことが盛り込まれるようなお話でもございましたので、ぜひ力強い一方、先んじて踏み出していただくようご要望いたします。

次に、やはり若者が住んでよかったと思えるまちのことですけれども、先ほど来、市長はまちづくり助成ファンドをつくったり、NPOを立ち上げたりして活性化していくということですが、それは具体的にはもう動き出しているんですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ご質問のまちづくりファンド事業等につきましては、現在予算化をしております。この内容につきましては、市民団体あるいはNPO団体のいろいろなまちづくりの方策等に関します補助をしていくと、行政支援をしていくというような内容でもございます。

ただ、11月の末をもちましても、そういう関係団体のほうからの応募等がないものですから、その期間を延長いたしまして1月まで引き延ばして募集をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

確かにそういうイベントをすることで、まちは活性しますでしょうけれども、要は子育て支援を拡充していくためには、それは根本的な治療ではないと私は思います。私は子育て支援を拡充していくためには、やはり財源がかかりますが、小中学校の給食の無料化とか、要は金銭を配るのではない、子どもたちに平等に給食を与えることとか子どもを支援していく、それは大事な要素だと考えます。給食費を支払えない子どもたちは、今かすみがうら市にどのぐらいおりますか。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時36分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

給食費を支払っていない子どもにも、同じように与えていくのが大人ですので、そうすることが普通の大人ですので、よろしく願いいたします。

次にまいります。

次に、3点目として、健康寿命をどのようにということですが、参考として聞いていただきたいと思います。先ほど来、部長さんお話がありましたが、要は運動教室とかというのもやっているように見受けはするんですけれども、かすみがうら市は長寿命化を図る、そのような施策が余り活発ではないなというふうに私は感じています。

ついこの間、長野県松本市の話題がちょっとありまして、「笑いヨガ教室」といって健康づくりの推進をしているボランティアの方々が松本市には900人ぐらいおります。そして、運動と栄養と休息をその900人のメンバーに研修を受けさせて、そして市長みずから委嘱して、そして各地で「笑いヨガ」、要するに笑いとヨガの呼吸法を組み合わせた、そのような教室をして年とった人たちを呼んで、そしてすばらしい教室が開いているというようなことでした。もう一つは、「食改さん」、食の改さんという、そういう名前を、名称をつけておられる食生活改善推進委員というのもつくられているようなことでした。これは広島県の呉市の話でしたけれども。

そのように、やはり話題になるようなすばらしいイベントをしている、あるいは教室を開いている市もございますので、もう少し、かすみがうら市ももっと前に出せるような、前を見据えたそういう予防医学に対して頑張っていたらなというふうに思っていて感じておるところでございます。ご答弁は結構です。

それから、3点目の現道（市道51号線）なんです、部長さんも課長さんも見ていただいたということでお話がありましたが、本当に路肩がすれ違いざまに路肩でタイヤを切ったりということもあるようなことも聞いておりますので、この辺はいつごろ、この51号線については喫緊本当に要することですので、いつごろ直していただけるような、方向づけがございましたらお聞かせ願います。

○副議長（中根光男君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

現状につきましては、道路の高さと民地の高さにかなり段差がございまして、補修工事を行う際には道路の境界をまず復元をいたしまして、工法を検討しながら年次的な対応をしたいというふうに考えてございます。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

年次的といいますと今年度中では無理ですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

本年度の予算につきましては、整備箇所等は既に決定をいたしておりますので、平成27年度から順次年次的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君。

○6番（田谷文子君）

よろしく願いいたします。

通勤道路でもあり、通学道路でもありまして、交通量もすごく頻繁でございますので、早急に直していただけたら、公道でもありますし、よろしく願いいたします。

それから、2番目の市道891号線は先ほど来お話を伺いましたけれども、こちらのほうも補修計画のほう、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

6番 田谷文子君の一般質問を終わります。

○副議長（中根光男君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

11月22日から24日までは会議規則第10条の規定により休会となるため、次回は11月25日の定刻から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時41分

平成26年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第3号

平成26年11月25日(火曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君
7番	小松崎 誠 君	15番	山 内 庄兵衛 君
8番	加 固 豊 治 君		

欠席議員

16番 廣 瀬 義 彰 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	水 道 事 務 所 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君 山 悟
〃	補 佐 乾 文 彦
〃	係 長 小 池 陽 子
〃	係 長 杉 田 正 和

議事日程第3号

日程第 1 一般質問

- (1) 中 根 光 男 議員
- (2) 来 栖 丈 治 議員

(3) 山内 庄兵衛 議員

日程第 2 議案第99号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第5号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 中根 光 男 議員

(2) 来 栖 丈 治 議員

(3) 山内 庄兵衛 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	中根光男	1. 茨城県が12月から実施する高齢者優待制度について
		2. 防犯カメラの設置していない学校への対応策について
		3. 年末のゴミ収集について
		4. より良い都市環境と居住環境を確保するため、地域に適合した雨水排水対策について
		5. 婚活事業について
(2)	来栖丈治	1. 工業団地の企業立地状況の現状と今後の誘致活動について
		2. 職員の適正評価と配置、異動などについて
		3. 再生可能エネルギー政策について
		4. 米価下落による農家支援策について
		5. 人口減少に歯止めをかける政策について
		6. 合併特例債事業について
		7. 政策推進のため調査研究室の設置について
(3)	山内庄兵衛	1. 農政問題について
		2. 後継者問題について
		3. 教育問題について
		4. 国定公園内の山林について
		5. 石岡地方斎場セレモニーホールについて

日程第 2 議案第99号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第5号)

開 議 午前10時00分

○議長 (鈴木良道君)

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止をされておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき市の一般事務についてたずね場です。したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められておりませんので、ご注意を願います。

また、各種法令を遵守した上で発言をしていただきますよう求めます。

執行部に申し上げます。

能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁を心がけるようお願いをいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

10番 中根光男君。

[10番 中根光男登壇]

○10番（中根光男君）

おはようございます。

私も市議員といたしまして、3期12年間、無事務めさせていただきましたことを深く感謝申し上げますとともに、さらに頑張っていく決意でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成26年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。最初に、茨城県が12月から実施する高齢者優待制度についてお伺いをいたします。

茨城県は、ことし12月から高齢者がスーパーや飲食店でいばらきシニアカードを提示すると、特典を受けられる高齢者優待制度を開始いたします。同制度は高齢者にさまざまな特典がついたカードを配布することで、外出を促し介護予防や健康増進、ひきこもり防止につなげるのが狙いといたしております。配布対象は県内在住の65歳以上のひとり暮らしの高齢者と希望する全ての高齢者が対象となります。11月25日、本日から申し込みが開始されます。市町村の高齢者福祉担当の窓口や地域包括支援センターで受け取ることができる内容になっております。

このシニアカードを協賛店舗で提示することで料金割引やポイント加算、飲み物サービス、粗品進呈などの特典を受けられるようになっております。また、カードの裏面には、連絡先や血液型、かかりつけの医療機関などの記入欄を設け、緊急連絡用としても活用されることになっております。また、経済の活性化にもつながり、期待をしているところでございます。

①優待制度の認識について、②対象者への周知徹底についてをお伺いいたします。

次に、防犯カメラの設置していない学校への対応策についてお伺いをいたします。

私は、防犯カメラの設置の必要性について一貫して主張してまいりました。しかし、残念ながら設置していない学校も多々あります。いつ突発的な事件が発生するかわからない社会環境の中で、子どもの命を守り、安心して勉強に励める環境づくりは最も優先しなければならない課題で

あると思います、また急務であると思っております。その観点から、①防犯カメラが設置していない状況で、もし事件が発生した場合に、誰が責任をとるのか、具体的にお伺いをいたします。

②必要性の認識について、③いつまでに設置するのか、責任ある答弁を求めます。

次に、年末のごみ収集についてお伺いします。

①現在のごみ収集状況について、②市民から、12月30日まで延長してほしいとの要望が多々ありますが、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、よりよい都市環境と居住環境を確保するため、地域に適合した雨水排水対策についてをお伺いいたします。

特に市街地の都市化の進展が予想される中で、低地への集中化や冠水などが見られる地域については、都市環境と住居環境を確保するため、計画的な対策が重要であります。台風18号の際も現場確認のため市街地を中心に歩いて歩きました。それは予想した以上に大変な状況で、通行どめや床下浸水寸前のところも多々ありました。市民も不安と焦りで限界に達しておりました。早く対策を講じてほしいとの声も多く寄せられました。

市の責任といたしまして、①低地への集中化や冠水などが見られる地域の対策について、②透水性舗装の普及状況と推進について、③問題点と対策についてお伺いをいたします。

次に、婚活事業についてお伺いいたします。

少子高齢化などの進展によって人口減少が加速をいたしております。人口減少の要因としては、未婚化や晩婚化による出生数の減少が指摘されておりますが、独身男女の縁結びを応援する婚活事業の推進が必要であります。市においても、事業仕分けの中で結婚相談員の廃止を決定いたしました。これは余りにも無責任な判断であります。大事なことは出会いの場を多く提供し、市が中心となったイベントの開催や情報発信など、具体的な取り組みをすることで、必ずや結果につながると確信をしているところであります。①結婚相談員の体制づくりについて、②今後の具体的な取り組みについて。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、茨城県が12月から実施をいたします高齢者優待制度については保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目、防犯カメラの設置していない学校への対応策については、教育部長から答弁させていただきます。

次の3点目、年末のごみ収集については、環境経済部長から答弁させていただきます。

次の4点目、よりよい都市環境と居住環境を確保するため、地域に適合した雨水排水対策については、土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の5点目、婚活事業につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、1点目、高齢者優待制度についてのご質問にお答えいたします。

この制度は、いばらき高齢者優待制度として高齢者の積極的な外出を促し、健康増進やひきこもり防止につなげ、高齢者を地域、企業、行政が一体となって支え合う社会の構築を目的に、12月1日より始まる制度であります。対象となる県内在住の65歳以上の高齢者へいばらきシニアカードを発行し、協賛店等でカードを提示し使用することで割引等の特典が受けられるものであります。

また、カードの裏面には、住所、氏名、緊急連絡先やかかりつけの医療機関を記入することができるため、外出中に体調が不調となったときでも速やかにかかりつけ医に連絡することや、身元の確認などの緊急時にも役立つものとなっております。

カードの配布は、市町村の高齢担当窓口及び地域包括支援センター窓口となっております。配布開始が本日11月25日と指定されていますことから、当市でも本日から千代田庁舎の健康長寿課窓口と地域包括支援センター、それと中央出張所、この3カ所におきまして希望者への配布を開始したところでございます。

次に、対象者への周知徹底についてですが、茨城県では、茨城県のお知らせとして、11月1日、2日、4日にかけて、新聞7紙に制度開始の周知記事を掲載したところであります。

また、市の周知につきましても、広報誌11月号において、情報を提供しているところであり、今後も定期的に広報誌等での周知を図るとともに、県が作成しましたパンフレット等を活用し、一層の市民周知に努めてまいります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、2点目、防犯カメラの設置していない学校への対応策についてお答えいたします。

まず、1番及び2番、防犯カメラ未設置における事件発生による責任の所在及びその必要性のご質問についてお答えいたします。

これまでも、中根議員には防犯カメラの設置について、児童、生徒の安全・安心を優先する視点からご質問をいただいているところでございます。

議員ご指摘のように、防犯カメラを設置することによって、事件の抑止効果や、犯罪の立証に大きく役立つことが考えられるところでございます。お尋ねの責任の所在については、事件の内容や状況により異なるものと思われ、今の段階では明確に言えないものでございますが、何よりも事件・事故が発生しないような環境を、どう整備するかが重要であると思っておりますので、今後も学校と十分協議をしてみたいと考えております。

続いて、3番、設置時期についてお答えいたします。

霞ヶ浦地区の小中学校につきましては、平成27年度の学校統合整備事業とあわせて整備してまいりたいと考えております。

一方、千代田地区については、現在未設置の千代田中、新治小、七会小、上佐谷小について、今後学校側とも協議しまして、なるべく早い時期に整備ができるよう、今後十分検討し、事件・事故の未然防止、あるいは早期発見、早期解決に努め、安全・安心な教育環境を整えてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、3点目、年末のごみの収集についてのご質問にお答えいたします。

現在の年末のごみ収集状況につきましては、年末の12月28日まで通常の収集を実施し、クリーンセンターにつきましても通常業務となっております。12月29日につきましては、クリーンセンターに直接自己搬入される方のみを受け付けしている状況です。年末の大掃除を行う方が多く、個人の車両がクリーンセンター入り口で渋滞していることも多々ある状況でございます。

また、12月30日までのごみ収集の延長につきましては、新治地方広域事務区組合構成市担当課長会議において提案しておりますけれども、構成市間において、年末に収集を実施する意見と年末に自己搬入を受け付ける意見に分かれた経過となっております。クリーンセンターでは、年末収集と年末自己搬入の両車両を同時に受け入れることはかなり難しい状況でございます。

以上でございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

4点目1番、低地への集中化や冠水対策について、4点目2番、透水性舗装の普及状況と推進については関連がございますので、一括してお答えをいたします。

近年特有の豪雨は想定を超える状況にあり、ご指摘のとおり先般の台風18号や大雨により、市街化区域において排水施設等が冠水し、雨水が滞留した地域が数カ所発生しております。この地区への対策としては、現在排水路にコンクリート製のふたを敷設し歩道として利用しているため、早急に道路からの雨水を排水路へ取り込めるよう、集水しやすい側溝ふたの交換を行うことや、排水路本体の清掃、堆積土砂の撤去等、地域適性を考慮した雨水対策につきまして限られた予算の中ではありますが、順次進めてまいります。

また、ご提案をいただきました透水性舗装につきましても、土壌露出面が少ない市街地においては、降雨の流出を抑制できる有効な施策と考えられます。これまで開発に伴う道路協議は、一部透水性舗装を採用しているものもありますが、その多くが耐久性やコスト等から通常のアスファルト舗装としてきましたが、冠水の著しい当該地区においては、今後、事前協議の段階から開

発申請者に雨水の分散処理への理解と協力を求め、あわせて透水性舗装による施工対応をお願いしてまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、4点目3番、市街地開発事業などの地域整備が進む地域の流末となる河川、水路の整備について、4点目4番、問題点と今後の対策については、同じく関連事項ですので、一括してお答えをいたします。

ご指摘の市街地整備が進む地域とは下稲吉地区と思いますが、同地区の河川、水路の整備については、雨水排水路から流末となる市管理の逆川を経て、茨城県が管理する天王川、天の川、恋瀬川へ合流し霞ヶ浦へ流入してございます。

この中で、特に問題点としては、途中の河川、天王川の一部が未改修であるため、川幅が狭隘屈曲であり氾濫状態となるため、河川改修要望を土浦土木事務所に行い、その結果、年内に現況測量が完了すると報告を受けてございます。

また、稲吉地区にもう一方の流末となる菱木川の河川整備については、既に完了しているところでございますが、設計降雨量を上回る豪雨の際には排水路が一時的に満水となることから、高低差のない市街地の排水施設も一時的に排水できなくなり、滞留した雨水により冠水する箇所がございます。これらの冠水箇所におきましては、定期的なパトロールにより排水施設の清掃や滞留土砂の撤去等を行うよう維持管理に努めてまいります。

今後の対策といたしましては、河川改修は流末から整備するのが通常であることから、下流側についても河川管理者である茨城県と協議を重ね、進捗状況を見きわめながら、並行して市管理の河川、雨水排水路についても整備検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

5点目1番、結婚相談員の体制づくりについて及び2番の今後の具体的な取り組みについて、あわせてお答えをさせていただきます。

結婚相談員制度につきましては、合併前から旧両町におきまして農業後継者に対する結婚対策事業として21名の相談員を委嘱しながら活動をしてきた実績もあるところでございます。その後、個人情報保護等の法整備が行われてきたこともあり、市としては積極的に結婚支援活動を行ってきていないのが現状でもございます。

人口減少問題につきましては、国を挙げて取り組む重要な課題でもございます。これは市にとっても同様な課題でもございます。そういうことでございますので、現在は県で実施をしている「いばらき出会いサポーター事業」のほかにも、市としても新たな手法を今後とも研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

じゃ、2回目の質問をさせていただきます。

それでは、最初に茨城県が12月から実施する高齢者優待制度についてをお伺いいたします。やっぱりかすみがうら広報等でも周知徹底はしておりますけれども、中身を私が拝見したところで余りにも大ざっぱな説明で、具体的な説明がされていない。余りにも不親切な内容になっております。

土浦市の内容を見ますと、非常にわかりやすい内容で、初めて読む方でも理解できる内容になっておまして、例えば、かすみがうら市といたしましては、このシニアカードについて、ひとり暮らしの65歳以上の方に対しての対応はどのように取り組むのか。どのような配布方法をとるのか、具体的に提示されていませんけれども、その辺はどのように考えておりますか。お願いします。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

1つ目の内容の点でございますが、今月11月号の広報誌のほうへ掲載もさせていただきましたが、引き続いて12月号へもまた掲載して内容のほうの周知を図りたいというようなことで思っております。

また、この制度に参加する協賛店でございますが、市内の業者数につきましては、現在13店舗というような事業者が参加しているというようなことで、同様な子ども向きのキッズカードというものがありますが、それでは42店舗ほど参加しているというようなことで、その数に近くなるようなことで事業者等のほうにも参加を促したいというようなことで考えております。

また、65歳以上の独居老人等につきましては、当面は窓口での対応というようなことで考えておりますが、様子を見まして独居老人等でのそういうようなものへの希望が少ないというようなことでありますれば、当然市のほうからそういうようなものを促して、ぜひこの制度を活用していただきたいというようなことで思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

それでは、土浦市の例を挙げますと、土浦市は65歳以上のひとり暮らしに対しては郵送で全員対応している、そういう状況ですね。これもかすみがうら市も別に倣うということじゃなくて、やっぱりそのくらいの親切さを持って対応していただきたいと思います。65歳以上のひとり暮らしには郵送で対応してやるという内容。12月に再度、周知徹底するということであれば、もっと具体的に——土浦市の内容を見てください。非常にわかりやすい、丁寧な内容になっていますから。あれを見習ってやはり出していただきたいと思うんです。今月号を見ても全く大ざっぱで具体的な内容まで理解できない状況になっていますから。これは何だと私はそのように読ませていただいたんですけども、土浦市の例をちょっと参考に見ていただきたいと思います。

それから、これ配布に当たり、受け付けに関しましては、市街化の方からもたくさん要望をい

ただいているんですが、ぜひとも「働く女性の家」ですか、そちらでもお願いしたいと。多分、職員が少ないから対応できないという答弁になるかと思うんですが、その辺の考えはどうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えいたします。

先ほども1回目のほうの答弁でさせていただきましたが、この千代田庁舎のほうの健康長寿課、それと霞ヶ浦地区にあります保健センター内の地域包括支援センター、それと中央出張所の窓口のほうでこれらの受け付けと配布のほうをしたいというようなことで、きょうから実施しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

あと、どうしても本人が来られない場合、その辺も具体的に掲載されていませんけれども、やはり何か身分を証明するもの、健康保険でも何でもいいですが、そういう身分を証明するものを持参すれば代理であっても受け取れるという、そういうシステムはとっていますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

代理でも当然受け取ることができるようにしてございます。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

そうであれば、12月号にその辺も具体的にやはりわかりやすく、できれば1枚のぺらのほうが一番いいんですが、もしもかすみがうら広報に掲載するというのであれば、ある程度大きく枠をとって、そして具体的に現場でやはり迷っていることに対してもきちっと掲載してあげて対応できるように。私のほうも随分問い合わせが来ています。こういう場合どうなんだとかというように、だから、そういうことも後で私もちょっとそういう質問を受けたことをもう1回提示しますから。そういうことも含めて、再度12月号に掲載していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、もう1点確認したいのが10月30日付段階では、茨城県で約1,000店舗若干超える協賛店がございませぬけれども、かすみがうら市においては、10月30日付では全くこれはゼロだったということで、私も残念に思っているわけですが、今後かすみがうら市、これ茨城県どこでも使え、土浦でも石岡でも使えるんですが、やはり地元が協賛店がゼロというのは非常に寂しいものであるし、今後担当課でこういう大きい店舗もございませぬから、そういったことも含めてぜひとも協力を依頼して、こちらに登録していただきたいと思いますので、その辺の今後の対策については、どのように思っていますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ただいま議員さんからお話がありましたように、11月4日現在でございますけれども、茨城県のほうでは1,380店舗ほどが参加しているというようなことでございます。現在ではかすみがうら市内の業者さんにつきましては、13店舗が加盟しているというようなことでございます。内容は大手の電気店、またクリーニング店、また銀行、信用金庫などが市内の業者さんで参加しているというようなことでございます。

また、先ほども話をしましたが、キッズカードと比べましてはまだ業者数が少ないというようなことがございますので、今後は事業者へ直接呼びかけを行ったり、または商工会などを通して、事業者への参加を呼びかけてまいりたいというようなことで思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

それでは、よろしく対応をお願いいたします。

次に、2番目に防犯カメラの設置についてを再度確認させていただきたいと思うんですが、私、防犯カメラの設置については、今回で6回目の質問になっております。そういう中で約半数以上の学校が防犯カメラを設置して大変喜ばれている状況ではございますが、統廃合の問題が浮上いたしまして、先送りになったということもございまして、これは市の対応としても非常に大変な状況だったかと私は推測いたします。ぜひとも防犯カメラの設置については、神戸の事件発生もつい最近ございまして、やはり大変な事件が突発的に発生するというそういう社会環境の中で、私が責任ということをお答えを求めて、非常に難しい質問だったかと思うんですが、この責任というのはどういうことかという私の視点でお話しさせていただきますと、やはり責任というのはマスコミを通して、いろいろ感じる場合がございます、事件や事故や犠牲者が出て初めて動く。初めてあのときこうしておけばよかったとか、こういう対策を講じておけばよかったという、そういう反省の内容のことが報道されておりますけれども、要は責任というのはそういうのを未然に万全の体制、万が一ということをお想定するというのが行政の責任じゃないかと私は思うんです。例えば1人の人が命を失ったときに、あのときこうしておけばよかった、言ったらその命は取り戻すことはできないわけですね。だから、責任ということをお私の視点で述べさせていただきますと、そのように未然に万全な体制を構築していく。これが私は責任だと思うんですね。だから、そういうことをやはり自覚して、そして1人の子どもさんでも犠牲は出さない。やはり守っていくんだという、そういう執念と情熱を持って臨むのが私は行政の責任ではないかと。また、教育者の責任ではないかと。私はこのように常に子どもさんの目線で物事を判断しておりますので、ぜひともこの防犯カメラについては、きょうあすとは言いませんけれども、早い時期に設置できる体制を整えていただきたいと思います。これは要望として申し上げておきます。

それから、3点目の年末のごみ収集についても、これ私も数年前からお願いし、現場の要望もたくさんございましたけれども、なかなか実現が難しい状況で、やはり組合でもって運営している以上、何市かは賛同していただいております。今回も。どこの市とは申しませんが、30日まで

というそういう賛成の表明をしている市もございますけれども、やはり全市がこれは賛同していただかないと組合の事業でございますからなかなか実施できないというのが現状かと思えます。かすみがうら市はそういう方向で検討の段階に入っていましたけれども、なかなか難しいということがありますので、その辺はいろいろな会議の場において、さらに時間がかかるかと思えますけれども、現場の要請に応じてぜひとも実現の方向に努力をしていただきたい。これも要望として申し上げておきますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、4点目のよりよい都市環境と居住環境を確保するための地域に適合した雨水排水対策についてですけれども、私、台風18号のときに雨が一番ひどい時間帯にかっぱを着てずっと市街地を回りました。もう本当に滝のような雨で、かっぱを着ていても中までぬれるような大変な状況で、体まで吹きつけてそういう中で一番ひどい状況でやはり現場を見ないとわかりませんので、雨がやんで1時間も2時間も経過してから見たんでは全く意味がないので、一番ひどい状況、それを確認したいという思いで、私は行きました。私は想像を絶する以上にひどい状況でありました。特に稲吉5丁目、これについては、かなり低地でありまして、四方八方から水が集まってくる。そういう地形な場所でありまして、もう既に、見当ですけれども、40センチ以上私は冠水状態にあったと思います。そういう中では長靴が潜るので、先まで行けない状況で途中でやめましたけれども、そのときには消防ポンプがくみ上げておりましたけれども、地元の住民の方も市民の方も10人ほど私のほうに集まってまいりまして、これ何とかしてほしいと。これ以上雨が降ったら、もう床下浸水まで来てしまうと。こういう状況ではここに住めないからほかに引っ越したいという声も二、三人からございました。そういう中で、やはりこういうことを繰り返し、繰り返していくことによって、やはり不安をあおっている状況で本当に悲痛な声でありました。

きょうちょっと視線をずらして脇を見ますと、排水路に大きいふたがかかかっておりまして、そこからは全くもう水が排水路に入らない状況、多分排水路もいっぱいになっていたかどうか確認まではふたをしていたので、確認はできなかったんですが、先ほど部長から答弁があったように、そのふたにある程度水が流れるような方策をとれば、私はもっと水位が低くなるんじゃないかなというふうに感じてきましたので、さっき答弁いただいた部長の内容のとおり、ぜひとも水の対策については、研究・検討をお願いしたいと思えます。

それから、一時的に消防ポンプでくみ上げて大事には至らなかったということですが、そういうことも踏まえて、ぜひともこの流末のさっき答弁いただきましたけれども、菱木川への流末ですけれども、そういうことも再確認の意味で、もう一度この流末の状況を再調査していただいて、どうなっているのか。ゲリラ豪雨のときに、その排水が全部はけるのかどうかということも含めて、もしも若干の整備をしていけば対応できるのであれば、対応していただきたい。現場確認をお願いしたいと思えます。これも要望として申し上げます。

次に、5点目の婚活事業について再度お願いをいたします。

この結婚相談員の事業仕分けによって結婚相談員の廃止を決定したわけでありまして、確かに結婚相談員というのは地味な作業でございますし、仕事でもございます。しかし、私が知っている相談員さんを見てみますと、必死になってマンツーマンで相手に話を持っていったりやっているんですけれども、なかなか結果が得られないという、そういう苦労話も何回かしていただいたことがあります。私はこの結婚相談員を新たにまた復活していただきたいと思えますが、市長は

この結婚相談員の復活についてどのように考えているのか、お願いをいたします。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたします。

大変少子化、それから人口減少時代を迎えている中で、子育て支援の前提となりますこの婚活については大変大事な事業であると認識しております。行政もそうではありますが、そういった視点で民間でもいろんな団体が取り組んでいる状況でございます。そういったものも活用しながら、より積極的にそういった婚活事業が推進できるように支援をしていきたいと思っています。行政の取り組みについては、今後の研究課題にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

10番 中根光男君。

○10番（中根光男君）

これは要するに仕分け事業の中で、結婚相談員が廃止されたということについては、大分クレームも出ております。やはり私はこの結婚相談員プラスアルファとして、活動に加えて市が主催となった、いろいろなインターネットで調べてみますと、市が主催でもってイベントを開催している市が結構全国ではございます。そういう中で、私のこれは提案ではございますが、やはり市が大きな窓口となって、年数回、3回ないし4回ぐらいのイベントを企画して、市挙げての取り組みをすることが私は大事じゃないかと思うんです。そのことによって、市の活性化にもつながっていきますし、市のPRにもつながっていくと思うんです。少子化対策というのは、やはり現場で具体的な対策を講じていかない限りは私は解決できる問題ではないと思っています。そういう環境づくりをしていくことが私は最も重要なことだと思っておりますので、ぜひともこの結婚相談員の復活、そして、今までの延長線ではなくして中身も精査をして、そしてこのイベントの開催を企画し、そして充実した内容にすることによって、やはり今独身男性、女性が非常に独身で悩んでいる方もたくさんございます。そういう人たちのために、出会いの場を提供していく。それが市としての施策でもあると思いますので、ぜひとも市長にはこの結婚相談員の復活も含めて市の将来のビジョンも含めてどうか検討していただいて、ぜひとも復活を果たしていただきたいと思っておりますので、これは要望として申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

1番 来栖丈治君。

[1番 来栖丈治君登壇]

○1番（来栖丈治君）

こんにちは。

早速、通告によりまして一般質問をさせていただきます。

11月6日の新聞記事で、人口減少の克服に向けた政府の地方創生の取り組み方針、総合戦略の骨子が明らかになったと。人口減少と地域経済の悪循環を断ち切ると強調し、人口5万人以下の市町村に国職員を派遣する制度、来年4月からスタートする。国と地域が連携して地域活性化を図る狙いで、地方版総合戦略を手助けする方針と言います。

地方の支援策では、民間や政府の持つ企業情報や経済指標などの膨大なデータを使い、地域経済の現状や課題の分析システムが整備される。そのほか、地方への移住促進や子育て支援の充実、地方大学の活性化も列挙されています。2060年時点で人口1億人程度を維持するための将来展望長期ビジョン骨子案も作成され、女性が生涯に産む子どもの数、合計特殊出生率の2013年1.43を1.8程度に引き上げたいというようなことが当面の目標ということで載っておりました。

私、先般の議会において報告しましたように、当市の人口は、合併前、平成16年4月1日現在で、4万5652人で、10年経過後、ことしの4月1日現在は4万3780人、1,872人の減少をしているという報告をしました。霞ヶ浦地区が1,543人、千代田地区が329人の減少となっており、市として95.9%、霞ヶ浦地区が91.5%、千代田地区は98.8%の減少率、しかし、千代田地区の下稲吉、逆西地区を除いて計算しますと、88.3%であり、市街化区域以外は深刻な状況と報告をさせていただきました。

私は、かすみがうら市の自然や文化を生かしながら、自然資源、人材資源を生かし協働のまちづくりを進め、市の魅力を感じ、人や町が輝きを増していくようなことを夢見ていますが、人の定住化を図るためには、住居の定住化が必要であり、そのためには今頑張っている、勉強している子どもたちが働ける場所、雇用してくれる企業や新しく仕事を起こし生活できる環境、都市から人が移り住みたいという魅力、希望に応じた居住環境など、さらに定住促進のため整えていかなければならないと感じています。

内閣府まち・ひと・しごと創生本部の発表した基本目標や原則などからも、今が好機と思いついて、地域の活性化に結びつけるため、提案や要望を含めまして質問をさせていただきます。

最初に、人の定住化促進のためには生活を支える仕事が大事な部分となります。

1番目として、工業団地の現在の立地と雇用の状況、過去5年くらいの撤退企業数、誘致企業数、団地内の土地で企業が持っている遊休地、遊休化している土地など、どれくらいあるか伺います。

2番目として、企業誘致の支援策の効果と今後撤退されないための対策について考えはあるか、お伺いをいたします。

次に、人事の関係です。職員の評価や異動などについてお伺いをいたします。

人事評価制度導入により、職員の勤務評価の適正化が図られていると思いますが、効果をどのように評価しているか。また、昇格昇任試験で公平と考えますが、人事評価などの関連、影響についてお伺いをいたします。

2番目として、市になり権限移譲が進む中、職員の専門性が求められ適材適所の必要性が増しています。職員の異動に対する基本的な考え方はどのようになっているか。また、以前から自己申告で希望をとっておりますが、どの程度かなえられているのか。その辺のところをお伺いしたいと存じます。

次に、再生可能エネルギーの政策についてお伺いをいたします。

この質問をするきっかけになったのは、県企画総務常任委員会で参考人として呼ばれた水土里ネット那須野ヶ原の星野さんという方の話と出会ったことによります。

水土里ネットは土地改良区ですが、そこで水をとても大事にする暮らしが伝統であったと。米をつくってきました。米と電気は自分でつくりたいというサブテーマを設けています。土地改良区が何で発電ということになります。米は食糧です。電気はエネルギーです。昔は備蓄しておけば1年間食べられましたが、今は温暖化で通常の保管ではどうにもならない。保管には電気エネルギーが必要です。そこで土地改良区として水力発電に取り組んでいるということでもあります。

当市は、平成25年3月、非核脱原発平和都市宣言をした経過があり、太陽光発電にも積極的に取り組んでいます。茨城県では、風力発電に取り組む海辺の自治体、全国には水力発電、あらゆる再生可能エネルギーに取り組んでいる市町村も少なくありません。

1番目として、米と電気は地産地消といった町もありますが、再生可能エネルギーの導入について所見を伺います。

2番目として、当市の太陽光発電の状況とその他の再生可能エネルギーの可能性についてお伺いをいたします。

次に、米価の下落による農家の支援策についてであります。一等米で60キログラム9,500円の概算金とお伺いをいたしました。それは9月中だけで10月以降は9,200円ということで、農家はやっていられないと。大農家の話ですが、機械や資材費も値段が上昇、先が真っ暗だと。借りて作付しても合わない。つくってほしいと言われても断らざるを得ない。貸している農家は小作料の値下げを切り出されている。あるいは、作業委託に切りかえてほしい。自分の代は荒らさないよう赤字でも作付する考えだが、耕作放棄地が増加するのではないかという話が一般的なようです。米価下落で農家収入と耕作意欲が急落している状況です。何らかの支援策について考えはあるか、お伺いをいたします。佐藤議員と重なっており、大変申しわけございません。

次に、人口減少に歯どめをかける政策という点から、霞ヶ浦町時代から今まで優良田園都市としての4地区や市街化調整区域に家が建てられるよう市街化区域から1キロメートル以内の4地区、1キロメートル以上12地区と地区指定をして分家以外でも住居を持つことができるような政策として地区指定が行われてきました。都市計画法の縛りもあり難しい問題と承知しておりますが、住居をふやすということが人口減少を食い止める手段にもなると考えております。

1番目として、空き家紹介バンクを始める方向で調査を実施したと思っておりますが、その後の経過と実績についてお伺いをいたします。

2番目として、当市の景観と土地を生かし、3世代が暮らせる敷地提供が定住化に効果があると思っておりますが、所見をお伺いいたします。

次に、合併特例債事業についてお伺いをいたします。

ホームページ等を見ておりましたら、笠間市の財政課では合併特例債事業の仕組みや毎年の事業内容の説明がわかりやすく公開されておりました。

かすみがうら市は、合併特例債活用事業予定一覧として、平成16年10月合併協議会での協議として13事業、約127億円の内容が公開されておりました。その後、平成21年2月、新市建設計画の変更、平成25年3月、新市建設計画のさらなる変更が公開されておりました。平成23年3月に東日本大震災などの影響から合併後10年間の事業からさらに10年間、平成36年度まで延長され、復

興に対する緊急的事業も発生し事業内容の変更もしなければならない状況にありました。市では、限られた財源の中で合併特例債事業の有効活用を行い、市民生活の向上に努められてきたことと存じます。

そこで、現在の合併特例債事業の対象事業の進捗と今後の予定などについてお伺いをいたします。

最後に、政策遂行のため調査研究室の設置について、提案的意味合いになりますが、前定例会での市民協働のまちづくりについて、市長の所信表明など強い思いを感じられ一般質問をさせていただきます。

平成22年5月に市民協働のまちづくり指針の基本的な考え方を策定し、その後の取り組みとして最近まちづくりファンドに取り組み、市民団体の助成事業に当たっているというようなことです。また、さらにはまちづくりに関する基本条例などにつなげていきたいというような内容での答弁でございました。前の市長さんの時代になるわけですが、22年度から23年、24年度と市民協働のまちづくりの推進スケジュールなどの記載がありましたが、内容について説明はありませんでした。機構や担当者がかわり当時の広聴広報課から秘書広聴課、秘書政策課、機構改革があり、団体活動所管課まで市民協働のまちづくり指針が伝わらなかったというようなことを感じております。そのため市民協働のまちづくりに対する職員の理解度、市民の認知度に先進市と大きな差異があると思います。他の市町村事例がいっぱいあると思いますので、当市に合った市民協働のモデルなどを見つけて、まねるところから始める。

小美玉市では、学校区ごとにまちづくり協議会を組織化して、みずからの町はみずからでつくるというようなことで、市内に8団体が実践活動をしているということでございます。また、NPO的なテーマ型の団体が12、行政区を中心としたまちづくり団体と認められている団体が30ぐらいあるというふうに聞いております。

行方市では、市の総合計画で各課の施策ごとに、市民や団体、企業などの共同の役割を明記しているのが特徴です。

常陸太田市は、市民提案型の補助事業を毎年7団体応援している。また、職員も地区担当職員を配置し、地域行事のお手伝いや地域の情報収集など、職員の出前講座は99講座もつくって、市民や団体の要望に応じて出前講座をしているというようなことであります。市民との役割分担、つながりを強化しているという実態でございます。

1番目として、当市の将来のため各地の先進事例を調査し、モデル事業化し、市民協働のまちづくりを強力に進めてはどうかと。専門部署を持って、市民協働意識を早急に広げていくことが今後のまちづくりに有効という意味から一つの提案を含めた質問でございます。

次に、特産品のブランド化、6次産業化の推進の質問させていただいた際に、商品の高付加価値化、消費者の信頼、評価を得ること。6次産業化で地域の活性化、市のイメージアップに向け支援体制づくりなどについて市長からご答弁をいただきました。地域間のブランド競争の激化、6次産業化についても農・商・工の連携は難しい課題と考えます。そのため、専門家がいなくなかなか難しいのかなと私は感じております。専門家をアドバイザーとして委嘱して、調査研究室などを立ち上げてはどうかという提案を含めた質問です。

以前、市民懇談会に講師として依頼した市長もご存じの6次産業について出版を多々している

後久先生などに応援していただくと加速していくのかというふうを考えております。6次産業の推進のため、農協や企業OB、職員OB、有識者でアドバイザー組織をつくって、政策遂行に当たる。そんな調査研究室を設けてはどうかという提案ですが、所見をお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時11分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、工業団地の企業立地状況の現状と今後の誘致活動については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の2点目1番、人事評価制度導入効果の評価及び昇格昇任への影響については副市長から、2点目2番、職員の異動に対する基本的な考え方については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目1番、再生可能エネルギーの導入所見については市長公室長から、3点目2番、本市の太陽光発電の現状とその他の再生可能エネルギーの可能性については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目1番、米価下落への支援策についてお答えをいたします。

先日の佐藤議員の一般質問にも環境経済部長から答弁させていただきましたように、農林水産省では、平成22年度から引き続き実施をいたしております米の直接支払交付金について、生産数量目標に従って販売目的で生産する農家を対象に、平成25年度までは10アール当たり1万5000円が交付されておりましたが、今年度からは引き下げられ、10アール当たり7,500円が交付されることとなっております。

米価の暴落に対する対策については、農林水産省が2014年産米に限り、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）への移行のための円滑化対策が実施され、農林水産省で定める都道府県ごとに算定をされました標準的収入と当年産の収入の差額の3分の1程度が春先以降に交付される見込みでございます。

次に、5点目、人口減少に歯どめをかける政策について及び6点目、合併特例債事業については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次に、7点目1番、先進事例の調査とモデル事業化について及び2番、有識者アドバイザーによる政策遂行体制の構築についての所見についてお答えをいたします。

まず1番ですが、政府ではさきの9月3日に、まち・ひと・しごと創生本部設置を閣議決定し、いよいよ地方創生が動き出すと思われまゝ。地方において「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方の活性化を図ろうとするものでございます。

そのためには、先進的な事例を参考にして、地域性、自立性、将来性を踏まえた本市に合うアイデアと工夫をしていかなければならないものと考えております。そのような意味から議員ご指摘の先進事例の調査とモデル事業化は極めて大事でありますし、それらの調査をするなどの執行体制も今の市には必要であると認識をいたしております。

次に、2番、有識者アドバイザーによる政策遂行体制の構築についてであります。地方創生本部の考えを私なりに解釈いたしますと、頑張る地方を国が応援してくれるものと考えております。しかし、これはまさに市役所だけが頑張っても民間に有効な効果が発現していかなければ、全く評価されないであろうことは容易に予想ができます。だとすれば、地域の産業関係全ての出勤によって地域を元気にしていこうということになっていかなければならないものと考えております。そのためには、議員ご指摘のように、有識者が地域にもたくさんおられるわけですから、どんどん参加をいただくことによって進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

○副市長（石川眞澄君）

2点目1番、人事評価に関する来栖議員のご質問にお答えいたします。

かすみがうら市職員に対する人事評価制度は、平成20年度から実施してございます。職員が職務を遂行する過程で発揮した能力及び態度を客観的に評価する行動評価と、所属長の組織目標に基づいて個人目標を達成するための方法及び実績を客観的に評価する目標管理の2つの評価で実施しています。

所属長と職員が、その課員が面談を行い、課員が目標を設定し、それをみずから自己評価し、面談の上、所属長等が5段階に評価して、本人へフィードバックすることで効果的な人材育成を図っているところでございます。

また、市長は人事評価の結果を、人材育成、任用、給与、そして分限、その他人事管理の基礎と活用するものとしております。

現在、人事評価制度の結果につきましては、勤勉手当の支給に反映しているところでございます。

次に、昇任試験につきましては、平成23年度に昇任試験実施要綱を定め、課長補佐試験、係長試験、それから主任試験を実施しているところでございます。昇任試験の受験資格につきましては、一定の在籍年数と人事評価制度による所属長等の評価内容による勤務成績が良好以上であるという要件がついております。このことから、人事評価の結果、勤務成績が良好以上でない場合には、昇任試験の受験資格は与えられません。

また、この昇任試験制度の導入によりまして、女性職員が受験し昇格しやすくなったと感じて

いるところでございます。

平成26年5月14日に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律では、人事評価を任用、昇任等に活用されることが法律上にも規定されまして、2年以内に施行される予定でございます。このことから、かすみがうら市で実施している人事評価制度については、評価者研修の継続的な実施と結果の開示によって公正をさらに高めたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

来栖議員の1点目、現在の立地と雇用の状況、過去5年間ぐらいの撤退企業数、誘致企業数、団地内の企業が所有する遊休地、2点目、企業誘致の支援策の効果と今後撤退されないための対策については関連がありますので、あわせてお答えいたします。

1点目のご質問、かすみがうら市の工業団地内における企業立地の件数は95カ所、従事者は約1万3000名となっています。

また、約5年間における撤退した企業は2社ありましたが、団地内の企業が跡地及び同施設に入りましたので、現時点ではあいているところはありません。

誘致した企業数は、新設が1社、増設は3社あり、団地内における整備された企業が持っている利用計画のない遊休地化している土地につきましては、企業を戸別訪問して確認したところ、現在はありません。しかしながら、立地可能な未整備の土地は、山林で5筆、総面積で5万4249平米あります。そのため、空き地の状況を表示した企業立地パンフレットの作成や茨城県の企業立地の専門部署である茨城県企業立地推進室と情報の共有を密にして企業立地を推進したいと考えています。

次に、2点目、企業誘致の支援策の効果につきましては、約5年間に新たに立地した企業は1社となります。今後撤退されないための対策につきましては、企業の設備投資に対して5%の助成と新たに市内在住の従業員を雇用した場合に、1名につき30万円の助成が受けられる企業立地促進条例や、また設備投資をした法人が市内在住の従業員を5名以上、中小企業で3名以上、新たに雇用すると固定資産税が免除になる固定資産税の特例措置に関する条例。

また、3つ目として、金融機関からの借り入れ残高に対して1%の額を補給金として受けられる企業立地促進融資利子補給があり、引き続き、これらの手厚い企業誘致関係の条例を活用しながら、立地の促進を進めるとともに、平成24年度から始めている就職面接会の開催、ハローワーク土浦の就職情報を市のホームページで提供して雇用労働力の確保に伴う企業の産業強化を支援してまいります。

また、当市の企業が加盟している神立工業協議会においては、企業間との意見交換を交わし現状を把握し、また土浦地域労働者福祉協議会においては、労働者の福利厚生に対して助成をしながら当市の企業を支援してまいります。

次に、3点目2番、当市の太陽光発電の現状とその他再生可能エネルギーの可能性について伺うの質問にお答えいたします。

当市での太陽光発電の現状につきましては、平成24年から住宅用太陽光発電システム設置補助金を創設しております。実績といたしまして、平成24年度が104件、最大出力合計が461.73キロワット、平成25年度が103件で出力合計が492.82キロワットとなっております。

市内公共施設での設置状況につきましては、11施設に設置し最大出力合計が159キロワットとなっております。

今年度から施行しております太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置の状況につきましては、平成26年度課税分では15件、最大出力合計が4,702.9キロワット、合計面積が10万6654.86平方メートルとなっております。

また、かすみがうら市内での太陽光発電設備の総数を東京電力に問い合わせたところ、送電エリアが当市の範囲と異なること、また、個人情報の関係から情報の提供は得られませんでした。

一方、制度上の課題もございます。経済産業省では、事業認定を受けたものの理由なく着工に至らない案件が多数あることから、今年度以降に認定される案件につきましては、認定後180日を経ても事業の進捗が確認できない場合は認定を失効する。そのような運用をしているところでございます。

また、新聞やニュースでは、九州電力と新規発電事業者との新規契約中断や発電申し込み回答保留など、自然エネルギーの確保が図られた反面、制度として矛盾や限界も見えてきている状況であります。

当市における太陽光発電以外の再生可能エネルギーにつきましては、現在のところ市有地や公共施設での導入予定はございませんが、茨城県において、本年5月に策定いたしましたいばらきエネルギー戦略において、市町村の役割は事業者支援とうたわれております。実態といたしましては、霞ヶ浦の湖岸付近において風力発電関係の問い合わせがありましたが、海岸のような安定的な風力を得ることが難しく具体的な計画には至っておりません。

また、水力発電につきましては、山間部のような落差のある河川は市内にはなく、発電には適さない状況と思われまます。バイオマス発電につきましても、プラント設備に多額の費用がかかり、高コストとなつてしまい、現実的ではないと思われまます。

今後につきましては、先進地事例等を研究しながら、長期的な展望も可能な限り加え、対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

2点目2番、職員の異動に対する基本的な考え方についてお答えをいたします。

市への権限移譲につきましては、行政組織の改編や職員の定員管理を行い、職員を配置しております。職員の専門性につきましては、新規採用職員として保健師や社会福祉士、管理栄養士、建築士を募集しております。

また、茨城県等から専門職員を派遣いただくとともに、職員を茨城県等へ研修派遣しております。各所属におきましては、専門研修に参加するなど、人材育成をしてございます。

職員の異動に対する基本的な考え方につきましては、採用後10年程度までの若手職員については、経験年数3年程度を基本にジョブローテーションを実施いたしまして、さまざまな職場を経験することによって、本人の適性発掘と能力開発を推進することとしております。

中堅職員につきましては、在課年数が長期となっている職員を中心に、本人の希望や適材適所を考慮し、配置がえを行うこととしております。

管理監督職員につきましては、組織における意思決定機能の強化等を図るため、ライン機能の充実を考慮し、配置がえを行うこととしております。

職員の申告につきましては、その特性や意向を把握しまして、これを職員の育成方針及び職員管理等の参考として公正な人事行政を行い、もって公務能率の増進を図ることを目的に実施しております。

自己申告書の中では、異動の希望ばかりではなく自身の健康状態ですとか、現在の職務の状況、人間関係や課内の業務量の配分、事務処理方法等の改善など、現在の所属部署の状況、自分の能力や適性を活用したい業務、現在の所属部署や担当業務に対する希望、市職員として活用できる公的な資格等を申告いたします。

このような申告内容を総合的に勘案いたしまして、異動の希望にも配慮しつつ、適材適所や新たな発想で仕事に取り組める人事配置を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

3点目1番の自然エネルギーを活用したエネルギーの地産地消についての質問でございます。

東日本大震災に起因しました東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、原子力発電施設を危惧する声が高まってきている現状を鑑みますと、将来的にそれらにかわる電力の必要性は認識をしているところでもございます。

市の再生エネルギーに係る施策といたしましては、当面太陽光をエネルギー源とした住宅用の太陽光発電システムの普及をまず優先していくことから、平成24年度から太陽光パネルの設置助成を進めているとおりでございます。

ご提案の自然エネルギーのうち世界的に最も有力とされているのが風力発電でもございます。安定した風力が確保できる海上での設置が望ましく、市内での適地になりますと、やや内陸でもあることから安定した風が吹かない状況でもあり、厳しい面があると考えております。

次に、ご提案の小水力発電につきましては、再生可能エネルギーの中で、コスト面においても、最も導入しやすい部分でもあろうかと認識をしております。しかし、事業規模が小さい割には、維持管理に手間がかかり、検討をしたものの、採算性が見込めず断念をする事業者も多いことを伺っているところでもございます。小水力発電の導入量が全国でも多い長野県を例にとりますと、ごみの除去や発電機の稼働確認を1日数回実施するほか、季節ごとに必要なメンテナンス作業があるということも、長野県環境部の文献資料から確認をしております。

当市において、小河川を使った小水力発電の導入につきましては、調査をすることは可能であ

ると思いますが、水量やごみの除去等を考えると厳しい面があるかと判断をするものでございます。

本市のさまざまな特性や要因を勘案する中で、現時点で最も有効な再生可能エネルギーは、太陽光発電が最有力であると考えているところでもございます。

5点目、人口減少に歯どめをかける政策についてお答えをいたします。

1番及び2番につきましては関連がありますので、これらをまとめてお答えをいたします。

空き家情報登録制度、いわゆる空き家バンクにつきましては、市内の空き家の有効活用を行うことで、良好な住環境の確保と定住促進による地域活性化を図ることを目的とし、平成26年1月に公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と協定を締結し、平成26年度から物件登録及び移住者の紹介を始めているところでもございます。

こうした中、物件登録について問い合わせは多いものの、土地や建物が未相続などの理由から申請者と異なる場合があったりと、登録に至らないものもあり、現在、登録に至った物件は2件、登録進行中は1件となっております。

空き家物件についての問い合わせは、市内外、県外からも多く、移住希望者が要望する場所は、利便性のよいところや農村エリアなど、さまざまな地域となっております。しかし、現在は紹介物件が乏しい状況ですので、今後は自治会の代表の方々から情報提供をいただくなど、まずは物件の登録をふやす方策を検討しているところでございます。

今年度、一般財団法人地域活性化センターの助成金を活用し、空き家バンクホームページの開設、あるいはチラシの作成を行いました。さらに今後、NPO法人ふるさと回帰支援センターと連携をしていながら、先進地への視察研修なども計画をしております。

都心に近く自然豊かな要素を持った当市の魅力をPRしつつ、先ほど申しましたように、今後も物件の掘り出しをしてまいりたいと考えてございます。物件がふえ、事業が軌道に乗った後には、移住希望者への優遇策も検討し、今後も当市への定住化へ向けた取り組みを拡大していきたいと考えているところでもございます。

6点目1番、合併特例債事業についてのご質問にお答えをいたします。

合併特例債事業につきましては、合併時に策定された新市建設計画におきまして、幹線市道整備事業などが特例債を活用する事業として位置づけをされております。その後、平成21年2月と平成25年3月に議決をいただきまして、新市建設計画の変更を行い、合併特例債事業の見直しを行うとともに、計画期間を10年延長し平成36年度までといたしました。合併時から昨年度までの間に、地域福祉センター整備事業や霞ヶ浦庁舎建設事業など、計12事業が終了しており、46億1700万円を活用しております。

現在、継続中の事業につきましては、11事業で56億884万円を見込んでおります。これらの計画につきましては、補助事業の採択状況、事業費の変更等によりまして、特例債の額も見直す場合もございますので、現在の予定額となっているというところでもございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

再質問をさせていただきます。細かな部分まで非常にお調べをいただきありがとうございました。

まず、1番目の工業団地関係についてです。

企業誘致の支援策も整備され、効果があったとのことでもあります。また、5年間で2社が撤退しましたけれども、新しい企業が、もといた企業ですけれども、入って現在はあいているところがないというようなことです。そこで、市内の工業団地95、企業1,300人が従事をしているというのですが、かすみがうら市民の割合についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

市内の工業団地の従業員数につきましては、多少の増減はあるかと思われませんが、総従業者約1万3000名のうち、約5,000名が市内の出身者です。構成割合は約38%となります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

続きまして、市内から5,000人が工業団地内へ市民が働きに行っているというような状況です。平均的な企業が一つ撤退すると50人が働けなくなるというような状況かと思えます。現在の工業団地内の新規参入の可能性、いわゆる先ほどの話で加茂工業団地内の企業立地可能な山林が5,400平米、5.4ヘクタールだけで、だけれども、未整備の状況だというようなことになっていたかと思うんですが、なかなかこれまでと同じことでは立地につながらないと思うんです。工業団地の周辺のアクセス的なことなども整えたり、立地しやすい環境整備することも必要かと思うんです。また、現存の企業や関連企業への情報提供、近くの企業への紹介、関係企業へのアプローチなどの強化を図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

まず一つでございますけれども、空き地の状況については、企業立地のパンフレット等を作成して周知しているところでございます。また、もう一つにつきましては、神立工業協議会等の関連機関と協力をいたしまして、いろいろな関係で働きかけを検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

現在も本当に努力をいただいていると思えます。市内に95の企業などが団地内に入ってい

るということですから、そこへの相談なり、企業間の情報交換の場である神立工業協議会に積極的に情報提供をさらにしていってもらって、山林で個人が持っている土地だというようなことをお聞きしておりますので、なかなか難しい点はあるかと思うんですが、そういうアプローチを強力に進めていただければなというふうに思います。

また、そのほか、課題は多いと思うんですけれども、6号国道の渋滞の緩和とか、必要だとは思いますが、千代田石岡インター付近なども物流拠点など可能性がある土地もたくさんあると思いますので、企業立地が有望な地域として考えて一つ新しい企業が入る。また増築で設備投資する。それにより雇用の場が広がり、それによりまた定住化にもつながるというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いたします。これは要望でございます。

続きまして、人事評価あるいは適材適所などの問題ですが、細かな部分まで機密性の高い問題について調査・報告をいただき、ありがとうございました。5段階評価で評価の高い方は期末手当に反映する。低い方は昇任試験にチャレンジする資格があってもチャレンジできないペナルティーがあると。また、採用して3年間はジョブローテーションで適性を見るとか、いろいろな配慮が施されているというふうに感じました。希望をとっていたものというのは、配置の希望ということではなくて、内面的なものを知るといような要素も大きな部分を占めているというようなことで大変わかりました。

また、権限移譲に対する専門家などの採用とかにも配慮がされているというようなことで、大変ありがたく感じた次第です。以前なんですけれども、係全員異動のようなことがあって、仕事が停滞するばかりでなく住民サービスの著しい低下につながったことも少なからず1カ所、2カ所出てきたときがありました。福祉とか土木とか得意な分野をつくって、住民の役に立っているというよう自信をつけさせるようなことも、若手には必要ではないかなというふうに感じております。私も経験をしたのですが、産休であるとか、病気であるとか、予期せぬさまざまなことで長期の休みになる職員が出るケースがあります。これまで課内調整して結果として係内の対応が多く見られたわけですが、しかし、行財政改革でなかなか職員も減少している中で、今現在を見ますと、1係、係長ほか1名とか、係長ほか2名というような配置で、上司の方が仕事を担ってくれる場合も多くあるとは思いますが、危機管理を持って課内の協力体制が増し、やりがいにつながったケースもあると思います。目先のことをやりくりするだけで精いっぱいになって苦しい職員も中にはあったことと思います。そんな中で、非常に特殊なケースではあるかもしれませんが、評価されているというような思いがあればやりがいにつながるんですが、そうでないと人間関係が悪化をしたりして、なかなかまたさらに休むような職員が発生するといようなことにもつながることも考えられると思います。非常に特殊なケースで、人事担当課ではなかなか今も配慮していると思うんですが、仕事量に見合った配置か否か。越権行為になることは避けたいと思うんですが、責任者や職員と十分話し合いをして、タイムカードなどの確認、それに通じた職員配置の適正な仕事の分担を指導することや進捗管理など、職員個々との面談をふやすなどして、注意を促すような配慮も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘の件ですが、さまざまな事情によりまして業務量が増加する場合がございますけれども、ご指摘のように限られた人員での対応となるために、対応策といたしましては、臨時職員の配置、課内・部内での応援体制が中心となっているのが現状でございます。

市の人材育成基本方針におきましては、職員一人一人の主体的な取り組みの背景となるのは、各所属の職場であるというふうに位置づけをしてございます。そして一人一人の意欲を高め、日常の業務を通じた能力開発を行うため、人を育て活力を生み出す職場づくりに取り組むこととしております。この中で、良好な職場環境を醸成するため各職場の管理監督者は業務の緩急に応じた係間の応援体制の構築ですとか、業務の進行管理などにより職務環境の改善をお願いすることとしております。

また、事務分掌の決定におきましても、職員の配置について係ごとの業務量などを考慮し、複数の係の業務を分担させたり、単に転出者の事務を転入者に引き継いだりするのではなく、他の職員と係や事務分担をかえるなどの対応をお願いしてきているところでございます。

人材育成を推進する上で、管理監督者の役割は極めて大きいものがございます。管理監督者はみずから率先して能力開発に努めるとともに、適切なリーダーシップの発揮や相互啓発的な職場づくりを実践するなど、仕事を通じて部下の育成指導を行うこととしております。

また、評価への反映についてでございますけれども、業務量の増加に対する評価につきましては、職務の級によって異なる部分がございますけれども、行動評価や目標管理における目標以外の業務の状況、こういった中で評価をすることとしてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

人は財産です。若手や係長さん方、前向きに働けるような、あるいは一生懸命やっている人たちがやりがいを感じられるような職場、評価の高い職員、管理職が育つような環境、そういったものが必要なというふうに思っております。なかなか特殊なケースがあった場合、応援体制というのはうまくいく場合となかなか思うようにいかない場合とあると思うんですけれども、ご配慮をいただいて職員が潰れないような配慮、あるいはなかなかどこで働いてもうまくいかない職員などもおるようだけれども、緊張感を持って働けるような研修であるとか。また、一生懸命働いていても、なかなかポジシヨンの的に上げられない職員も少なからずおると思いますので、そういった職員のモチベーションが保たれるような配慮もお願いをしたいというふうに思っております。総じて言えば欲張りかもしれませんが、働きがいのある職場環境づくりを要望いたします。

続いて、3点目なんですけれども、細かな部分まで発電の関係です、お調べをいただきましてありがとうございました。

茨城県では、24年度から再生可能エネルギー等の導入、地方公共団体の支援基金事業に取り組んで当市も2年間で6000万円ほど公共施設の屋根の上に太陽光発電をつけたり、蓄電池をつけたりというようなことで取り組んでいる市町村でございます。原子力の県として知られた茨城県ではありますけれども、CO₂削減効果もある再生可能エネルギー政策に積極的に取り組んでおります。当市も同様でございます。私どもの市は平成25年3月に非核脱原発平和都市宣言をした市

でもございます。東日本大震災とその後の津波の影響から原発事故で大変恐ろしい経験をした一人として、また、私たちの子や孫の暮らしから危険を減らす意味からも、原子力にできるだけ頼らないで済む社会をつくっていくのが私たちの責務ではないかなと考えております。そこで、なかなか難しい問題というふうに答弁がございましたが、霞ヶ浦周辺や筑波山麓の風力発電の可能性など考えてもらったり、雪入の沢であるとか、川尻川の2つの堰、一の瀬川の堰など、目につく場所もありますので、大小さまざまな小水力発電の可能性というか、そういうものの導入についてご検討をいただきたく存じます。これは要望でございます。

4点目の再質問ですが、米価の関係です。

いろいろ急落して国の制度で補填をする、あるいは緩和対策（ナラシ対策）などが行われているということで、なかなか市では難しいというようなことなのかなと思うんですが、米栽培をやめるとか、やめないまでも条件が悪い作付しにくい田んぼが返されて結構流動化しているという話をお聞きますが、市ではどの程度把握しているかをお伺いしたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

ご指摘のとおり現状においては、貸し付け停滞稲作田が返還されるというようなお話はよく耳にしております。詳細については、わかりませんが、いろいろな意味で相当な流動量があるかと考えます。作付の面とか貸し借りの面とか、売買の面とかいろいろな面で流動的なものがあるかと思えます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

なかなか米政策、非常に難しく米余り780万トンという米消費量と近年は言われておりますけれども、非常に震災の影響などもあって食物業界で米を使う量が少しずつ減ったままで推移していたり、米を3食食べなくなったというのが一番の要因だとは思いますが、その消費の落ち込みを変えていくというのはなかなか難しいことだとは思いますが、米余りの状況、政府はこれを飼料米で乗り切っていくというような政策誘導をしておりますが、なかなか思うようにいかなかった場合、あるいは米価がこのまま安いままでいった場合に、いつ大規模農家が1人離農するかわからない。1人離農すると今の状況でいうと、10ヘクタールぐらいの耕作放棄地になってしまうおそれがありますので、その辺のところを考えていかなければならないなと思っているわけです。

山形県の知事は、県庁職員にはえぬきの米10キログラムを購入するよう記者会見で発表したという記事が載っておりました。当市としましても、消費拡大の観点から米飯給食をふやすとか米の在庫をできるだけ減らしていくような市民運動とか、そういったものを検討してもらえないかなというふうに思っております。市のアクションを期待する声が非常に多くありますので、そういったことも要望をしたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

皆さんにお諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

午後1時30分から再開をいたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

空き家バンクについて、2回目の質問をさせていただきます。

実績2件ということで、なかなか難しい事業と思います。複雑な事情があるということも多いのかと思います。区長さんのご協力をいただいてというようなお話もありましたが、空き家化になって早く物件が紹介されないか、どんどん直しの資金であるとか、そういうものもかかってきて、登録になかなかいかないというようなこともあるかと思っております。市と行政区長さん、所有者さん、不動産の業者さん、市というサイクルですかね、そういったものができてこないとなかなか具体的に進んでいかないのかなと思っております。2件の状況というようなことでございますので、どのように評価しているか。また、今後どのような方策か、少しお聞かせをいただきたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

空き家を活用した定住化促進策、空き家を借りたいという問い合わせは多数あるということにつきましては、先ほどご答弁を申し上げたとおりでもございます。ただ、現状では物件数が少ないというようなことも課題としてございます。そういうことから、地域の行政区長さん等の情報をいただきながら物件数をふやしていきたい。そういう対応をしてみたいというふうに考えてございます。また、定住化促進策の一つとしてやはり移住希望をする方、それなりの資金等も発生するようでもございます。そういった資金のなるべく低金利でそういったローンができるようなやはり金融機関ともある程度の協議をして、またローンの金利策等も低減を図るなどの働きかけは行政としても行ってみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

空き家バンクの取り組みが市民協働の成功例になるような、そういうような取り組みを要望したいと存じます。

続いて、合併特例債の関係で再質問をさせていただきます。

23事業、103億円が決定し動いているというようなこととお聞きしました。合併協議に携わってきた多くの方々には、合併特例債事業1号事業であった合併後の東西を結ぶ幹線道、跨線橋が凍結になって非常に残念な思いをしていた方が多かったかと存じます。今回、坪井市長が立候補に当たって、災害対応幹線道路を指定し、常磐線の跨線橋を推進するということが掲げられ、合併特例債事業で取り組むのであれば残り10年というような期間にも入っております。また、その他の考え方で推進していくというようなことでありましても、県や石岡市、土浦市などとの連携協議も必要になるかと存じます。

そこで、坪井市長の考えをお伺いしたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、ただいまご質問の跨線橋につきましてお答えを申し上げます。

ご承知のように、このたびの私の選挙公約の中にも、この跨線橋につきましては、入れさせていただいたところでございます。千代田地区と霞ヶ浦地区を連携する道路としては、大変防災力強化あるいはまた今回協同病院の課題もあります。そういった中で、非常に重要な課題だというふうに考えているところでございます。今回のこの協同病院のおおつ野への移転、それから神立駅西口整備など、土浦、それから石岡市との道路ネットワークについて広域的な観点からこういった道路が必要だというふうに認識をいたしているところでございます。今後、このネットワークづくりが進むよう働きかけながら調整をしていきたいというようなことで、まだ具体的などころは私も考えていないのでありますけれども、全体としてそういった重要性は非常に必要性は考えておりますし、かねてから特に霞ヶ浦地区の皆さんにとっては期待の橋であるというふうに認識しておりますので、さまざまな観点から検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君。

○1番（来栖丈治君）

ありがとうございました。当市の財政事情ばかりでなくて、震災の影響とかいろいろな広域的に見た事情の変化があったというふうに認識をしております。借金ではあるわけですがけれども、合併特例債6割弱が地方交付税で賄えるというような有利な条件の特例債でもございますので、坪井市長の方針どおりに特例債事業の有効活用や東西を結ぶ跨線橋など、最後までぜひともやり抜いていただきたいと、こういうふうに思っております。多くの市民が期待を寄せているところだと思います。私も応援をしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後の課題ですけれども、坪井市長から前向きな答弁いただきありがとうございました。市長

の主要政策を遂行していく。そのためにはセクションをつくってやっていくというようなことが、一番職員にも市民にもわかりやすいのではないかなというようなことでございます。市の進むべき方向、市長の方針をわかりやすく伝えるために、ぜひともアピールをどんどんしていつてもらって、私も協力していきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

以上で、私のほうの一般質問を終わりにさせていただきたいと思ひます。短い期間の間に2度の貴重な質問の機会をいただきありがとうございました。関係部課長の皆様方には細かい部分を調べていただいたり、真摯なご答弁を市長初めいただき、まことにありがとうございました。大変貴重な経験をさせていただきありがとうございました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

1番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

平成26年の第4回定例会は今期の定例会の最後であります。私も先般、35年以上の議員として総務大臣より表彰を受けてまいりました。これも地域皆さん、私を支持してくれた皆さんの結集のたまものであったと思ひ、感謝を申し上げるところであります。まことにありがとうございました。

一般質問は長に対する質問でありまして、ほとんどの答弁は長がするのでありまして、必ず一般質問の通告をすると、各担当課は皆談合に来ます。これは余りいいことじゃないんですね。通告をするときにはちゃんと内容を通告しているのでありますから、ある程度は勉強して答弁ができるようにするのが私は本当だろうと思ひます。今回出しましたら、ある課長と来た者が揚げ足を取っている。そのような不見識な態度で議員に向かってくるのかと、私は怒りましたけれども、もう少し見識を持って議員に当たるのが当然ではないかなと思ひるのであります。

そして、ここの市も4代目となりました坪井市長でありますけれども、2代目のときには無競争で当選をいたしました。次のときには宮嶋市長が誕生いたし、今回返り咲きということでありましてけれども、それぞれの落選していく立場においては、欠点等があり、いろいろその市長には問題があったかと思ひます。それらを十分に反省して市民の声を声として、政治に生かしていかなければ本当の政治ではありません。そういうことで今回も行革を旗印にやりました宮嶋市長も改革路線はいいんですけれども、住民の声を反映できないところがあった。それが坪井市長にはね返ってまいりました。先ほども跨線橋の問題もありましたけれども、いろいろの問題があつて、前向きに市民の立場で市民のニーズに応じて行動をしていかなければならないと思ひます。そして、3期なり4期なり市長が務められるよう私は支持者としても坪井市長に期待をするものであります。

それらの中で、きょうは簡単な問題でありますけれども、住民の立場に立って質問をしますので、お答えをいただきたいと思ひます。

まず、納税の問題であります。

TPP（環太平洋パートナーシップ）において、自民党はとうとう妥協策を見出そうとしております。それらによって米は去年から3,000円安くなりました。1キロ当たり140円であります。梨や柿は500円で売っている。米は140円です。この妥協が見えて、また関税75%が撤廃されなくなったら、1キロ当たり85円くらいだと思います。それでは、農民は大農にしろ、何だにしろといったってやっていけません。ことしは私は別な業者に今までやった業者から頼みました。たった4俵ですよ。4俵で7反歩でかかったお金は90万円、持ってきたお米30俵です。幾らになりますか。1俵3万円ですよ、60キロ当たり。農家は普通にやって、7俵とったとして1万円に売れなくなったら約7万近くかかるんです。そうなったときに、農地、田んぼは要らない。そういうことが十分起きてまいります。そして荒廃地はどんどんふえるばかりであります。今業者に委託でやってくださいと言っても断られました、私は何軒かから。米をつくってくださいと言ったってつくってくれる業者もなくなってきた時代です。そのときには農地はいろいろ手放されてまいります。そのときに、農業委員会が権限移譲が今度はされるわけでありますから、事務が大変になっております。前市長は農業委員会を合併させましたけれども、さらに農業を取り巻く環境は悪化をしております。農業委員会は農業委員会としてきちんと復活をさせなければ農政はうまくいきません。この問題について市長からの答弁をどのようにするか、お考えをいただきたいと思います。

さらに、荒廃地が大きくなれば医学の発達によってイノシシは豚コレラというのがなくなりまして、ふえるばかりであります。ネズミ科の豚類はどんどんふえて今1年に2回ほどお産をしているわけであります。ことしも何回かやりましたけれども、9月からとったイノシシも30日間で32頭もとりました。カラスは1年間で300ということですがけれども、300とっております。出島地区でもやっておりますから、相当の数になっています。480くらいにはなっているかと思います。それでもカラスは山ほどこの橋の向こうあたりから千代田カントリーにかけてはいます。ほとんどがクチボソカラスでありますけれども、この集団的な何で被害は膨大であります。さらに、イノシシはどんどんふえまして、今市内でも12カ所にふえております。固定わな、さらには移動式わなも10基、固定わなも9基ですか、ありますけれども、これらも年次計画においてやっていかなければ大変だと思います。

私もいろいろのところにいって行くと、イノシシが出てしょうがないということでもありますので、これらの対策については、今ハンターが少なくなっております。今千代田地区だけでも13名であります。200名くらいいたハンターがたった13名になってしまった。しかも高齢化であります。ですから、今病気になりましたけれども、山の中を駆けずり回るなどということができなくなってまいりました。そういうことで、これらもわなというものをしっかりとつくっていかなくてはならないかなと思うんです。それには、やがてハンターの人たちも高齢で亡くなれば当然役場の職員がわなの見回りをしたり、わな掛けをしたりするようになる時代が来るのではないかなと思っております。これらについても、さらに自然の中で自然の破壊というものは恐ろしく、霞ヶ浦の防波堤をきれいにつくりました。マコモがほとんどなくなりました。カモ類、白鳥類はマコモの根を食べに来るんですね。それがなくなったために今度はハスのほうに行ってハスの芽を食べるようになりました。これは自然の破壊そのものでありますけれども、ハスの農家は大変な思いをしております。一時は8000万円くらいかけて補助金が出たりして農協でも取り組んでい

ましたけれども、これらのカモの対策もきちんとしなければならぬかと思ひます。カラスは1年に今300、千代田地区でも300ですけれども、約1,000羽くらいはとらないと減っていかぬのではないかなと思ひております。今、雪入山には毎晩何万羽というカラスが帰ってねぐらにしていますけれども、私のうちの上を飛んでいます。毎日毎日、黒山のようになってカラスは飛んでいます。朝もう夜が明ける前から自分の縄張りさ飛んでいくわけでありましてけれども、大変なカラスの数がふえているわけでありまして。これらについては、散弾銃がやっぱり一発相当の金がかかります。これらの補正もしていかなければならぬのではないかなと思ひます。そういうことで、鳥獣の対策についてはどのようにするか。きちんとお答えをいただきたいと思ひてあります。

次に、新しい作物、今それではなかつたんですけれども、レンコンというのは仏教とともにシルクロードを渡り、日本に入つてまいりました。したがつて、インド、それからミャンマー、スリランカ等のハスは33枚の花びらを持っておりますけれども、日本の花びらはそれほどありません。ですから、仏教では33枚の花びらが開いたときに、そこに座つた仏様を極楽浄土だと言ひております。極楽浄土は死んだ人が33年たてば着くと言ひております。そのレンコンですけれども、レンコンが一番多いのは島根県であります。そして熊本、佐賀そういうところにもありますけれども、今は日本一は土浦近辺であります。特に土浦農協を中心としたレンコンは「だるまれんこん」をつくつております。多いときには4キロで750もとれると言ひております。すばらしいレンコンができております。それは砂地でなくてヘドロが積もつた霞ヶ浦の周りだからこそすばらしいレンコンができるのでありまして、これらがどんどん出島地区に入つてみますと、どんなどころでもハスが谷津田でもつくられております。

この霞ヶ浦は、今から2万5000年前にこの辺は沈みました。上佐谷、高倉、そして北条までがあの辺が波打ち際です。その奥は群馬、栃木県まで入つたユウラク海という海になりました。それが隆起して、2,000年くらい前からはまだ高倉、粟田という地名のところカナゴがなまつてそこで製鉄所をつくつたものがクズをくらくと上げたときにぶつぶつ鳴るので、今はカナクソと言ひておりますけれども、それが粟の田んぼのように見えたので、粟田という地名がついたり、それでハブとやりをつくつた。それを高倉に倉を建てて置いたものですから、高倉という地名がついた。あそこまで海が行つていた時代があります。この辺は非常に役場の下は深い田んぼであります。その千代田大橋をかけるときに23メートルもマコモ層でありました。したがつて、橋がローゼでなくても大丈夫なわけだと、こうみんな言ひておりますけれども、橋は谷底にかけたようなものですから、このようなローゼの橋になつたわけでありまして。したがつて、マコモの層の田んぼがこの兵隊橋というのが役場の下にありますけれども、そこからずっと下、三村まではマコモ層であります。土田の人たちは昔山本議員のあたりに全部住んでいたんですけれども、それが宿場をつくるときに上に上がりました。そして、その屋敷にあつた土が流れてマコモの田んぼに土が欲しいといつて土が流れ込んだ雨のために。それで土田という地名がついてまいりました。そのようなヘドロのマコモ層のところはレンコンには最適地であります。

私はこれらを農業の新しい政策として、ここの千代田地区にもこの天の川流域をハスの一大産地として奨励する必要があるのではないかなと思ひます。長の考え方をお伺ひするわけでありまして。

もう一つは、国定公園の問題があります。国定公園については、ここは千代田地区に大半があ

るんですけれども、水郷筑波国定公園の中で上佐谷地内などは千代田カントリークラブが来たので、税金の固定資産税の倍率が非常に高くなって、今から25年ほど前には何と千代田カントリーと同じような扱いをされたことがあります。ツガコウイチロウさんという税務課長がおりまして、これはひどいんじゃないやありませんかということで見直しをして、税務署に言ってもらいました。税務署が来て、これはひどいということで、今の4倍になったわけでありましてけれども、今、国定公園の中、森林の山持ちの方々には1銭の金にもなりません。固定資産税だけが取られ、山はイノシシで荒らされ放題、藤づるが張りどうしようもありません。土地はもう買う人もありません。こういうところはやはり固定資産税の見直しをする必要があるんじゃないかなと思うんです。これらについて税務課についてお答えをいただければと思います。

午前中に中根光男議員から結婚相談員の問題がありました。宮嶋市政の中では2年間何にもないからと仕分けの中でこれを廃止をいたしました。23名おりましたけれども、廃止をいたしました。先ほどの中根議員からも今後どうするかということでは余りぱっとした答えはいただけませんでしたけれども、雪入というのは40軒しかないんですけれども、6人結婚しない人がおります。上佐谷は109軒、10軒あります。その中で3軒は潰れてしまいました。350年以上のすばらしい長屋門があった家まで潰れてしまいました。

農家で後継者の問題、大変な問題であります。交流がない、そういうことでは仲人様というのが昔はありました。今でも結婚相談員はそれにかかわってやっているわけでありましてけれども、昔のようなことではなくて、もっと変わった形でやっていかなければならない。廃止するのではなくて、宮嶋市長さんの娘さんも結婚相談員が2番目のお嬢さんは決めたのであります。それなのに廃止をしてしまった。廃止をした途端に結婚相談員が大峰のほうですばらしい嫁さんをもらってきたと。結構あるんですよ。ですから、どうしても、ここで結婚相談員を復活させると。大変な問題であります。銚田町では今から15年ほど前に外国から嫁さんをもらうということでもらったんですけれども、20組あって、わずか2人残りてみんな帰ってしまった。外国はやっぱりだめだということでもありますから、日本人同士、国際的にも若干はしようがなくともそれらは結婚相談員、県でかわるべき組織があると言っていますけれども、やはり復活をさせて農業委員会でも問題になっております。復活させてほしい。これは市長がやるかやらないか。イエスかノーで答えをいただきたいと思うのであります。

学校統合の問題でありますけれども、この問題は私も委員長として千代田地区の合併をやりましたけれども、新治、七会地区は志筑には行かない。志筑に行くんだったら分校するという形式をとられて、住民にアンケートをとってもらいましたところが、新治地区98%が志筑小に行くのはノー、要するに千代田中学校のところは一貫校とすればオーケー、七会小学校区は78%が志筑はノー、一貫校ならオーケーと出ました。そして上佐谷は一貫校のほうがいいということで100%一貫校で賛成であります。ところが、志筑小学校はできて3年目であります。文化財が出たり何かして、初めから土地を5反歩買ってやると。そういうことではまずいんじゃないかということでありましたけれども、なかなか問題がこじれてしましまして、一応話は休止としたんですけれども、やはり志筑はまだ3年目であります。どうしても志筑では1人の父兄以外は全部反対であります。千代田中学校のところに来ることは反対であります。したがって、この合併の問題は簡単ではありません。しかし、志筑小学校はすばらしい学校で木造をたくさん使いました。

これは教育上は最高の環境がつかれる問題であります。しかし、火というものについては弱い。しかも合板でありますから、もしも下に火事が起きたら1,000度以上の温度になったときは火柱になって2階まで燃え上がります。前々回の一般質問で消防長に聞いたところがガスは、毒ガスは出ない。出ないけれども火の回りは早いから、スプリンクラーをつけなければ志筑小学校は残ったとしても何人かの犠牲者が出ることは間違いありません。県下で国内でそういう例がないからつくらないんだ。そういう規定がないからつくらない。先ほども議員からの質問の中でもあったように、起きてからでは遅い。起きる前にきちんとして学生の命を守るべきだと私は思う。そういうことで私は志筑小学校にはスプリンクラーを設置すべきだ。それである程度の継続を見ると。あとは3校が合併していきなりでも進め方はいいと思うんですが、その点については、今後の役員が出てまいるかと思えますけれども、長の考え方を伺いますのであります。

次に、石岡地方斎場の問題であります。

石岡地方斎場の問題は、私も中根議員とともに議員であります。これは坪井市長が前の市長のときに3者協議で決まっていたまいりました。やっそこあの土地が決まりましたけれども、土地が高い問題で訴えがありました。前市長は原告でありました。ところが当選したら被告人になってしまった。しかも管理者になってしまった。それでも潰そうと欲しているんなことをやりました。とうとう潰すことができないから縮小縮小させまして今のような姿で完成をいたしました。ところが、千代田地区の人たちは、1回の使用料が10万円、石岡、小美玉は3万円であります。お通夜まで入れたら倍になります。これらについては、特例債を活用することでありましたから、1億4000万、したがって、1億4000万、特例債78%が特別交付金として戻ってくるならばわずか3000万が自主財源でありました。ところが宮嶋さんはそれを切ってしまった。それで火葬料だけは5,000円で済むけれども、あとのことは10万円ずついただきますよということになりました。これらについてさらに火葬場がだめなら五輪堂橋の補助金も要らないとやっちゃった。4427万6000円、これを石岡市が出す。坪井市長が約束した金を返してしまった。我々が税金で払わなければならないのであります。立派に橋は完成したけれども、このようなこともあります。せめて、この火葬場の斎場セレモニーホールの問題については、でき上がりましたけれども、何らかの方法があるかと思えます。セレモニーの家族葬ができるようにするとか、いろいろの細かい問題があるかと思えます。それらは長はどう考えているのか。お聞かせをいただきたいと思うのであります。

以上で第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木良道君）

山内議員に申し上げます。この3番の教育問題の①霞ヶ浦地区の施設整備、これはよろしいんですか。

○15番（山内庄兵衛君）

余り張り込みましたから、ちょっと忘れまして。

霞ヶ浦地区の合併の問題であります。サカモトジュウゾウさんという村長は、私も土浦二高でPTAの会長、副会長でやった人で非常に考え方がすばらしい人でありました。したがって、霞ヶ浦地区、これには各学校全校に防音装置校舎をつくりました。防音装置というのは冷暖房完備ですね。しかもランチルームをつくってくれました。残念ながら千代田地区の人は指をくわえ

ていました。ランチルームなんてできません。こんなすばらしい学校を建てた。今度はまた合併だ。合併ならば年数もたっていれば建て直しもしなければならない。今の教育委員会のやり方では騒音公害をはかったというけれども、何にもありませんでした。サカモトジュウゾウ氏はいろんな角度から、いろんな交渉をしながらこの騒音公害をとっていったのであります。田伏、安食地区ですね。これは防音の真下でありますから。そしてジェット機は百里基地ができてから2回墜落しています。F15というんですか、私はよく名前がわかりませんが、今から25年くらい前、私の友人が納場小学校の脇を通過してジェット機が低くおりて来た。何でこのジェット機は機首を上げてくれないのかなと思った。納場小学校すれすれであります。落っこつたのは私のおじの家であります。おばとおじがお茶を飲んでいたところにその目の前に落っこつたんです。ジェット機はパイロットは乗っていません、みんなボタンで飛びおりてしまいますから。なるべく海に落ちないようにしているんですよ。そういう危険性がこの市もあるんです。航空機は離着陸、これが一番墜落は恐ろしいときでありますので、そういう危険性があります。もっと防衛庁と折衝し、力強くみずから市長も乗り込んで、この防衛庁と折衝し、すばらしい学校ができるように防音校舎を建て、ランチルームが今からつくる学校にもできるような交渉を私はするべきだと思うのであります。全て私が言っていることは長が答弁をいただいて、第1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

山内議員の質問にお答えをいたします。

答弁の順番につきましては、通告に従いましてお答えを申し上げたいと思います。

初めに、1点目1番、農業委員会の強化につきましては市長公室長から、1点目2番、有害鳥獣の駆除及び3番、レンコン栽培の奨励については環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2点目の後継者問題につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の3点目1番、かすみがうら地区の施設整備に係る防衛省との折衝については、市長公室長から、3点目2番、志筑小学校の安全対策については教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目1番、国定公園の山林の固定資産税の見直しにつきましては、市民部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5点目1番、石岡地方斎場セレモニーホールの使用料の改善についてお答えをいたします。

石岡地方斎場の式場使用料につきましては、議員ご指摘のとおり、石岡市、小美玉市の市民と本市の市民と比較して格差が生じております。

所信表明でも触れさせていただきましたが、この料金格差を解消するための手段等については、多方面から検討を進めてまいりたいと考えております。

また、最善の方法を十分に検討していきたいと考えておりますので、お時間をいただきたく、

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをいたします。

1点目1番、農業委員会の強化につきましては、これまで茨城県知事が行ってきました2ヘクタール以下の農地転用許可事務が平成27年10月受け付け分から本市農業委員会へ権限移譲されます。

このようなことから、山内議員さんからご指摘をいただきました点を考慮いたしまして、法令事務及び促進等事務のさらなる適正執行に向け、農業委員会事務局体制の強化を進めてまいりたいと考えております。

2点目1番、結婚相談員を再度設置する必要性についてお答えをいたします。

先ほど中根議員さんにもお答えしたとおり、結婚相談員制度につきましては、合併前から農業後継者に対する結婚対策事業として、相談員を委嘱し活動してきたところでもございます。晩婚化、未婚化による人口減少問題は山内議員さんご指摘のとおりでもございます。国を挙げて取り組む重要な課題でもあり、市といたしましても、県で実施をしているいばらき出会いサポーター事業のほかに、新たな手法も研究してまいりたいと考えております。

3点目1番の霞ヶ浦地区の施設整備に係る防衛省との折衝についてのご質問にお答えをいたします。

山内議員さんご指摘のように、霞ヶ浦地区の学校施設整備につきましては、昭和45年当時から平成13年度まで百里基地航空機騒音関連の補助事業として整備をしてきた経過がございます。

現在、学校統合の整備を進めております美並小学校整備に関するこれまでの防衛省との協議につきましては、平成24年7月に、担当部署で北関東防衛局企画部防衛対策課を訪問し、美並小学校整備に関し防衛関連補助の協議をし、その後、平成24年10月18日から24日までの5日間、防衛省の担当者が美並小学校において音響測定を実施しております。測定の結果、級外判定となり防衛関連補助の適用基準に満たないことから、防衛省所管の補助対象とならなかったため、文部科学省所管の学校施設整備補助金により、現在整備を進めているものでございます。

続いて、もう一つの統合校である旧北中学校の整備につきましても、平成25年5月と平成26年7月に担当部署で防衛省を訪問し協議をした結果、現行では防衛省所管の補助事業での整備は難しいものと判断し、文部科学省所管の学校施設整備補助金により整備を進めるものでございます。

今後につきましても、学校施設の整備に当たっては、防衛省と十分に協議を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、1番、農政問題について、②有害鳥獣のイノシシ、カラスやカモの駆除についてのご質問にお答えいたします。

イノシシの被害については、雪入地区から上佐谷、山本、横堀、大峰そして上志筑から中志筑まで徐々に被害地域が拡大されていることが報告されており、また、霞ヶ浦地区の坂地区においても被害が確認されている状況であり、市といたしましても対策を行っているところであります。昨年度からは県で定めるイノシシ保護管理計画に基づき、イノシシの個体数調整を目的として、年間100頭を目標として捕獲許可を得て年4回の捕獲活動を実施しております。

なお、年間100頭の数値目標については、当市と土浦市において野生鳥獣による農業被害軽減を目的に策定した土浦市・かすみがうら市農作物鳥獣被害防止計画に基づき設定されている数値であります。捕獲活動に当たっては、地元集落からの要望を踏まえて活動エリアの設定を行っているところです。

現在では、固定式の囲いわな9基と移動式の箱わな20基を活用して、さらには、猟友会で設置するくりわな等の手法を合わせ、捕獲の専門的な知識を有する地元猟友会のご協力をいただきながら有害鳥獣の捕獲活動を進めております。

また、カラスについても、今年度431羽の駆除を実施していただき地元猟友会の方々には心からお礼を申し上げるところでございます。また、カラスの害を受ける農作物は多品目にわたり被害が確認されておりますことから、引き続き駆除をお願いしなければならないところでございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

さらに、カモなどによるレンコンへの被害については深刻な状況であり、平成23年度には、土浦市と合同で土浦市・かすみがうら市農作物鳥獣被害防止対策協議会を設立し、レンコンの事業者にも広く呼びかけて防鳥ネットの設置に係る国の補助事業の採択を受け事業を実施しました。

なお、有害鳥獣の被害地域は拡大されてきているため、その対象鳥獣であるイノシシ、カラス、カモについては土浦市・かすみがうら市農作物鳥獣被害防止計画の目標の見直しが必要であり、その駆除数については、今後、十分な検討をしていきたいと思ひます。

次に、農政問題について、③の天の川兵隊橋から中郷谷地内までのレンコンの栽培の奨励についてのご質問にお答えいたします。

かすみがうら市と土浦市の霞ヶ浦湖岸でのレンコン栽培は、日本一の収穫量と販売高を誇る一大産地であります。土地柄として栽培に適していることと減反政策により水稲からレンコンに転換していったことも一つの要因として考えられております。

当市においては、旧霞ヶ浦町のレンコンの栽培がほとんどでありましたが、旧千代田町でも徐々にレンコンの栽培が盛んになってきています。これは、やはり水稲栽培よりもレンコン栽培の収益性の高さから転換していく農家がふえていったと考えられております。

山内議員さんのご質問にあるこの地域でも徐々にレンコンの栽培がふえていることは確かで、この土地柄とレンコンの収益性の高さから水稲からかわっていった農家がふえているのではないかとと思ひます。今後、それぞれの農家の方がレンコンの栽培に転換してくれることで、今後の農業経営が優位に行えることと考えられます。

また、この区域は、ご指摘のとおり、マコモが生育していたと思ひられる泥地の水田が見られレ

ンコン田に改良するには通常の水田よりも深さもとりやすく、改良しやすさから栽培に適している地域と考えられますが、レンコン栽培を奨励することについては、あくまでも農業者の意思として経営されることでありますので、そういうことで見守っていきたいと考えております。

また、耕作放棄地の解消やコストの低減や省力化に向けた機械、施設の導入を支援するためには補助事業がありますので、そのような形で支援してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは3点目2番、志筑小学校校舎の安全対策についてお答えいたします。

山内議員には、昨年9月の定例会においても志筑小学校の防火対策についてご質問をいただいたところでございます。志筑小学校の校舎につきましては、平成23年度、新耐震基準により建設をし、当時発生しました東日本大震災においても、施設に被害はございませんでした。

また、防災面につきましても、前回お答えしましたように耐震性の貯水槽を設置し、火災時に対応できるよう整備をしております。

さらに、校舎内に設置してあります消火器、消火栓設備、火災報知設備、非常放送設備、誘導灯設備につきましても、いざという場合に備えて定期的に専門業者による点検を行うとともに、学期ごとには防災訓練や避難訓練を実施するなど、児童の安全確保に努めておるところでございます。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

それでは、山内議員のご質問にお答えします。

4点目1番、国定公園内の山林の固定資産税の見直しについてのご質問にお答えいたします。

国定公園につきましては、自然公園法による公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定するとともに、特別保護地区や第1種から第3種の特別地域に区別され、自然環境の保全のため段階的な規制がなされているところでございます。

ご質問の公園内の土地に係る固定資産税の課税につきましては、自然環境保全の推進とこれに伴う私権との調整を図るため、特別保護区域及び第1種特別地域については非課税となっており、さらに第2種特別地域につきましても、一定の条件のもと軽減措置が講じられているところでございます。

当市に所在する水郷筑波国定公園につきましては、第2種特別地域及び第3種特別地域が指定されておりますが、非課税等に該当する地域はございません。この地域の固定資産税につきましては、評価替えにあわせて何度か見直しをしてきておりますが、今後の見直しにつきましては、

同じ国定公園内で当市と隣接する石岡市、土浦市などとのバランスを図りながら、税務署とも協議しながら関係法令や国の示す固定資産税評価基準等に沿った評価に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時40分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

農政問題の農業委員会のあり方について、きちんと農業委員会を独立させて今の課から離して事務能力で、そして農民のニーズに応えられるようにしてほしいということであります。長から答弁をいただきたい。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答えをいたします。

農業委員会につきましては、ご承知のとおり、農地の適正な管理、それから農政の推進と重要な役割を持っているところでございます。そういう中で来年度の10月からですか、権限移譲されます。そういう中で4月から機構改革に伴いまして、その辺の体制の評価については、前向きに進めていきたいというふうに考えています。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

ありがとうございました。そのようにお願いいたします。

それから、鳥獣の問題でありますけれども、これらについては、固定わな、それから散弾銃等、それから周波器というんですか、カラスがカアカア鳴くときに、今録音でやると、すーっと寄ってくるんですね。カラスが非常に敏感なものですから、1回打つとその周波器というのがなければ集まってきません。したがって、車を見ただけでも見分けをつけて逃げていっちゃいますから。今、ここの二子塚から千代田カントリーの間はカラスだらけでありますので、ひとつもって1,000羽くらい、今420羽とってありますけれども、それを2,000羽くらいまでにふやさないと大変だと思うので、これについてのお答えをいただきたい。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

イノシシがふえていること、また、カラスが大量にいるということは十分認識しております。また、山内議員さんのご指導のもと、予算的なものも平成23年が全体で430万でございましたけれども、26年度については約600万の有害駆除対策の予算がついております。また、今ご指摘がありましたいろいろな装置とか、そういうものについては、予算の時期でもございますので、十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

県道53号線、要するにつくば土田間ですね。これから北側はほとんどイノシシの害であります。したがって、これらの予算を十分にとってもらわなければなりません。最近53号線の東のほうまで出てきているわけでありまして。先ほど答弁の中で、坂にもいるそうですけれども、イノシシはどこにも荒れていると隠れてしまいます。そのようなことで十分に予算をとっていただきたいと思っております。

それから、結婚相談員の問題であります。これは私はつくるのかつくらないのか。いろいろな議員さん、中根議員さんも突っ込んだんですけども、市長にこれは結婚相談員という形でなくてもいいから、幾らでも予算は大したことないと思うんですよ。その結婚を相談するような対策課、対策委員会というんですか、そういうのもいいですから、そして、やり方を今から変えなくてはならない。私の知り合いで鳥羽田千代というのが今茨城町の議員をやっています。これは230組やりました。強引なところもありますけれども、やっぱり見習うところもあると思うんですよ。ですから、そういう人たちを呼んだり、そのやり方はどうやってきたんだ。勉強したりして後継者づくりに励んでもらわなければなりませんので、長からイエスカノーなんです、これは。つくりますか、つくらないか。これは宮嶋さんがそれだけやったのに、切ってしまったんですから、今度はつくるということでお答えをいただければいいんですけども、イエスカノーかでお答えをいただきたいと。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、結婚相談員のご質問にお答えをいたします。

先ほど中根議員のご質問にもお答えしましたように、結婚をしない若い方々がふえている中で、大変深刻な問題ということも出ています。そういう中で出会いと婚活につきましては、大変大事な活動事業でありますから、いろんな角度でこういったものも進められるように県の出会い系サポートもございます。そういうものを進めていきたいと考えています。

そういう中で、市の相談員の復活につきましては、もう少し時間をいただきたいと思っております。十分に検討して、その方向については検討させていただきます。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

防衛庁との問題で教育委員会、教育長との考えをお願いしたいと思います。教育長さんも北中学校の校長さんをやった経験があると思うんですけども、校舎は防音装置、しかもランチルームがある。すばらしい校舎、それはサカモトジュウゾウさんという人が村長をやっていたときにつくってきたものだ。本当にこれは千代田のほうでは指をくわえたほどすばらしいことなんですよ。先ほど防衛庁からとの話で、検査をしたところがだめだと言っているんですけども、私が先ほど言ったジェット機の墜落、これは間違いない。私はコバヤシタケオという名前まで言っているんです。私のおじの名前ですけれども、落ちたときには、納場小学校すれすれなんですよ。そういうことがありますから、危険きわまりない地帯なんですね。ですから、防衛庁といろいろな面で折衝して、私はやるべきだなと思っていますので、お答えをいただきたい。

○議長（鈴木良道君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの山内議員さんの質問にお答えします。

ただいまの質問につきましては、教育委員会としまして十分検討させていただきたいということで、ご了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

教育長さんも行政に入ったばかりですから、これ以上しつこくは言いませんけれども、検討しますというのは行政では逃げ言葉なんです。したがって、今後前向きにやりますという答えをいただきましたかたんですけれども、その何はいじめになるから以上で終わりますけれども。

それから、斎場の問題については、大変いい答弁をいただきましてありがとうございました。いろいろ前向きな答えをいただきましたので、私も最後の犬トリを務めさせていただきましたので、これ以上しつこくはやりません。ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

日程第 2 議案第99号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第99号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

議案第99号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について、提案の理由をご説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2321万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ176億2313万5000円とするものです。

主な補正の内容といたしましては、衆議院議員の総選挙に係る費用及び職員等人件費を計上するものです。

財源につきましては、県支出金を充当いたしました。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長より説明をいたさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

議案第99号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2321万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を176億2313万5000円とする内容のものでございます。

主な内容につきましては、平成26年11月21日の衆議院解散に伴う平成26年12月14日投開票予定の衆議院議員総選挙の執行に要する経費について、歳入歳出の予算を補正するという内容のものでございます。

歳入といたしましては、県委託金、衆議院議員の総選挙の委託金といたしまして2321万9000円、歳出では総務費に計上してございます。人件費では1049万2000円、衆議院議員の総選挙事業といたしまして、委託料、報酬費等で1272万7000円という内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

本件は先議により審議しますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、議案第99号、一般会計補正予算の件でお尋ねをいたします。

今回の予算、衆議院選挙の費用ということで計上されたと思いますが、前回の総選挙の費用との比較、そして今回の予算の特徴について説明をいただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、所管でございますので、私のほうからご説明を申し上げます。

今回の衆議院議員選挙に係る補正予算と比較しまして、前回の支出というご質問でございます。今回同様、前回は県議会議員選挙との同日の選挙でございました。その関係上、ほぼ同様の予算

の見積もりとなってございます。ただし、前回は実績ベースでは支出は1726万8463円でございます。今回は見積もりといたしまして、2321万9000円を見込んでございます。これにつきましては、選挙日が確定をしていなかった関係から見積もり段階では単独の費用として見込んでございます。ただし、先ほど説明がありましたように、県からの選挙区委託金の範囲内で執行をすることになりますので、今回は同日の選挙ですから、これよりは下回る金額で執行が可能であろうというふうに見込んでございます。

また、費用の特徴でございますが、こちらにつきましても、前回の衆議院と同様に県議選との同日選挙ということが大きな特徴でございます。そのため、全体的な費用は別々に単独の選挙をやるよりは軽減をされるということになってございます。

また、共通の経費等については、案分により執行額が精算をされます。その点が特徴であるかというふうに考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

県議選と前回は補欠選挙でしたので、実務的には同様ですね。ほぼ同様でしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘のとおりでございます。同様でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

やはり前回と今回の違い、ここは投票事務が同じであっても職員数が減っていますよね。ですから、今回は前回の見積もりの人件費と今回の人件費の見積もり、大幅に違うと思うんですが、その点は調べましたか。調べておりますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

そこまでは積算はしてございません。これで足りるかなというふうな見方をしてございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

突然の質問で申しわけなかったんですが、やはりそこまで事前に私が質問したらちゃんと答えられるようにしてもらいたいと思うんですね。前回は職員人件費が1346万3000円だったんですよ。今回は1049万2000円、72%なんですね。ですから、一番問題なのは何かというと、投票事務が同じであっても人員が少なくなっているということなんですよ。皆さんもよくニュース等で報告ありますように、投票事務のミスがよく指摘されます。ですから、この点については、ぜひ投票事務のミスをなくすような対策、このことを真剣になって考えていただきたいと思いますが、それ

に対して何かご見解はありますか。

○議長（鈴木良道君）

佐藤文雄君、申し上げます。

質疑回数は3回になっておりますので、ただいま4回です。一応規則ですので、申しわけございませんが、3回と決めましたので。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第99号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第99号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、議案第99号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第99号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第99号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま可決されました議案第99号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）は今期定例会に上程されました議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）に先立って議決となったことから、両議案に記載されている補正前後の金額等について計数整理が必要となります。

よって、かすみがうら市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、計数整理を議長に委任することに決しました。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす11月26日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時59分

平成26年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

平成26年11月26日(水曜日) 午前10時00分 開議

出席議員

1番	来栖丈治君	8番	加 固 豊 治 君
2番	小 倉 博 君	9番	佐 藤 文 雄 君
3番	川 村 成 二 君	10番	中 根 光 男 君
4番	岡 崎 勉 君	11番	鈴 木 良 道 君
6番	田 谷 文 子 君	13番	矢 口 龍 人 君
7番	小松崎 誠 君	14番	藤 井 裕 一 君

欠席議員

5番	山 本 文 雄 君	15番	山 内 庄 兵 衛 君
12番	小座野 定 信 君	16番	廣 瀬 義 彰 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	水 道 事 務 所 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君 山 悟
〃	補 佐 乾 文 彦
〃	係 長 小 池 陽 子
〃	係 長 杉 田 正 和

議事日程第4号

- 日程第 1 議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定について
- 議案第78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 79 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第 81 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 83 号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 84 号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 85 号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 86 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 87 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3
号)
- 議案第 88 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
1 号)
- 議案第 89 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 2
号)
- 議案第 90 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 議案第 91 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 92 号 美並小学校校舎 (教室棟) 増築工事建築工事請負契約の締結につい
て
- 議案第 93 号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定に
ついて
- 議案第 94 号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管
理者の指定について
- 議案第 95 号 かすみがうら市土地開発公社の解散について
- 議案第 96 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について
- 日程第 2 議案第 97 号 市道路線の廃止について
- 議案第 98 号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 77 号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を
定める条例の制定について

- 議案第78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第87号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第88号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第91号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第92号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結について
- 議案第93号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定について
- 議案第94号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定について
- 議案第95号 かすみがうら市土地開発公社の解散について
- 議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について
- 日程第 2 議案第97号 市道路線の廃止について
- 議案第98号 市道路線の認定について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

今期定例会に上程され、昨日の本会議で議長に委任された議案第86号と議案第99号の計数整理について、その結果をお手元に配付させていただきましたので、ご確認の方よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第77号ないし議案第96号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定についてないし議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更についてまでの20件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

なお、議案質疑の回数は、一つの要旨に対して3回までとなりますので留意願います。

質疑通告がありますので、順次発言を許します。

7番 小松崎誠君。

○7番（小松崎 誠君）

おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして質疑を行います。

まず、1点目、議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案概要書の要旨には、公共事業に要する用地の先行取得を目的とした基金であるが、積み立て規定のみで取り崩しができないため処分規定を設けるとしてありまして、新たに処分規定を設けることではあります。基金全体としての処分規定の状況はどうなっているのでしょうか。

また、土地開発基金の現在の内容はどうなっているのか確認をいたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

ただいまの小松崎議員さんの質問にお答えをいたします。

基金につきましては、市全体で18の基金がございます。現在処分規定がない基金につきましては、土地開発基金と国民健康保険出産費資金貸付基金の2つのみでございます。いずれも定額の運用基金に属するものでございます。平成25年度末の保有額の状況につきましては、土地のほう

で1億494万3289円、全体で76筆ございます。現金では3億9966万8661円、合計で5億461万1900円が現在の保有額という状況となっております。条例の規定では、1億6700万円であります。現在の保有額とすれば、大きく増額をしているという状況でもございます。

この基金につきましては、早急に基金を取り崩して活用をするということではございませんが、今後の社会状況や財政状況などの変化等により、必要があった場合には有効的に活用をしていきたいという考えのもとで、今回処分規定を提案させていただいたという内容でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎誠君。

○7番（小松崎 誠君）

はい、わかりました。

続きまして、議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）についてでございますけれども、そのうちの市債のうち、消防費に西消防署の庁舎耐震改修の設計費が計上されております。市民の生命、財産を守る第一線の消防庁舎の耐震度は現在どのような状況なのか伺います。

また、耐震改修工事を行う場合、事業総額の見込みはどのくらいなのか確認をいたします。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）消防費についてお答えいたします。

平成24年に消防庁舎2カ所の耐震診断を行い、25年に東消防署の耐震改修補強設計及び耐震改修補強工事を実施しました。今回、消防本部・西消防署の耐震改修補強設計を行うものです。

一般建物のI s値は0.6以上が必要ですが、消防庁舎につきましては防災拠点のため、震度6強以上を想定し、震度割増係数の1.50をかけて、I s値が0.9を基準としています。東消防署については0.9を確保していますので、消防本部・西消防署においても耐震補強工事を行い、0.9を確保するものです。現在、西消防署におきましては低いところで0.51です。

耐震改修工事の事業総額は、耐震診断に基づき、概算で2000万円を予定しています。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎誠君。

○7番（小松崎 誠君）

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

7番 小松崎誠君の質疑を終わります。

続いて、発言を許します。

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定についてお伺いします。

いただいた資料等によりますと、メリットとしましては開発許可等の手続が大幅に改善されるとありました。しかしながら、デメリットとしまして、市としては専門知識を有する職員の配置や対応など大幅な負担増があるということがありました。

これらのことを想定しますと、平成27年10月1日施行までに具体的な対応策を計画する必要があると思います。市の対応策についてお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

川村議員さんのご質問にお答えをいたします。

今般の権限移譲のうち都市計画法の規定による開発許可等の基準を定める条例につきましては、これまで茨城県に委ねていた開発行為の許可等についての権限が当市に移譲されることで、総合計画などを反映した自主・独立性の向上が図られ、申請から許可までの期間が短縮されるものと考えてございますが、その反面、役割と責任は大きなものであると認識をしているところでもございます。

ご指摘の専門知識を有する職員の配置でございますが、昨年度より実務研修として2級建築士の資格を有する1名の職員を県南県民センター建築指導課へ派遣し、あわせて茨城県建築指導課より本年4月から1級建築士の派遣をいただき、条例や要綱解説集の作成などの法的整備を初め、これらの職員が中心となり、県主催の開発行為にかかわる研修会へのオブザーバー参加や課内勉強会などを開催し、担当職員のスキルアップを図ってきたところでもございます。

また、次年度におきましては、組織の検討や人的配置を所管部署に要望しているところでもあり、これらを前提とし、新たに配属された職員も含めまして適切に事務処理を行うことができるよう、専門的な研修への派遣や課内研修を通じ認識を深めるなど、課内職員が共通理解のもと、事務の遂行に当たる準備期間が不可欠であることから、条例施行日を平成27年10月1日とし、円滑な権限委譲が図られるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

この条例制定に当たっては、このメリットを十分生かす必要がありますので、施行日において円滑な立ち上げができるように対応をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。

この条例の制定につきましては、議案第77号に関連するという説明がありました。配付されました資料を見ますと、優良宅地造成認定事務申請手数料は、改正前は1件9万円という1項目だ

けでした。しかし改正後は、宅地の面積により1件9万円から91万円の範囲に設定されておりまして、最大で約10倍の値上げとなっているようにも見られます。なぜこのような改正となるのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

お手元に配付しております資料、優良宅地造成認定制度を参考にござんいただきたいと思っております。

この制度は、宅地の譲渡について優良宅地造成認定を受けることにより、租税特別措置法上の短期土地譲渡益重課制度の適用除外となる制度でございます。

今般の権限移譲のうち議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましても、今まで茨城県が権限を有していた0.1ヘクタール以上の優良宅地認定事務が当市に移管をされ、市長の権限となることから、かすみがうら市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則に基づき、0.1ヘクタール未満手数料9万円に加え、0.1ヘクタール以上の優良宅地認定事務の許可権限が委ねられることから、同施行規則に基づき、かすみがうら市手数料条例に新たに0.1ヘクタール以上手数料13万円から10ヘクタール以上91万円までの7区分を加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

現行の制度が、1件という表現しかないんですが、0.1ヘクタール未満という表現であるという理解でよろしいわけですね。それで、0.1ヘクタール以上の県での業務分が市に移管されたので、その分を追加したという理解になると思います。

それで、これは要望なんです、議案第77号の条例制定も含めて、今回県から移譲されたことによって市の業務が負担がふえ、人の配置もふえる可能性がありますね。要は、そういう人の負担に対して歳入が当然ふえるわけですよ。できれば一番いいのは、その人の人件費に見合った歳入があれば、市としての負担は言いかえるとチャラになるわけですよ。なので、できればそういうふうな検証をしていただいて、いろいろと県から移譲されたことが市にとってもプラスになるというふうなことにつながっていけば非常にいいのかなと思いますので、条例の施行後そういう検証もできればしていただきたいなと思います。

続いて、議案第82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する本条例は、市の活性化策として有効な制度であると考えております。立地を検討する企業側から見ると、4年で失効する制度は短期間に決断を求められることになり、企業側としては魅力に欠けるのではないかなという気がいたします。失効期間を4年とした理由をお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、失効期間を4年とした理由についてお答えいたします。

当市において企業誘致政策については、企業立地促進条例による設備投資に対する5%の補助、雇用1人に対する30万円の補助に加えて、固定資産税の減免の特例が有効な手段として認識しております。

この2つの条例の基本となるものが、茨城県石岡・かすみがうら地域産業活性化基本計画であります。この基本計画は5年ごとに更新しますので、今回の本条例については失効期間を4年間延長いたしますが、4年後に廃止する条例ではなく、基本計画の失効期間である平成31年3月31日に合わせたための4年間ということをご報告いたします。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君。

○3番（川村成二君）

地域産業活性化基本計画に基づいて今回は4年にしたということで、4年で終わるものではなく継続して、要は見直しをしていくということが、どのように、これを活用する企業側に伝わるかというのが非常に重要になってきます。条例だけ見ると失効日という表現になっていますので、この辺はうまくPRをしていって活用していただきたいと思います。これは要望で終わります。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

3番 川村成二君の質疑を終わります。

以上で議案第77号ないし第96号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている20件の議案の審査は、先例により議長を除く全議員で構成する平成26年第4回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成26年第4回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて議案審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

再開 午前10時31分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成26年第4回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に中根光男君、副委員長に川村成二君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第97号及び議案第98号

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第97号 市道路線の廃止について及び議案第98号 市道路線の認定についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に対する質疑通告はありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第97号及び議案第98号の審査は、議長において所管である産業建設委員会へ付託をいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、11月27日から12月3日までの7日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次回は12月4日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時33分

平成26年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

平成26年12月4日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君
7番	小松崎 誠 君	15番	山 内 庄兵衛 君
8番	加 固 豊 治 君		

欠席議員

16番 廣 瀬 義 彰 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	水 道 事 務 所 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	代 表 監 査 委 員	久 保 田 喜 久 男 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君 山 悟
〃	補 佐 乾 文 彦
〃	係 長 小 池 陽 子
〃	係 長 杉 田 正 和

議事日程第5号

日程第 1 議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定について
議案第78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条

- 件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第87号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第88号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第89号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第90号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第91号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第92号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結について
- 議案第93号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定について
- 議案第94号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定について
- 議案第95号 かすみがうら市土地開発公社の解散について
- 議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合規約の変更について
- 日程第 2 議案第97号 市道路線の廃止について
- 議案第98号 市道路線の認定について
- 日程第 3 議案第100号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 4 議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について

議案第68号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第71号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第6 請願第9号 緊急の過剰米処理を求める請願

日程第7 委員会発議第8号 緊急の過剰米処理を求める意見書(案)

日程第8 閉会中の継続審査について

日程第9 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定について

議案第78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号)

議案第87号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 議案第 88 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 89 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 90 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 91 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 92 号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結について
- 議案第 93 号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定について
- 議案第 94 号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定について
- 議案第 95 号 かすみがうら市土地開発公社の解散について
- 議案第 96 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更について
- 日程第 2 議案第 97 号 市道路線の廃止について
- 議案第 98 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 議案第 100 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 4 議案第 66 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 67 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68 号 平成 25 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71 号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72 号 平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 6 請願第 9 号 緊急の過剰米処理を求める請願
- 日程第 7 委員会発議第 8 号 緊急の過剰米処理を求める意見書（案）
- 日程第 8 閉会中の継続審査について
- 日程第 9 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（鈴木良道君）

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 議案第77号ないし議案第96号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定についてないし議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更についてまでの20件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、平成26年第4回定例会議案審査特別委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます

平成26年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

おはようございます。

議案審査特別委員会委員長報告を行います。

平成26年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成26年11月26日に付託されました議案第77号ないし議案第96号の20件について、11月27日に市長、副市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

議案第77号ないし議案第96号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付いたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で、平成26年第4回定例会議案審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

ただいま議題となっている20件の議案の審査は、議長を除く全議員をもって組織する特別委員会へ付託したことから、かすみがうら市議会先例集第108番により委員長報告に対する質疑を省略いたします。

続いて、議案第77号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第77号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第78号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第78号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第80号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第81号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第81号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第82号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第82号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第83号 かすみがうら市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第83号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第84号 かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第85号 かすみがうら市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第85号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第86号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第87号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第88号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第89号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第90号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第90号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第90号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第91号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第91号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第91号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第92号 美並小学校校舎（教室棟）増築工事建築工事請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第92号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第92号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第93号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の指定管理者の指定につい

での討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第93号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第94号 かすみがうら市雪入ふれあいの里公園及び三ツ石森林公園の指定管理者の指定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第94号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第94号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第95号 かすみがうら市土地開発公社の解散についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第95号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第96号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合理約の変更についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第96号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第97号及び議案第98号

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第97号 市道路線の廃止について及び議案第98号 市道路線の認定についての2件を会議規則第35号の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、産業建設委員会に付託をしております。委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会委員長報告をいたします。

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告

いたします。

本委員会は、平成26年11月26日に付託されました議案第97号及び議案第98号の審査のため、11月26日に委員会を開き現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第97号及び議案第98号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

これより議案第97号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第97号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第97号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第98号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第98号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第100号

○議長（鈴木良道君）

日程第3、議案第100号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

議案第100号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）について提案の理由をご説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ176億3263万5000円とするものです。

補正の内容といたしましては、農水産物販売等施設新築工事の追加工事に係る補正予算として工事請負費を計上するものです。

財源につきましては、前年度繰越金を充当いたしました。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長より説明をいたさせますので、ご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

議案第100号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）の説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ950万円を追加し、総額を176億3263万5000円とするものでございます。

内容につきましては、歩崎公園で整備をしております交流施設の整備に係る追加工事の補正予算を計上させていただくものでございます。この追加工事の内容ですが、高齢者や障害者に配慮をした施設整備を行うために予算計上をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

これより、質疑を行います。

佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今、説明がありました。なぜ高齢者、そして障害者に優しい施設に改造するという追加工事になったのか、この経過をきちっと述べなければいけないと思うんです。

先日の全員協議会で、川村議員を初めとして、何人かから初めてこの交流施設新築工事の概要が明らかになったわけです。そのときに、食堂テラスが2階だと。そのとき、2階の場合に、障害者、車椅子の方がどうやって上がれるんだということを指摘されたわけです。それで、いろいろな意見が出されて改善が求められたということなんです。ですから、そういう中身もきちっとこの提案理由の中に説明すべきだというふうに思いますが、その経過についてご説明をもう一回いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

まずは、順番的に言いますと、当初予算に予算を計上したわけですが、そういう中で、最終的に設計書が上がってきた金額がかなり大きな金額ということでございました。思ったよりも七、八千万の増額ということでございました。そういう中で、当初予算に既に組み入れられてございましたので、当初予算を優先してしまったということでございます。先ほど全協でもご説明いたしましたけれども、予算の問題、また高齢者または体の不自由な方への配慮、そういう関係の中で優先順位を誤ってしまったというような形で予算がないという、そのことだけでいろいろな昇降施設とか自動ドアとか、または駐車場から施設に行くまでの、簡単に言いますと、アスファルトかコンクリートで整備されたもの、そういうものを省いてしまったというのが経過でございます。そういう中で、全協の中で貴重なご意見をいただきまして、言葉は悪いですが、当初の設計協議のような形に復活させていただいたというのが現状でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、全協で初めて提出されて、このことがわかって議員から指摘をされた。また、その中でも含めて、きょうの議論になりましたが、全協で、当初は高齢者または障害者に配慮したような設計をやっていたけれども、優先順位からこれを省いたというようなことをおっしゃいましたよね。という意味では、この施設そのものを当初から設計はしていたけれども削ってしまった、これが指摘をされたという事実関係だと思うんです。これは設計委託、今回変更にしましたけれども、この変更のための委託はこれまでの委託していた業者と相談したんですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

業者については同様の業者でございます。また、優先順位によって利用者に優しい施設を省い

たということで発言したわけじゃなくて、優先順位が本当は高齢者とか体の不自由な方を優先する形での配慮が必要だったということで、優先順位の誤りがございましたということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

3回目ですから。

当初は、この階段昇降設置工事という車椅子の階段昇降機で階段の下から上まで自動で運びますというふうになっております。当初は、こういう形じゃなくて、どのように障害者に優しい設計になっていたんでしょうか、その概要。それから、玄関自動ドアも追加になりました。また、アプローチ外構工事も追加になりました。当初はどのようなふうな設計だったんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

今ご質問がありました昇降施設、玄関の自動ドア、またアプローチの外構ということでございますけれども、アプローチの外構、また玄関の自動ドアについては、当初この設計でございました。もう一つの階段の昇降機械施設につきましては、当初はエレベーターというような形で協議がなされております。ただ、現段階におきまして、かなりの手戻り工事というか、そういうものも発生いたしますので、そういう中で協議した中で、階段の昇降設備ということで今回の補正に計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第100号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第100号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、議案第100号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第100号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 6 6 号

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、一般会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長のご報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長 岡崎 勉君。

[一般会計決算審査特別委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○一般会計決算審査特別委員会委員長（岡崎 勉君）

かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、9月11日に付託されました議案第66号について、9月24日、25日、29日、30日に市長、副市長、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第66号は、起立採決により賛成者多数で認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過、概要は委員会会議録のとおりであります。

以上で、一般会計決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第66号の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

まず、反対する理由の第1点目ですが、長寿をたてる事業で、前市長が議会を無視して敬老祝い品を支給したことであります。これは、独断専行であり、認められません。

第2に、シルバー人材センターの運営事業の助成について、前年度と比較して50万円をカットいたしました。シルバー人材センターの事業の経過、年間の運営の延べ日数はふえています。そういう意味では、安定的な運営を果たすためには、市の役割というのは大きいと思います。高齢者の雇用確保のために、減額はすべきではなかったと考えます。

第3に、保育所運営の事業について、前市長がさくら保育所の閉所を一方的に発信したことで混乱を招き、保護者から批判の声が上がり、維持、存続の請願書が出される事態になりました。事務事業シートでは、次年度における対応方法（改善方策）に認定こども園の移行促進を図るとしております。しかし、来年度から始まる子ども・子育て支援新制度は、多くの問題点を抱えております。そのこともあって、今、認定こども園、これを返上しようという動きがあります。認定こども園の移行促進は、かえって保育行政に混乱をもたらすものではないでしょうか。待機児解消のためには、公的保育所の果たす役割は大きいものと言わなければなりません。市立さくら保育所については、新制度を見据え、当面、父母の会が要望した5年以上の維持、継続を図るべきであります。

第4に、農業水産業の振興について、審議を通じて、市の独自の取り組みが弱いと感じてなりません。当市は、農業を基幹産業としなければならないところでもあります。そういう点では、基幹産業として位置づけるならば、財源をしっかりと保障して、真剣に取り組むべきだと思います。米価の暴落で、米つくって飯食えない、米づくりをやめるしかないという状況に米農家が追い込まれております。今、緊急に市独自の支援策が求められているのではないのでしょうか。

第5に、福島第一原発事故による放射能汚染対策について、私は何回となくきめ細かな測定と除染対策を要請してまいりました。平成25年度では、除染した汚染土壌の埋設処理や市民が持ち込む食品の放射性物質検査等、少なからず前進面がありました。しかし、霞ヶ浦という水産などの資源を抱えている当市としての対策は喫緊の課題でありましたが、国・県や霞ヶ浦問題協議会などへの積極的な働きをしなかったのは、極めて残念なことでもあります。近隣市と協同した汚染対策に、当市が先頭に立って取り組むべきであります。

第6に、石岡地方斎場組合の事業について、当市が式場建設に加わらなかったことについては評価をしております。私は、染谷中島山への斎場移転建設は必要ない、現在位置での建てかえで十分だと主張してまいりました。特に問題なのは、その建設財源を合併特例債に求めることは違法だと考えております。

第7に、商工振興事業の住宅リフォーム助成制度についてであります。25年度は、100万円の減額補正を行いました。千代田地区での活用をもっと積極的に図るべきではなかったかと考えます。少ない予算で経済効果が17倍から20倍であります。地元商工業者の振興のために拡充を求

めます。

第8に、土木部に関してですが、相変わらず道路維持管理及び整備事業に関して、霞ヶ浦地区と千代田地区のバランスがとれておりません。居住人口に応じたバランスある道路行政の改善が必要だと考えます。

第9番目に、教育行政についてであります。私は、学力向上には少人数学級が基本だと考えておりますが、学校統合については、霞ヶ浦地区では統合先にありきという運営だったと思います。特に、地域住民とのコンセンサスを図るための取り組みは、平成25年度は全くやられておりませんでした。私は、昨年9月、学校統廃合を考えるシンポジウムを開いて、市民の皆さんから意見を聞いた経過があります。やはり、地域住民のアンケートもとる必要があったと考えます。なぜ、地域住民の意見を聞く場を持たなかったのかが問われていると思います。私は、ことしの5月から6月にかけて学校の統廃合についてアンケートを行いました。結果は、賛成が46%で、反対は31%でした。そういう意味では、かなり競っているわけであります。私は、本当の意味で地域住民のコンセンサスが得られたとは思いません。そういうこともあって、小学校統廃合の慎重審議を求める請願書が出されたのではないのでしょうか。強引な学校の統廃合は、後世に禍根を残す結果となると考えます。

第10に、消防水利にかかわる問題です。私は、地域防災のためには、消火栓等がどこにあるかが地域住民誰にでもわかるようにデジタル化が必要だと要請してきましたが、全く進んでいないことがわかりました。地域の防災にとっては重要な問題です。早急に取り組むことを求めます。

以上、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第66号は認定することに決定をいたしました。

日程第 5 議案第67号ないし議案第72号

○議長（鈴木良道君）

日程第5、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 加固豊治君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長（加固豊治君）

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、9月11日に付託されました議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上6件の決算認定議案について、閉会中の9月24日に担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第67号ないし議案第71号は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

また、議案第72号は全会一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりであります。

以上で、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている元凶は、国の予算の削減であります。1984年、当時の自民党政府は、医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強行し、その後も、国保の事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担を縮小・廃止してきました。

その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1984年度の50%から24.7%、2009年度のベースですが、に半減しております。当市の平成25年度の決算ベースでは、国保会計の歳入に占める国庫支出金の割合は23.08%と推計されます。

当市における国民健康保険の加入者は、給与所得者が圧倒的に多く、全体の40.37%を占めております。課税額では42.3%であります。次が年金者であります。件数が27.6%で、金額では20.2%、これまで国保加入者というのは農業とか営業とか自営業者が主でありましたが、これが逆転し、給与所得者のほうにシフトしていつているというのが実態であります。一方、所得100万円未満の加入者が圧倒的に多く、所得なしは20%もおります。これは平成23年度調べのデータであります。加入者の所得低下が進んでいるのではないのでしょうか。

平成25年度における国保税の徴収率は、現年度分で89.6%で、前年度と比較して改善されているとはいえ、90%に届きません。短期被保険者証の発行は1,193件と、増加傾向にあります。一方、平成20年度から25年度までの不納欠損処理総額、これは3億4279万円により、滞納額は漸減し、一時7億円近くまでであった滞納額は25年度においては5億4035万円までに減りました。

歳出では、療養給付費が前年度と比較して7071万円増の31億9200万円で、歳出全体の61.7%となっており、ほぼ前年度と変わりませんでした。結果的には、医療費の伸びが小さかったと思います。

決算全体として、一般会計からの法定外繰入金が増加もあり、実質収支は2億2267万円で黒字決算となっております。

一般会計の繰出金1億9464万円は、国保会計への積立金にすべきではなかったかと思えます。国保会計は改善傾向にあるように思いますが、国保加入者からは高く払い切れないという悲鳴の声が上がっております。

私が行ったアンケートには、66%を超える方が引き下げるべきだと答えております。国保税の引き下げは、根源的には国庫負担を引き上げることが必要だと思いますが、まず当面は、低所得者対策として応益割の引き下げが必要であると考えます。

以上、討論いたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第67号は認定することに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案68号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案68号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度が、お年寄りの暮らしと健康に重大な影響を与えております。厚労省の集計では、保険料を払えず滞納している高齢者は全国で25万人以上、滞納のために資産を押さえられたりした人は毎年ふえ続けております。保険証が手元に来ない人も生まれております。高齢者を年齢で差別し、負担増などの痛みを強いる制度の根本的な欠陥は明らかであります。後期高齢者医療制度は速やかに廃止するしかありません。

厚労省は、所得の低い人の保険料軽減措置を段階的になくす方針を打ち出しました。負担増になる高齢者は約865万人、加入者の半数以上であります。保険料負担が3倍にもなる世帯も生まれるなど、2008年の制度開始以来、最大規模の改悪案が出されようとしております。年金は減らされる一方なのに、医療、介護などの負担は膨らむ。長生きをますますつらくする改悪は許されません。

当市でも滞納額が年々ふえ続けており、収入未済額は25年度は238万円で、滞納繰越額は455万円となっております。被保険者数5,176人のうち普通徴収者、いわゆる年金から天引きできない普通徴収者であります。この数は1,112人で、全体の21.5%となっております。保険料が高く、支払いができないのが現実であります。保険料は改定のたびに引き上げられました。今回は据え置かれましたが、75歳以上の人口の増加と医療費増が保険料に直接はね返る仕掛けになっているためであります。今後もさらに上がることは避けられません。保険料を支払えない高齢者への制裁も深刻です。病院窓口で全額負担となる資格証明書の発行は、世論と運動の力で許しておりますが、有効期間が短い短期被保険者証の発行は、2万人を超えております。当市でも29の方が短期被保険者証であります。高齢者をお荷物扱いする政治に未来はありません。後期高齢者医療制度をきっぱり廃止するべきであります。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第68号は認定することに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案69号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案第69号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成25年度の下水道費分担金について、現年度分担金、負担金を合わせたもので、収納率は97.2%と、平成24年度と比較すると、0.5%減となっております。しかし、問題は、霞ヶ浦地区の下水道の加入率が一向に改善されていないということであり、千代田地区がほぼ100%であるのに対して霞ヶ浦地区は74.7%です。特に、加茂・牛渡流域特環の加入率は59.2%です。前年比でも改善されておられません。前回は5%アップを目指すとしましたが、結果的には3%でした。

下水道の建設に投資した総額は、これまで241億円ですが、千代田地区が123億円で霞ヶ浦地区は118億円となっており、比率では51対49であります。

一方、平成25年度決算における使用料は、滞納分も含めて、千代田地区は2億5233万円で霞ヶ浦地区は7167万円となっております。比率では77.9対22.1であります。費用対効果を考えれば、

霞ヶ浦地区における加入率の向上は喫緊の課題であり、改善が求められております。戸別訪問を重ねて加入の促進だけでは難しいのではないのでしょうか。新たな抜本的促進対策が必要であります。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第69号は認定することに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第70号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案第70号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

平成25年度の農業集落排水事業の使用料について、過年度の収納率が前年度と比べて落ち込んでおります。しかし、問題は、下水道会計と同じように、加入率が全くと言っていいほど伸びておりません。平成24年度は74.9%でありましたが、平成25年度は75.8%にとどまっております。千代田地区の加入戸数は19戸、霞ヶ浦地区は8戸であります。ここでも地域的な差が見られますが、利子補給や無利子貸し付けなど加入促進の手だてを早急に考えるべきではないのでしょうか。

以上、反対の討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第70号は認定することに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案71号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案71号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成24年度、介護保険制度の第5期事業計画に基づく方針から介護保険料が大幅に引き上げられ、1号被保険者の市民からは怨嗟の声が上がっております。

私が行ったアンケートの結果でも、65.5%の方が引き下げを求めています。25年度決算では、保険料が前年比で5%増、一方で、保険給付費は前年度比4.2%の伸びにとどまり、実質収支では4338万円の黒字となっております。認定者数もそれほど伸びておらず、認定率は逆に13.89%と前年比で0.25%下がりました。

一方、被保険者数は1万920人となりましたが、年金から天引きできない普通徴収被保険者の方は2,094人で、全体に占める割合は19.17%にもなっております。高齢者の貧困化が進んでおります。それに伴い滞納額はふえ続け、不納欠損も年々ふえる傾向にあります。普通徴収被保険者の2割に近い方が滞納しており、通常の1割負担で介護保険が受けられなくなるおそれがあります。これでは、収入の少ない低所得者の高齢者にとっては、利用したくても利用できない介護保険制度となっているのではないのでしょうか。保険料の引き下げと同時に、市独自の軽減策や利用

料の軽減策も必要ではないでしょうか。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第71号は認定することに決定をしました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、反対の立場で討論します。

私は、平成25年度決算において、予算と比較して収益減の中、費用を最小限に抑えて純利益を上げたという市当局、水道事務所の努力は認めます。しかし、その利益を減債積立金として積み立てるのではなく、余りにも高い水道料金だという市民の声に応え、市民に還元するという発想が必要だと考えます。

霞ヶ浦地区、いわゆる旧出島村では、過大な人口予測による設備投資を行ってきました。それによって、霞ヶ浦地区の給水原価における減価償却費と支払い利息が占める割合が高くなっていました。当然、供給単価と給水原価は逆転し、給水人口が伸びないために営業収益が改善されておりました。そのため、水道会計に一般会計から多額の繰入金を投入してきました。

一方、千代田地区はいわゆる千代田町時代であります。県からの受水費が占める割合が多か

ったのでありますが、給水人口の伸びもあって、給水原価は漸減傾向にありました。しかし、合併によって水道会計も統合され、給水原価も平均化されましたが、両地区での問題点は解決されておりません。水道事業における霞ヶ浦地区と千代田地区との比較について、平成25年度決算では給水収益は全体で9億744万8000円ですが、そのうち霞ヶ浦地区は3億2363万7000円、千代田地区は5億8301万1000円となっており、その比率は35.7対64.3%であります。給水人口について、全体で4万1161人ですが、霞ヶ浦地区は1万6067人、千代田地区が2万5094人。その比率は39対61であります。1日最大給水量は1万3096トンですが、霞ヶ浦地区は5,851トンでありまして、千代田地区が7,245トンとなっております。その比率は44.7対55.3%でありました。

問題なのは、前年度と比較して給水人口は544人減っております。霞ヶ浦地区が229人減、千代田地区は315人減であります。合併時の平成17年度の給水人口は4万2873人ですから、実に1,712人の減となっております。これ以上当市の人口は、ふえることは考えられないわけですから、過大な人口予測と水需要計画による過大な設備投資のツケを利用者、市民に押しつけるのではなく一般会計からの補填をふやすと同時に、県との実施協定を現実の人口に見合った協定に見直しし、変更するべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第72号は可決及び認定することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時19分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 請願第 9 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 6、請願第 9 号 緊急の過剰米処理を求める請願を議題といたします。
ただいま議題となっている請願の審査は、産業建設委員会に付託をしております。
これより委員長報告を求めます。
産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第 9 号 緊急の過剰米処理を求める請願につきましては、11 月 26 日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第 9 号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第 9 号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第 109 条第 6 項の規定により、委員会において、議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第 9 号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第 9 号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第9号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 7 委員会発議第8号

○議長（鈴木良道君）

日程第7、委員会発議第8号 緊急の過剰米処理を求める意見書（案）を議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第8号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第8号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 閉会中の継続審査について

○議長（鈴木良道君）

日程第8、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

政治倫理条例検討特別委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第 9 閉会中の所管事務調査について

○議長（鈴木良道君）

日程第9、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これもちまして平成26年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。

会期15日間にわたる慎重なご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 来 栖 丈 治